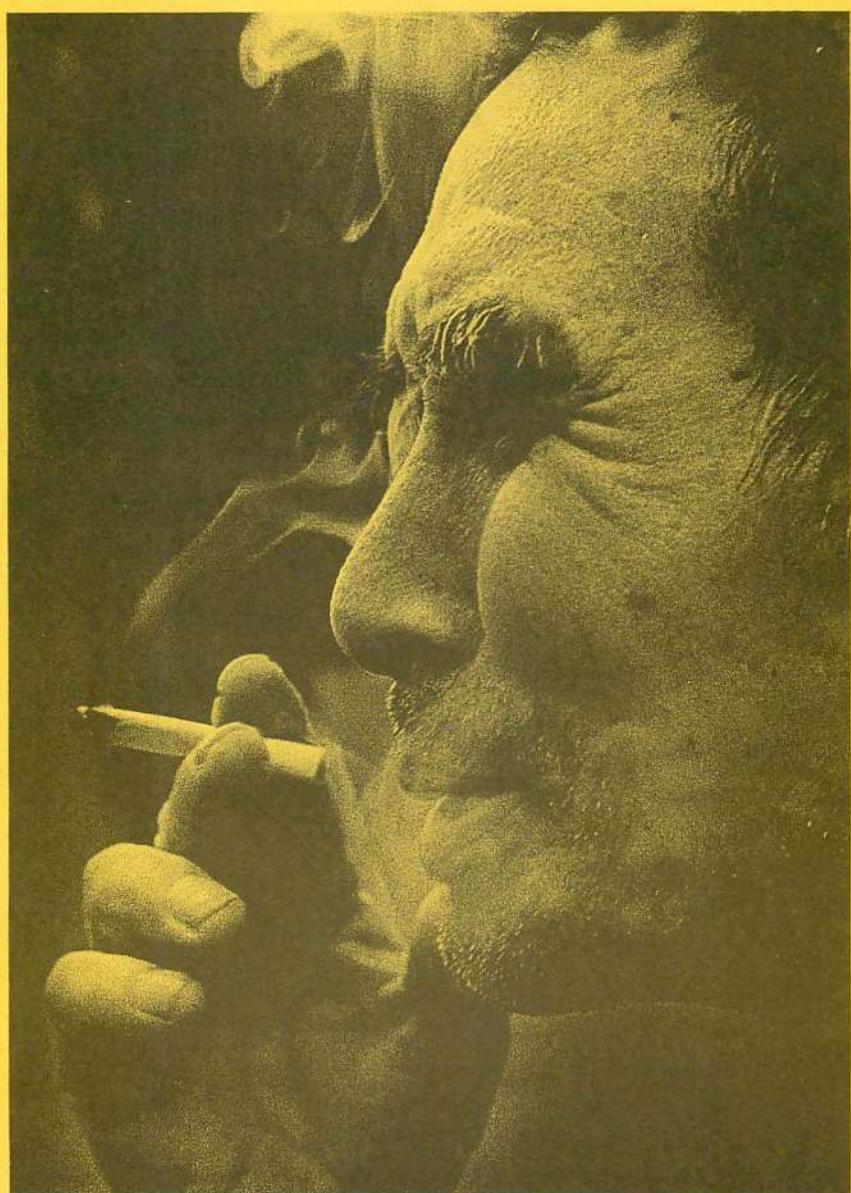


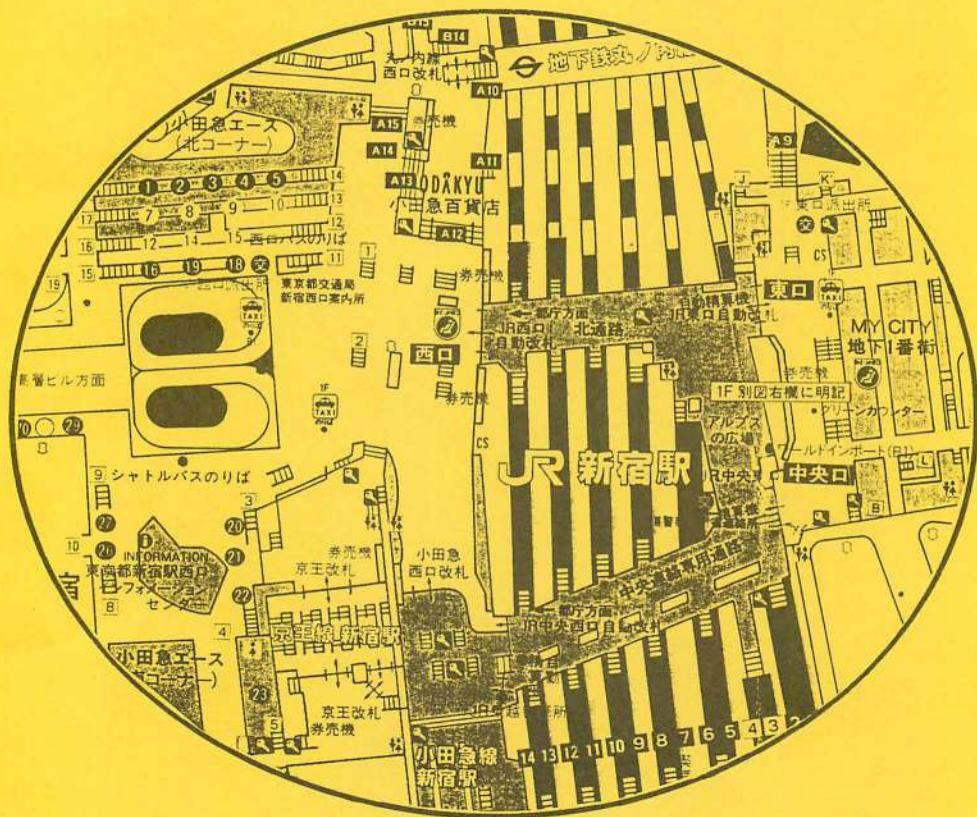
新宿 *HOMELESS*

1995年新宿野宿労働者の現状と運動の記録



新宿連絡会

発行：新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議



目 次

いわゆる「ホームレス」問題とは何か？	1
I. 新宿野宿労働者の現状	8
II. 新宿区との交渉記録	18
III. 新宿区議会と陳情書	32
IV. 冬を乗り越えて	46
V. 東京都との攻防	60
VI. 資料編	72

[写真提供・小暮 茂夫]

いわゆる「ホームレス」問題とは？

新宿連絡会・事務局 笠井和明

I、はじめに

新宿の「ホームレス」は路上生活者対策、山谷の「ホームレス」は山谷労働者対策。行政における区分は同じ野宿生活を余儀なくされている人々をいとも簡単に分断します。彼・彼女らが野宿へと至る原因は何なのか？その分析もない中、新宿の「ホームレス」と山谷の「ホームレス」はどこがどう違うのか？と行政に問うても行政は何一つ答えられないでしょう。

この問題はどういう問題なのか？単に住む家を失っただけの問題か、家族を失っただけの問題なのか？単に仕事を失っただけの問題なのか？単に福祉行政が怠慢なだけなのか？

我が国においてはその議論すら始まっておらず、現象面だけが先走り、それを糊塗する行政の「対策」が後追いするといった嘆かわしい状況です。

人々にとって、それは直視したがらない、出来る限り脇に置いておきたい問題なのかも知れません。「繁栄」という欺瞞にまだ浸っていたいのかも知れません。

が、しかし、現実は人々の気分など無視して加速しています。事の重大さに気付かなければ、いつの間にか欧米並の「ホームレス」国家へと、この国も変わっていくでしょう。

「ホームレス」問題とは何か？運動に関わっている私たちも、広く論議をしていきたいと思っています。本パンフレットは運動の宣伝のために編集されたのではありません。野宿者への予断と偏見をなくし、この問題の真の解決の方法を探る、その糸口になればという思いで編集されています。そのため「ホームレス」という一般的な用語もあえて多用しています。

問題を糊塗したり、レッテルを貼ったりして、事の本質をそらすのではなく、問題を直視し、向き合っていこうではありませんか。一年以上にわ

たる新宿野宿者との関わりの中で確信し得た基調論文と、行政との攻防の資料を私たちは論議の材料としてここに提供します。

野宿を強いられている人々もまた、私たちと同じ人間であり、労働者です。彼・彼女らが味わっている故なき苦難を「自業自得」であると冷笑するなれば、同じ苦難を私たちもまた背追わなければならなくなるでしょう。分断という競争社会の捷を打ち破り、共に生きて行く思想をこの世に打ち立てるために……

II、いわゆる「ホームレス」問題とは

新たな問題なのか？

新宿の「ホームレス」が世間の注目を浴び始めたのは、92年か93年あたりだったと記憶しています。当時はバブル崩壊の象徴として、仕事を競い合う山谷の労働者の姿や、新宿のダンボールハウスがマスコミで取り沙汰されておりました。その頃の新宿「ホームレス」人口は山谷労働者福祉会館人民パトロール班記録によれば、265人。都庁移転時に整備された新宿駅西口地下から続く300メートルの二本の地下道にダンボールで囲った小屋が立ち並び、その脇をサラリーマンが見知らぬふりをしながら足早やに通り過ぎるといった光景は、あたかも不況というもの実像かのように映し出されていました。

が、不況になったから新宿に「ホームレス」が突然現われたという訳ではありません。新宿駅とその周辺は、今川勲氏の『現代棄民考』（1987年・日文書院）でも、高田馬場寄せ場の存在、そして一大歓楽街、地下街などの都市構造の面からも「街頭生活者」が古くからおり、80年の国勢調査において130人の人口、そして85年には都内最大の街頭

生活者を抱えるようになったとあります。

現在「ホームレス」と呼ばれている、路上で暮らす人々の生活様式は、かつて「浮浪者」「街頭生活者」とよばれていた人々と同じであります。ただ、呼び名が変わっただけのようです。

古くから寄せ場やその周辺にいた、日雇仕事にアブレ野宿をしながら仕事を探していた労働者、そして高速道路の下や駅、公園をねぐらにし、ダンボールの仕切り、地見屋などで生き抜いていた「街頭生活者」。私たちの知っているかつての「ホームレス」は、今より数は少ないものの、戦後、寄せ場や、街頭で、人々から顧みられることなく細々と生活を営んでいました。

「ホームレス」という生活形態は、その今日的な呼び名でしかないということです。

住居というものをもたず、寄せ場や駅手配の労働力市場を通過点としながら、産業の要請の中、現場と共に渡り歩く建設日雇労働者の一部が、長期にわたる失職などを原因としながら野宿生活を余儀なくされる。「オリンピック準備のための都市改造」の名のもと、産業道路、高速道路、幹線道路建設など産業基盤整備の強行のため全国から集められた無権利状態の建設日雇労働者が、その後の産業合理化や景気変動の波の中、淘汰され「敗戦兵」の烙印を押された者は路上に放り出される。

このように、「ホームレス」問題とは、戦後の寄せ場の形成史と同時に、日雇労働者の特種性として構造化された問題であります。（ちなみに、敗戦後のいわゆる「浮浪者」問題と行政の対応については、ジグザグはあるものの、高度経済成長に従属した「労働力流動化」政策に収斂されていく問題、すなわち大量失業者を炭鉱や鉄鋼産業など「傾斜産業」に吸収し、余剰労働力を産業軍として再編していく雇用政策の問題として把握していく必要があるでしょう。住居がないという現象だけにこの問題の本質があるのでなく、時代、時代の労働者が産業の発展と雇用政策の中、層としてどのような運命を強いられているかの問題であると考えます）

国や行政の政策により大量に創出された日雇労働者にとって野宿生活は、不安定な就労形態、低

賃金、そして、単身者性と移動性と言う産業から強制させられる生活様式から、必然的な生活形態です。景気変動の波を一身に受ける不安定就労が故に、どの日雇労働者が野宿生活を強いられるかは、偶然で決定されます。野宿は日雇労働者にとって強いられた運命と言えます。

日本の雇用政策は「労働力流動化」政策、すなわち雇用保障ぬきの低賃金労働力の創出と配置政策にあると言われ、欧米のように適職選択権が保障されず、日本の雇用慣行の中、転職はすなわち「転落」として、労働者の生活水準のランクを落として行き、そこからの脱出を困難にさせていきます。日雇労働者としてたどり着いた瞬間、その人は、日雇労働者としての階層としての運命を背おわされる事になるのです。そして、この日雇労働者の末路、日雇市場から排除された人々の大半は、野宿生活を永遠に強いられ「街頭生活者」となり、路上か、病院での死が強制されます。

新たな言葉と、マスコミによる扇動はあたかも新たな問題が発生したかのような印象を人々与えます。そしてその本質を見間違えさせます。アメリカでは『精神病患者の「脱施設化」原因説』が、「ホームレス」問題を語る時の有力な見解として定着していると言われています。「ホームレス」は全て「精神障害者」であり、「精神病患者」を施設に収容すれば、この問題は解決出来るとする、説です。物事の本質を見ようとせず、一部の原因を無限に広げそれで括ろうとするこのような安易な見解は「ホームレス」に対する差別、また「精神障害者」に対する差別をも助長させるなど危険なものにしかならないでしょう。また、一方で社会病理学者などが語る、「ホームレス」問題の一般的な主張は、都市の過密、失業、貧困、家族崩壊、孤立、疾病などの複合的な問題というもので、一見分かったようで、実は何も分かっていない主張です。「ホームレス」を「单一で等質の集団」かのようにとらえ、その前提から原因を探る問題意識では、現実からは程遠い、表面的な認識にしかなりません。

「ホームレス」の形成史と、どの社会的層がこの問題に一番直結しているのかを見るのならば、

この問題は、決して新たな問題ではなく、また、不況の申し子という単純な問題でもなく、「都市問題」というファジーな問題でもなく、高度経済成長以降、寄せ場や飯場に集積させられて行った建設日雇労働者の固有の運命のその結果現象としてとらえることが出来ると思います。

Ⅲ、いわゆる「ホームレス」問題に今日的な問題が孕まれているのか？（その1）

では、「ホームレス」問題と呼ばれているものは、このような、昔から建設日雇労働者が置かれていた構造的「棄民化」の問題が、この不況下で量的に拡大しただけでしょうか？その点についての検証をこれからしたいと思います。

各種行政資料や、山谷労働者福祉会館人民パトロール班のここ数年の活動記録、そして、昨年夏新宿で実施したアンケートなどを検証する中で、この問題の今日的な特徴として挙げられると考えているのは以下の点です。

- a、野宿者の数が爆発的に増えていること。
- b、その生存範囲が寄せ場以外へと広域化していること（広域化）。
- c、定着型の野宿スタイルが広範囲に生まれていること（定着化）。
- d、建設産業以外のサービス業、中小零細企業から野宿者が大量に排出されていること。
- e、高齢化した労働者が大量に排出されていること。
- f、グループごと、自生的団結形態が生み出されていること。

まず、この問題が問題化した最大の要因は数の増大であります。新宿に限っていっても、新宿福祉事務所の来所相談件数は、91年度1,938件が、94年度（1月現在）で31,315件。保護申請受理件数だけでも91年度375件が94年度（1月現在）1,251件と急増しています。また、山谷労働者福祉

会館人民パトロール班の調査でも、91年末人口約70名が、94年末では590名と、この3年間で、およそ8倍も急増している実態が判明します。全般的な調査でも、91年末約500名が、94年末約2,000名と、4倍増となっています。昨年夏の新宿におけるアンケート調査でも、全体の44%が半年以内に新宿に流れつき、また、91年8月以降に新宿に流れついた人は実に全体の75%を占めます。新宿で野宿をするようになった原因では、67%の人が、退職、失職、出稼ぎ、事業の失敗など仕事の側面を理由にあげています。建設日雇市場における「バブル崩壊」の影響が行政資料の数値として現われたのは91年度からで、野宿者の増大は「バブル崩壊」による建設日雇市場の冷え込みと直結しています。都内の野宿者数は行政が調査したことなく、また、運動団体が都内全体の人口数値として残しているのはここ数年のものしかないため、かつての不況時との比較は行なえませんが、建設日雇市場から排除された野宿者の排出の規模はこれまで以上のものであると考えられています。

しかし、「バブル崩壊」と長期不況局面への突入が直接的原因ながらも、単に景気の変動と市場からの排除として野宿者の増大の問題を単純化できない問題がここに孕まれています。「寄せ場の再編」などと言われている問題が、この不況下、一挙に進行しているという点です。建設市場の国際化に伴い、建設独占資本は21世紀を戦略化したリストラクチャリングを本格化し、下請業者の系列化を強化し、高齢化した労働力を明確に排除しながら、寄せ場労働力市場への依存から、労供勢力を介した外国人労働力市場や、駅、新聞手配市場へと移行するという、末端の労務供給システムの淘汰、再編を進めており、寄せ場がその変動の波にさらされています。これが、飯場や寄せ場からの野宿者の大量排出の一方での原因であり、また、かつて寄せ場や周辺に止まっていた野宿者の生活形態を一変させ、寄せ場から野宿者が都内に拡散するようになった原因であるとも考えられます。建設日雇労働者の更なる流動化を推し進め、高齢者を排除しながら、低賃金の労働者を無権利状態で新たな経由で囲い込む。このような建設独

占資本の動向は野宿者の動向と重なりあっており、まさに今日的な問題であります。

広域化、定着化、高齢野宿労働者の問題においても、このことがかなり鮮明に現われていると思われます。都内最大の寄せ場である山谷とその周辺（浅草、上野まで含めて）の野宿者の人口は、91年末300名が、94年末で700名と、2倍弱増加していますが、前記した都内全体や新宿と比較すれば伸び率は3倍以上の開きがあります。野宿をしている人がすべて山谷の労働者である訳ではありませんが、近年の都内野宿労働者の動向は、山谷圏離れを確実に示していることはこの統計からうかがえます。直接的には寄せ場労働力市場の縮小（顔づけ、直行化）に規定され、大量に生み出した失業日雇労働者の流動化を促進すると共に、寄せ場への新たな流入者を減少させています。山谷圏においても、浅草、隅田公園、上野など、手配のある場所に野宿者が集中するといったドーナツ現象が現われるなど、就労構造の変化に労働者は敏感に反応しながら、生活場所を変えていきます。そして、他方で、高齢日雇労働者は仕事に就ける機会を決定的に奪われます。業者の年齢制限は進行し、山谷や高田馬場寄せ場では、50才を過ぎた新規参入者は仕事に就ける条件がありません。この傾向は駅手配でも進行していると言われています。東京都の特別就労対策事業（特出し）で月に幾ばくかの仕事に就ける白手帳保持者以外は、就労機会を求めて移動します。新宿アンケートにおいても、野宿者の約7割が50代以上の高齢者で、新宿福祉や、城北福祉センターなどの資料を見渡しても、援護を求めてくる人の年齢構成は50代の労働者が中心です。資本の意図によって市場から排除された高齢の労働者が大量に排出されている現象は、寄せ場や飯場に労働力をプールし、大都市の産業基盤整備工事に動員するなど戦後形成してきた大量の日雇労働者を淘汰するものとしてあるでしょう。かつての不況期は、排除された労働者でも景気の変動にあわせ、再度仕事に就くことが可能がありました。が、明確に資本の意図によって排除された高齢の日雇労働者は、景気の回復があったとしても、再就労する機会はほとんどなく、彼等のほとんどが、寄せ場を転々とし、駅を

転々とし、そして、「街頭生活者」化せざるを得なくなるのです。野宿者が定着化する要因もそこにあります。長期に渡る野宿生活を余儀なくされ、流動しながら職を探すが、みつからないという結果が、出来るだけ野宿をするに適した場所に定着、定住するということに必然的につながります。勿論これは、地域や行政の排除との力関係であり、誰もが、どこでも定住できるとは限りませんが、歴史的に「街頭生活者」が生活していた場所、駅手配、繁華街が存在する主要ターミナル駅周辺や、公園、ガード下、河川敷などが選ばれます。ブルーシート、ダンボールなど、生きるための生活の知恵が、そこでは活用され、また、集団で定着している所には自然と自生的な団結形態も生まれ、シノギの方法も様々な形で編み出されます。

このように、「ホームレス」問題の今日的な現象は、単なる不況の産物という単純なものではなく、不況を通してあらあくなき利潤を追及する建設独占資本の産業構造の変化に伴う労務供給体制の再編の問題を、色濃く反映したものであると考えます。そして、それは旧来の「棄民化」の質をも越えた、戦後形成してきた大量の高齢日雇労働者の「処分」過程に突入したと言っても過言でない段階に入ったということでしょう。

IV、いわゆる「ホームレス」問題に今日的な 問題が孕まれているのか？（その2）

「ホームレス」問題の理解に混乱を与えるのは、先程、今日的特徴としてあげた、d、建設産業以外のサービス業、中小零細企業から野宿者が大量に排出されていること。の問題です。マスコミが新宿「ホームレス」の紹介に、元中小企業経営者、倒産企業の管理職、カード破産の一流企業ビジネスマン、ローンを払えなくなったマイホーム購入者など、不況の現象と直接むすびつくような人たちを、かなり恣意的に紹介した結果、「新宿は山谷の問題とは違う」なる認識がかなり浸透しております。運動をしている者でも、この

マスコミの「情報操作」に疑心暗鬼をもちながら、実態はこうだと、はっきりと言明できずに手をこまねいていました。が、今回行なったアンケートの結果は、その疑問をある程度説き明かしてくれたのではと考えます。

確かに、新宿では、建設日雇労働以外の仕事に従事していた者は少なくはありません。新宿アンケート結果でも、全体の40%が、工場、会社員、自営業、サービス業、その他と回答しており、固有な問題として明るみになりました。具体的にはパチンコ屋従業員、飲食店従業員、タクシー運転手、運送屋運転手、新聞拡張員、ガードマン、期間工、自動車部品製造業、清掃業、公務員、港湾関連会社、情報システム会社、製本業、ホテル雑業、農業、バタヤ、芸人などなど。サービス業や会社といっても中小零細企業が多いこと、会社や店の寮で生活していた人が多いことなどが特徴としてあげられます。

が、しかしこの調査結果を都内全域の「ホームレス」に当てはめて考えるだけの材料はまだありません。都内各地をまわっている現場感覚で言っても、この40%は、まだまだ純粋新宿固有の性格でしかないと考えています。野宿に適した環境がかなりある新宿の街は、建設業以外の産業から「転落」してきた労働者が比較的安易に住める場所であるからです。この問題は、「ホームレス」問題といった場合の、すぐれて今日的な現象であり、今後の推移をはかる上で着目すべき点ですが、全体の「ホームレス」状況にあっては、まだ部分的な問題でしかないでしょう。いずれにせよ、この「ニュー・ホームレス」と私が勝手に呼んでいる人々の存在は今日の雇用・失業問題を現象的に指し示していること、そして、雇用不安と野宿という生活様式が日雇労働者固有のものではないことを改めて我々の前に明らかにしてくれました。日本の雇用破壊がどこまで進むのか、そのバロメーターがこの「ニュー・ホームレス」の動向として反映されていくでしょう。80年代のME「合理化」と、社会保障制度の改悪、そして、90年代不況に対応した独占資本の国際的リストラ戦略のもと引き起こされている国内雇用の「空洞化」問題、「規制緩和」「社会的規制の弾力化」の掛け声で

進む労働者の権利剥奪、「雇用形態の多様化」による不安定雇用の拡大に向けた動きなど、すでに「構造的失業」化社会の条件は着々と進んでいると言われています。雇用保障ぬきの新たな「労働力流動化」政策は、都市貧困者、失業者を増大させるだけではなく、住宅市場から締め出された都市貧困者、失業者的一部を野宿生活へと転落させていく結果を安易に招くでしょう。そしてその端緒が新宿に今現にあるのです。

この点での分析は、今後なお必要になってくるだろうと考えます。いずれにせよ、今現に他産業から「転落」してきた人々が、今後どのような産業に吸収・再編されていくのか、それとも停滞化し、高齢化した日雇野宿労働者と同一の運命をたどるのか?このような新たな問題を彼等の存在は我々に投げ掛けています。

V、いわゆる「ホームレス」問題への

行政側の対応は?

新宿「ホームレス」の問題への対応を行政が本格的に取り出したのは、80年8月の「新宿バス放火事件」からです。新宿警察署が音頭を取り、新宿区、西口地下道を管理する東京都・第三建設事務所など行政サイドと、地元商店街が連携して発足した「新宿駅周辺環境浄化対策会議」(事務所は区・環境公害課)は、この事件をきっかけに動き出し、新宿駅周辺の「クリーン作戦」と命名した週二回の集団パトロールを実施し始めました。警察主導の徹底した追い出し作戦でした。一方で「環境浄化現地出張相談」を福祉事務所を軸に81年から開始、追い出しばかりをして保護をしないという批判をかわすため、カップラーメンを食わせ、急病人を病院に放りこむだけの「相談」事業を、以降、集団パトロールと同時に進めてきました。

新宿区は一貫して、高田馬場寄せ場の存在と、百人町にあるドヤ街の存在を無視して来ました。「ホームレス」を生み出す根拠は区内には存在し

ないとする立場です。「ホームレス」問題の根拠は区内日雇労働者の問題にあることを徹底した追い出しで覆い隠し、また高田馬場寄せ場の違法手配師を、そのことによって野放しにして来れたのです。新宿区は暴力団の資金源と言われるよう、ブラックマーケットの温床であります。高田馬場寄せ場や、新宿駅手配、そして、この市場を通じた人夫出し業者も、ゼネコンと結託した暴力団の強力な資金源の一つです。「ホームレス」問題の解明と対策は、この問題を素通りすることは出来ないことを知った上で、新宿区はこれを意識的にサボタージュし、野宿者を「浮浪者」と一面化しながら、自区内の問題が発覚しないよう徹底した追い出し作戦で、ことの本質を隠蔽しようとしたのです。この姿勢は、追い出し作戦が社会的に批判され、環境浄化対策会議が崩壊した（昨年の10月に「住所不定者」項目を対策項目から外し、名称も変更した）今でも変わりありません。あからさまな追い出しが出来なくなった今、「隔離・収容」という、山谷対策を継承した都区一体の「対策」に転換をはかりながら、自区内の労働問題を隠蔽するという、より巧妙な手法を採用しています。

一方で、東京都も91年の都庁移転後、新宿区に追随しながら西口地下、都道管理者である東京都・第三建設事務所を軸に「路上廃材撤去作業」なるダンボール撤去作業を開始し、都庁周辺の「環境整備」を本格化します。「ホームレス」との壮絶な「いたちごっこ」の末、東京都はついに強権を発動し、徹底的な排除を計画、昨年の2月17日の事態を迎えるにいたったのです。新宿警察、新宿区と組織的に連携しながら追い出しと「隔離・収容」をはかり、一方で300メートルもの地下通路の一部を何の公の理由もなく、工事、閉鎖するというかつて前例のない「追い出し大作戦」を行しました。ここに至る過程は色々ととりざされておりますが、いずれにせよ「ホームレス」問題は一大隠蔽を計らなければならない程の大問題であるとようやく認識した姿勢が、この稚拙な作戦に現われており、この作戦の突入は、追い出し以外何の対策もしない見殺し=野たれ死にの強制から、「隔離・収容」を伴う「野宿者狩り」と

して、より公然たる野たれ死にの強制へと意識的に政策転換したものと考えられます。

暴動対策として発足した山谷対策室は、都の労働力政策が根底にあることから、東京都が山谷労働者対策の仮面をかぶらざるを得ませんでした。ここにおいては、都・労働経済局の特別就労対策事業の雇用政策と、「隔離・収容」を柱とする城北福祉センターによる法外援護政策は同時平行的に進められています。が、東京都が23区の「ホームレス」対策機関として発足（昨年2月）させた「路上生活者問題に関する都区検討会」は、就労対策を後退させ、企画審議室と福祉局が全面に踊り出た構成となっており、その対策も福祉対策=「隔離・収容」がメインであります。福祉行政を権力行政のクッションの役割に置きながら一臨時施設への「狩りこみ」、そしてそこでの「選別」—このセットのもの、「ホームレス」のあるものは保護施設で、またある者は老人ホームや病院で、またあるものは臨時施設から追い出し、路上で「処分」していく。もはや労働者対策としての仮面すらなげうって、本格的に「ホームレス」を選別・淘汰していくことを決定する機関として「都区検討会」は存在しています。労働問題としての視点は、大量に野宿者を排出した企業の責任が問われます。このことを避けながら、東京都は野宿者の巧妙な「処分」方法を編み出したのです。公然たる追い出しのかわりに、「環境整備工事」なるハード面での陰湿な追い出しに重点を移し、この政策は進められていくでしょう。

が、問題は隠蔽といっても、寄せ場では労働者を囲い込む事は出来るが、路上ではそれが不可能な点にあります。野宿者の増大の速度は行政にとって計り知れないものがあり、「隔離・収容」の規模をはるかに越えてしまう可能性を孕んでいます。たとえ一地域を行政の側が制圧したとしても、また同種の問題が他の地域で発生し再び「いたちごっこ」が開始されます。福祉対策だけでは、とうてい間に合う筈ではなく、労働問題での対応がこのような中、必然迫られることになるでしょう。建設日雇労働市場が「民間失業対策事業」的な役割の位置を相対的に低下させている今、それにかかる新たな産業での雇用、もしくは、公的な失業

対策事業の復活が求められてくるのは必須であります。そして、それは同時に低所得者層に対する住宅政策の充実を次なる課題として顕在化させるでしょう。

VI、いわゆる「ホームレス」の運動とは何か？

新宿においては、昨年の2月17日以降、東京都、新宿区に対する野宿者の反撃が組織されています。我々支援運動体は当該野宿者を軸とする運動をあくまで追求し、「新宿闘う仲間の会」という当該野宿者の団結形態をもつて至り、そして今冬においては、第一回新宿越年越冬闘争を取り組むという地平に達しています。

だが、野宿者の運動とはどういう性格をもつのか、またどういう社会的位置にあるのかを、我々は未だ鮮明にし得ずにいます。問題の原因と根拠からすれば、寄せ場の運動、日雇労働者の運動の大きな課題として設定されますが、かつての歴史的経験の範囲を越えている問題、そして、前述したように今日的課題を多く抱えている問題なだけに、我々は単純化を拒否し、野宿者の現状に接近し、そして運動を当事者の要求にそって推進することをもって、明らかにしていきたいと考えるからです。そういう意味では我々は実に頼りない支援者であり、当事者から叱咤激励され、また、寄せ場の活動者からも強い批判をあびるのもしばしばです。しかし、様々な批判に耐え、様々な内部矛盾を乗り越え、一年有余のたたかいをしぶとく継続させ、まがりなりにも叩き出しを封殺し、野宿者が利用しうる価値のある行政施策を引き出し、野宿者の団結を促進してきたことは「野宿労働者の利益を守っていく」我々の観点と、たたかい方の成果であったと考えています。要求を打ち出し目に見える具体的な利益を勝ち取っていくには粘り強いたたかいが必要です。一揆主義的なたたかいを作るよりこの方がよっぽど難しい。我々には「崇高な」理論も政治性も運動論もありません、しかし、そのことがかえって当事者に向かいあえる道を作り、自由奔放な運動を作れた原因だった

のかも知れません。当事者と共に考えながら運動を作っていく。まだまだそんな理想までには至っていませんが、それを追求するなかで、位置づけや、性格は後から追いかけてくるものでしょう。

「ホームレス」の運動は始まったばかりです。そして、この問題の根本的な「解決」の道は、新宿のたたかいだけでは到底切り開けません。我々はまだ視点を投げかけているだけの運動団体です。様々な運動体からの問題提起を出しあい、全国の運動体同士での論議を深め、そして、なによりも全国の野宿を強いられた労働者の動向と、たたかいの前進の中で始めて「ホームレス」の運動とは何か？という問い合わせに対する答えが明らかになるのでしょう。

(本論文は寄せ場学会機関紙「寄せ場」掲載
予定の原稿に加筆、訂正をしたもの)

ホームレス当惑

都、突然の締め出し作戦

西新宿



荷物を撤去される路上生
活者（東京・西新宿）

日経新聞 94/2/18

東京の現状

北側の歩道では、路

道では、社員の間に植木鉢を

多くの路上生活者の少ない北側歩

道

I. 新宿野宿労働者の現状

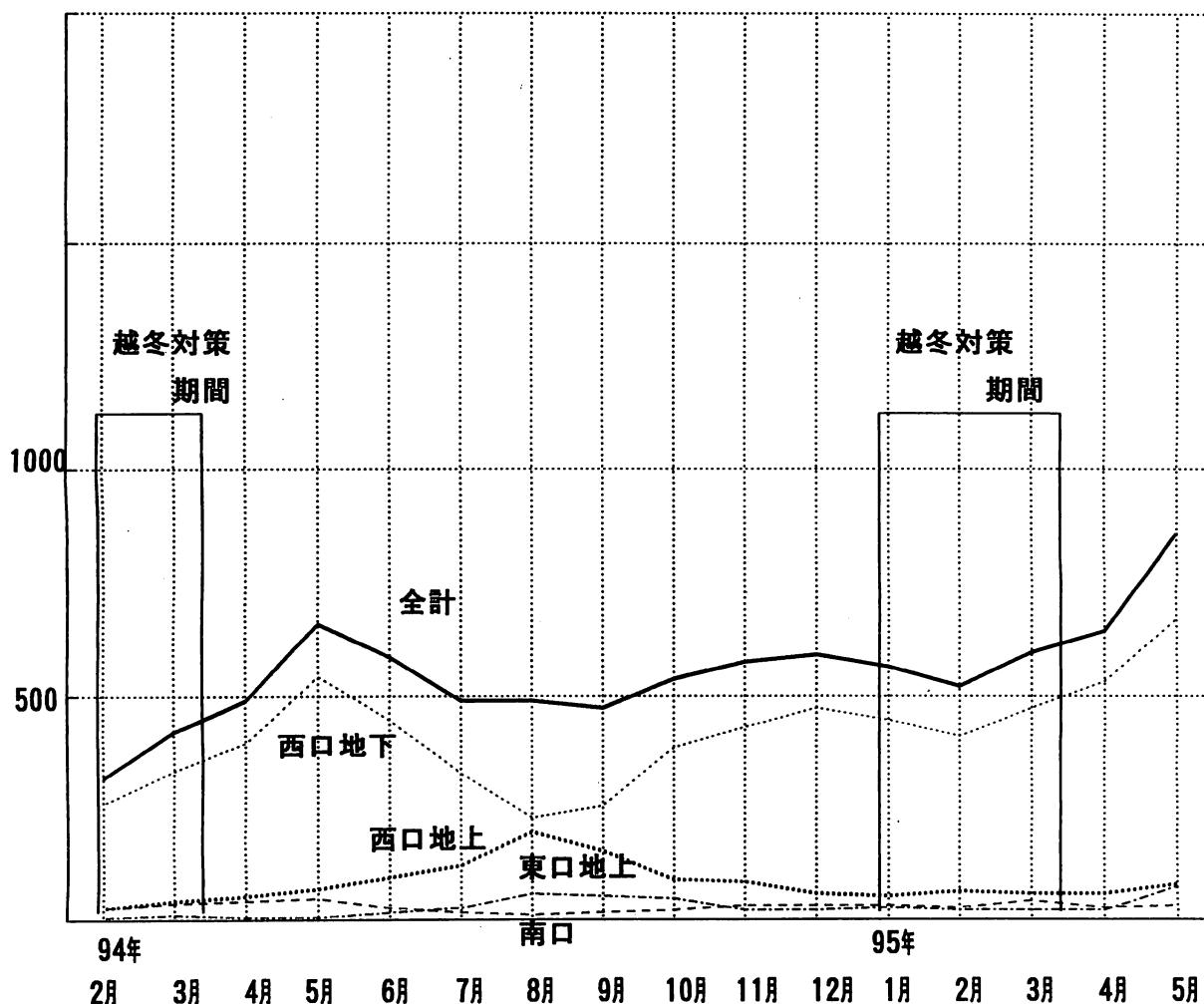


新宿駅周辺野宿者人口推移

毎週金曜日
毎0:00~1:00 の調査記録より
月ごとの平均値にて作表

	94年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
西口地下	257	333	393	541	445	327	228	251	382	434	472
南口	26	38	44	45	27	17	12	16	19	33	32
東口地上	3	10	3	5	18	27	58	52	50	23	23
西口地上	28	40	52	69	95	121	194	155	87	82	60
計	314	421	492	660	585	492	492	474	538	572	587
95年 1月	2月	3月	4月	5月							
西口地下	448	411	472	534	670						
南口	34	25	43	28	31						
東口地上	27	22	21	19	75						
西口地上	52	63	58	60	80						
計	561	521	594	641	856						

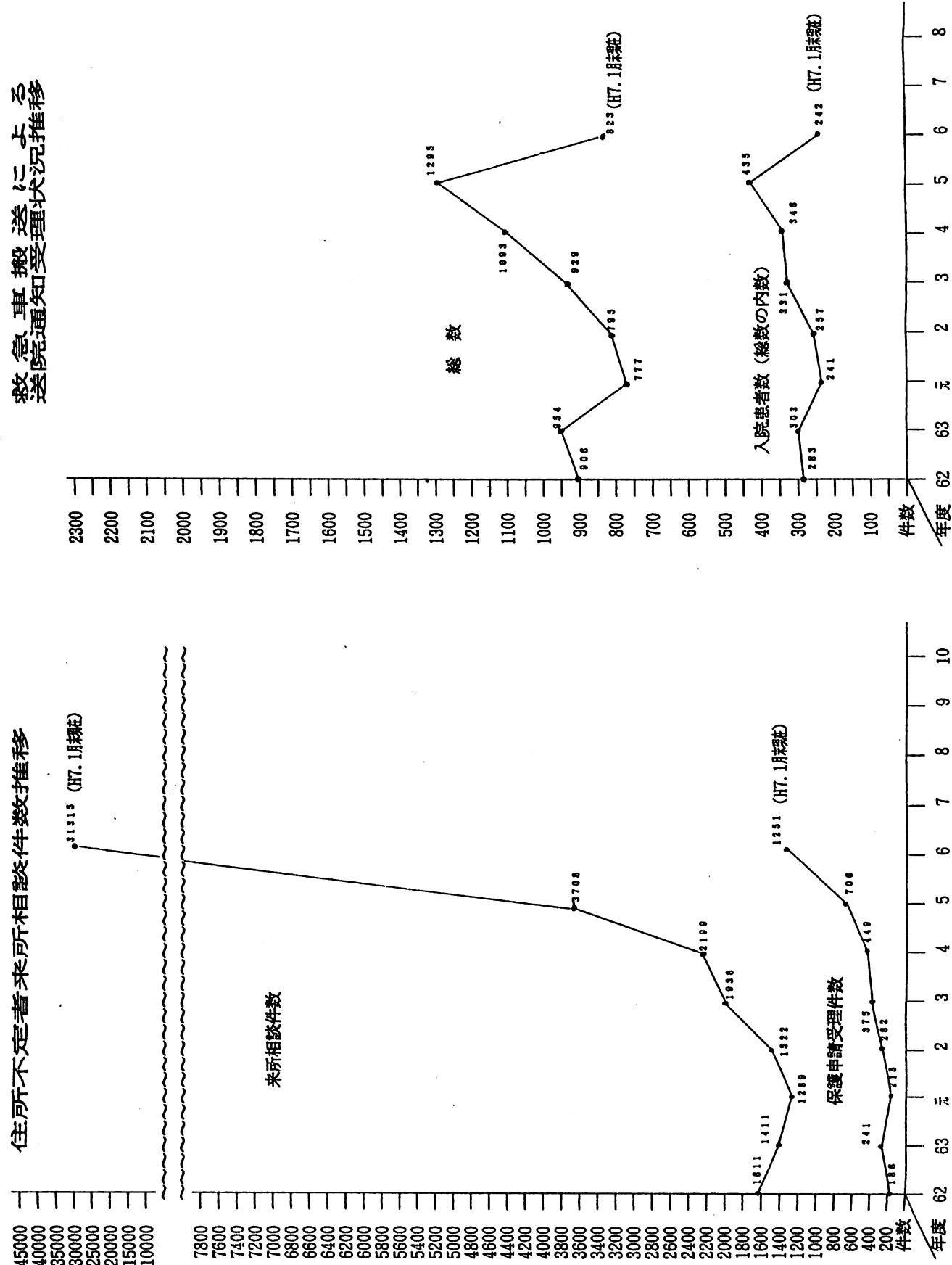
* 山谷・人パト班 越年期新宿人口記録
91-92年平均 70
92-93年平均 265
93-94年平均 403



行政資料

送院通知受理状況推移

住所不特定者来所相談件数推移



行政資料

平成 5 年度

住 所 不 定 者 相 談 状 況

福祉部生活福祉課

月別	来所者	措置状況			入院			収容・その他			日用品	食料現物	医師療委託	新光館利用	バス券等	交通費支給	特診	備考	
		相談のみ	相談継続	申請受理	計	一般	精神	結核	計	収容									
4月	245	190	7	48	15	12	1	2	33	2	31	28	345	0	122	104	20	20	組織変更 両所合併
5月	239	193	15	31	8	7	1	0	23	3	20	22	321	0	121	111	38	15	
6月	264	201	13	50	17	13	2	2	33	1	32	21	270	0	138	129	49	18	
7月	292	217	18	57	25	18	5	2	32	3	29	39	415	1	109	93	39	20	
8月	345	258	36	51	17	14	1	2	34	2	32	17	486	0	116	156	24	14	
9月	263	206	13	44	16	12	3	1	28	0	28	19	309	0	109	103	28	13	
10月	206	146	4	56	23	18	1	4	33	6	27	23	175	0	73	85	29	13	
11月	263	180	25	58	21	18	0	3	37	0	37	26	223	0	109	137	27	10	
12月	328	254	21	53	18	17	0	1	35	2	33	24	246	0	88	137	33	24	
1月	393	300	10	83	28	21	6	1	55	1	54	32	311	0	109	119	42	18	
2月	373	299	3	71	24	21	1	2	47	1	46	23	248	0	70	96	25	24	2/17 越冬事業
3月	497	384	9	104	30	24	2	4	74	2	72	17	528	0	198	270	81	26	
合計	3,708	2,828	174	706	242	195	23	24	464	23	441	291	3877	1	1,362	1,540	435	215	

平成 6 年度

住 所 不 定 者 相 談 状 況

福祉部生活福祉課

月別	来所者	措置状況			入院			収容・その他			日用品	食料	医師療委託	新光館利用	バス券等	交通費支給	特診	備考	
		相談のみ	相談継続	申請受理	計	一般	精神	結核	計	収容									
4月	618	476	34	108	38	35	2	1	70	2	68	28	759	0	156	278	77	35	
5月	1269	1108	35	126	39	37	1	1	87	1	86	27	1894	0	187	300	88	38	
6月	1544	1397	34	113	30	24	5	1	83	3	80	38	2678	1	213	351	130	35	
7月	1955	1821	14	120	26	21	3	2	94	6	88	27	4078	0	195	258	127	25	7/20 新規登録 登録上昇
8月	3452	3317	15	120	25	19	3	3	95	7	88	31	11793	0	209	370	162	35	新規登録
9月	3789	3658	18	113	26	19	4	3	87	7	80	28	13091	0	214	316	125	26	
10月	4269	4166	4	99	21	19	1	1	78	7	71	25	14364	0	168	245	84	30	10/18 新規登録
11月	4388	4268	5	115	24	20	1	3	90	4	86	22	14617	0	218	340	100	33	
12月	4841	4634	18	189	34	32	1	1	155	1	154	25	16109	0	173	360	100	45	22日 新規登録 73
1月	5190	5039	3	148	27	21	1	5	121	1	120	26	16621	0	189	482	95	50	12日 新規登録 127
2月																			
3月																			
合計																			

新宿区、東京都に対する要求闘争のための アンケート 報告

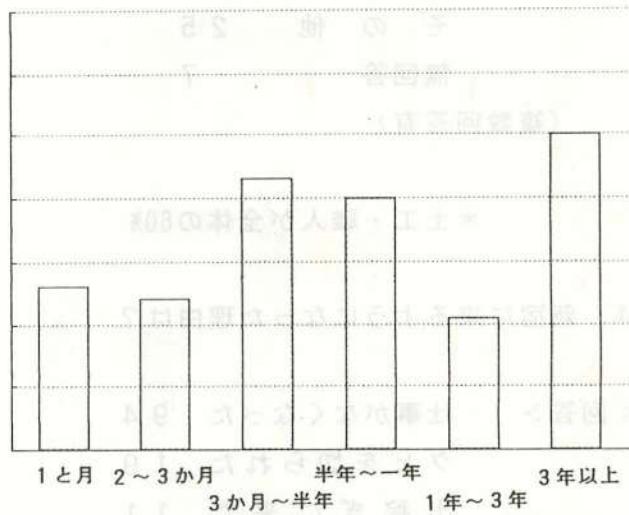
94年9月5日

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

* 9月2日現在 回答数 210人

Q1、あなたはいつ頃新宿にきましたか

<回答>	1ヶ月以内	26
	2~3ヶ月以内	24
	3ヶ月~半年以内	43
	半年~一年以内	40
	1年~3年以内	21
	3年以上	50
	無回答・その他	6

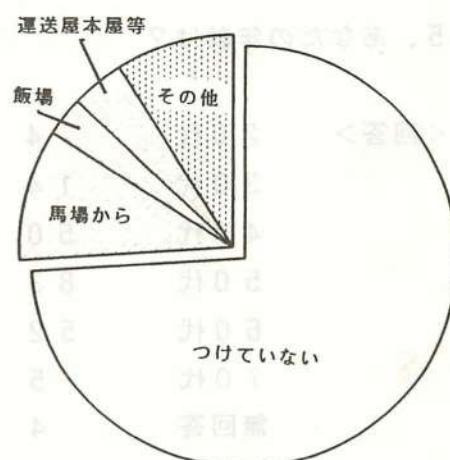


*半年以内が全体の44.3%

*1年以内だと、63.3%

Q2、あなたは今、仕事につけてますか？ついているならどんな仕事ですか？

<回答>	つけていない	155 (73.8%)
	ついている	55
	馬場から	21
	飯場へ	7
	運送屋本屋等	8
	その他	19



*仕事についている回答の

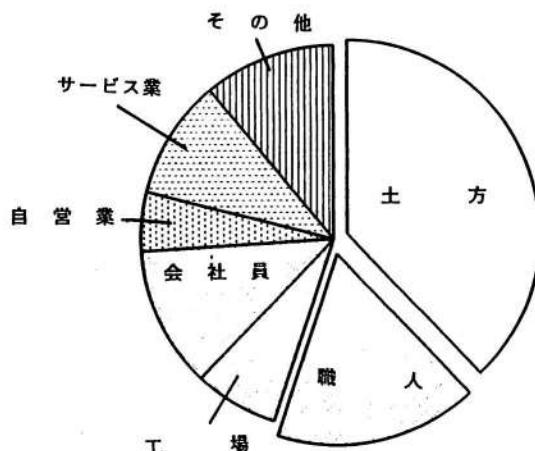
平均週稼働日数

週 3、40日

Q 3、新宿に来る前はどんな仕事をしていましたか？

<回答>	土 方	8 6
	職 人	4 0
	工 場	1 5
	会 社 員	2 9
	自 営 業	1 0
	サ ー ビ ス 業	2 4
	そ の 他	2 5
	無回答	7

(複数回答有)

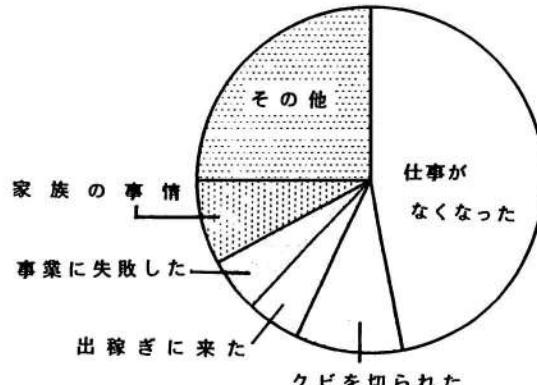


* 土工・職人が全体の60%

Q 4、新宿に来るようになった理由は？

<回答>	仕事がなくなった	9 4
	クビを切られた	1 9
	出稼ぎに来た	1 1
	事業に失敗した	9
	家族の事情	1 7
	そ の 他	5 0
	無回答	1 2

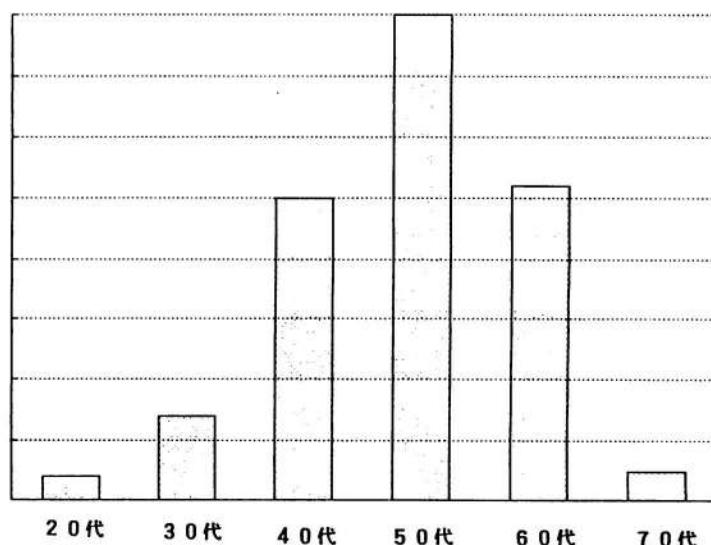
(複数回答有)



Q 5、あなたの年齢は？

<回答>	20代	4
	30代	14
	40代	50
	50代	83
	60代	52
	70代	5
	無回答	4

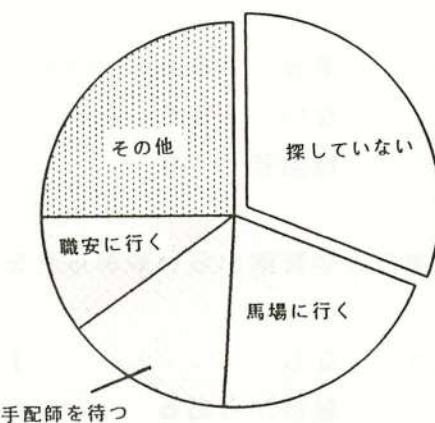
平均年齢 52.5歳



Q 6、仕事をどのように探してますか

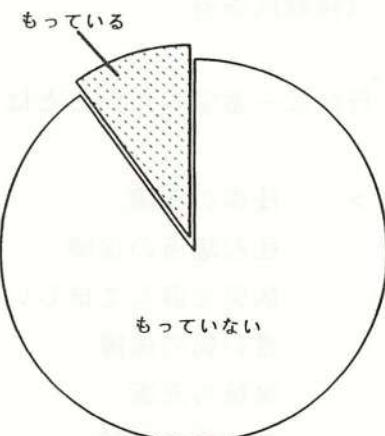
<回答>	探していない	6 8 (32.4%)
	馬場に行く	4 3
	手配師を待つ	3 2
	職安に行く	2 1
	その他	5 5
	無回答	1 3

(複数回答有)



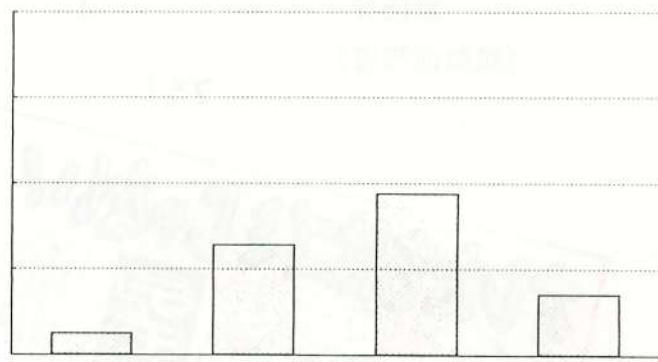
Q 7、白手帳をもってますか？

<回答>	もっている	2 1
	もっていない	1 8 5 (88%)
	無回答	4



Q 8、食事は一日何回とれてますか？

<回答>	とれてない	1 3
	一回	6 5
	二回	9 4
	三回	3 6
	無回答	2



Q 9、健康状態はどうですか？

<回答>	良い、普通	1 3 1
	通院している	1 7
	悪い	5 6
	無回答	9

(複数回答有)

Q10 福祉事務所にいったことがありますか？

<回答> ある 109
ない 95
無回答 6

嫌な対応をされたことがありますか？

ある 41

Q11、通行人や警察からいやがらせを受けたことがありますか？

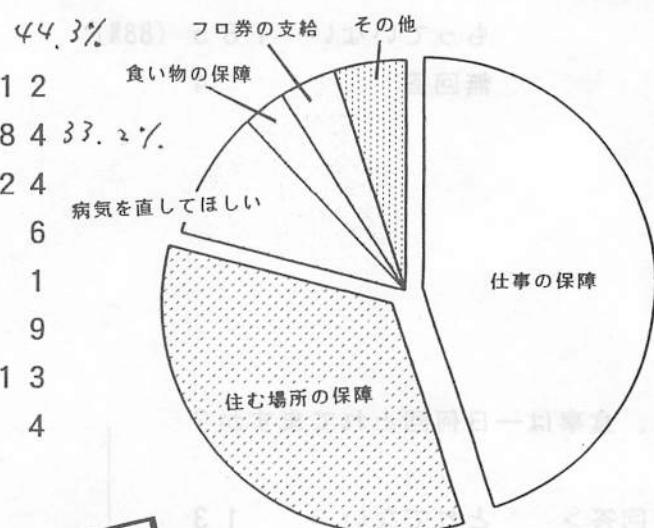
<回答> なし 146
警察からある 39
通行人からある 35
無回答、その他 4

(複数回答有)

Q12 行政に一番望みたいことは？

<回答> 仕事の保障 112
住む場所の保障 84
病気を直してほしい 24
食い物の保障 6
福祉の充実 1
フロ券の支給 9
その他 13
無回答 4

(複数回答有)



253



報知新聞 94/7/13

- 47才、「福祉に食べ物を多く支給してもらいたい。また、寒さが厳しくなる前に住む場所を保障してもらいたい」
- 64才、「福祉に食べ物を多くもらいたい」
- 64才、「ダンボール生活はいや。自由につかえるような住宅を保障してもらいたい。場所はどこでもいい。仲間の会にはいつもおつかれ様と言いたい」
- 66才、「早く寝る所を探して下さい」
- 64才、「仲間の会の行動はいつも同じ、変わったことをしてほしい」
- 52才、「仲間の会はなかなかいい」
- 65才、「仲間の会が出来て撤去がなくなった」
- 43才、「仲間の会はいいと思う。おれは表たったことが嫌いだから参加しないが」
- 55才、「安心して生活できる状態にしてほしい。新宿に来ればなんとかなるという場所にしてほしい」
- 67才、「設備をよくしてもらいたい。寮をつくってもらいたい」
- 50才、「長い目で見て、仕事さえ有ればすべてうまく行くという最近のチラシには多少反対です」
- 63才、「仕事を探してほしい」
- 53才、「ホームレスは景気に関係なく今後も増え続けるんじゃないか。でも行政はこの問題を甘くみている。何もやっていないと思う。もう少し、できるところから着実にやっていってほしい」
- 68才、「うどんカンパンの支給の回数を増やしてほしい」
- 54才、「東京都に食事代、月四万でも出してもらいたい。また、仕事は、馬場じゃなく、新宿の職安から出してほしい」
- 41才、「行政は、まず、まじめに話を聞いてほしい。それと、水をつかう場所を何とかしてほしい」
- 59才、「フロ券だしてください」
- 40才、「みんなに呼び掛け、カンパを交替でやつたらいいと思う。そうしたら仲間の会ももっと人が集まると思う」
- 58才、「食券を毎日出してほしい」
- 45才、「毎日仕事に行けるようなシステムがほしい」
- 69才、「鈴木やめろ。福祉の予算を年間で組め。みんな経験がないから今はしんどそうだけど、なれたら、仲間もふえる。」
- 52才、「フロ券、シャワーの設置、無料洗濯機を設置してほしい。仲間の会は、一生懸命やっているとは思うが、内輪でいろいろ決めてやってしまうし、自分らだけで飯が食えればいいみたいな…。もっと開かれたものにして、周囲の仲間や、高齢の仲間に気遣いをしてほしい」
- 43才、「仲間たちに仕事を保障してやってほしい」
- 60才、「年齢制限で仕事につけないのを、なんとかしてほしい」

- 64才 「仕事をすれば収入も入るが、しっかりした住所がないと職安でも世話をしてくれない。住所がここで悪いことはない。どこに住んでいてもまじめに仕事するばいい」
- 51才 「福祉事務所でカードに記載する時、眼鏡をかして欲しい」
- 52才 「フロ券だめなら石鹼、タオルくらいいいじゃないの。ヒゲぐらいそりたい」
- 50才 「作業着、足袋、電車賃を出して欲しい」
- 59才 「ビラ等を見ると都の〇〇課長といった個人名が出たりするが、個人を攻撃しても問題は解決しないし、ついていけない」
- 54才 「年齢とかの制限なく、健康な人間に仕事を出して欲しい」
- 66才 「住まいをちゃんとして、食事を出してもらいたい、役所と話しが出来るようにしていきたい」
- 45才 「毛布が欲しい」
- 66才 「政府が安定してまともな政府になって、まともな労働大臣のもと、職をだせる職安になってもらいたい」
- 54才 「親方や、ゼネコンが一番悪い。行政はきちんと監視、指導しろ」
- 47才 「ただ単のまとまりじゃだめ。はっきりした筋を立て、業者に要求をしていくようじゃなきゃ。鳥合の衆でいかないで話しのできる人間が少数で行く、こっちだって非がある訳だ。我々の意思統一が全然ない。、ただそれをどう実現していくのかは難しいな。前は参加してたけど今はやってない」
- 44才 「体の不自由な人には優先して仕事を出すように要求していくべきだ」
- 51才 「アオカン者にも、社会保障をしてほしい」
- 63才 「カンパンとカッピウドンじゃもたない。あんパンかおむすびにしてほしい」
- 37才 「①仕事の保障をしてもらいたい②住む場所③一日三食の食事を保障してもらいたい④風呂は一日一回入れてもらいたい」
- 45才 「落ち着いて、2~3か月入所できる大田寮のようなものを通年用意してほしい」
- 65才 「西新宿の商店街では残飯にタバコの灰を入れて出す。都の指示という噂だが、イヤガラセはやめる」
- 52才 「空き室が区内には一杯あるはずだ。そこを使わせてもらいたい」



II. 新宿区との交渉記録

新宿区議会議員会議事録・舌生の香樹氏昭は日暮

協賛組合並群馬県佐谷山 11-25-1 番本日因東合

ETOT (0186) 808

本回試験

会の開催に開審議

群馬一ロイハ民人・前会議副幹事長佐谷山

会あるさは者跡跡と命坐・官刑・谷井



1994年9月9日

新宿区長 小野田 隆殿

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

☎03(3876)7073

参加団体

新宿闘う仲間の会

山谷労働者福祉会館・人民パトロール班

渋谷・原宿 生命と権利をかちとる会

新宿区への総合要求書

新宿駅周辺を中心とする野宿労働者の数は、戦後最悪の不況を背景に、この一年で急増し、私たちの調査でも平均512人（2月から9月期）にもおよび、巷では区内600~1,000人とも言われている。その6割は日雇労働に従事し、残りの4割も様々の産業に従事していた労働者であり、仕事がなくなるなど、就労の問題を機に新宿にたどりつき野宿を強いられている。平均年齢52才と多くは高齢者であり、また、仕事を探しに行くも住所がない、高齢だという理由で、7割以上の人人が、一日たりとも仕事につけず、過酷な生活を強いられている。また、仕事に付いている人も平均3日たらずしか仕事にありつけずに野宿を脱する機会すら奪われている。長期にわたる野宿生活の中、健康を害する人も多いが、福祉抑制政策のもと、十分な保護を受けることなく、多くの病をもった人が放置されている。

この現状は、貴新宿区が東京都と結託し野宿労働者の排除のみしか行なわず、保護、援護、救済措置をなんら行なわなかった結果である。

おりから7月15日、東京都・労働経済局から区発注の公共事業に日雇労働者を雇い入れよう区長に要請があったと聞いている。就労問題は都・国の問題だとする詭弁はもはや通用しない。新宿区は自らの努力で野宿労働者問題を「解決」する義務がある。

私たちは、貴新宿区が「日雇使いすて一棄民化」を目的とする野宿労働者の排除の姿勢を改め、すみやかに、区内に住む野宿労働者の権利を認め、就労・生活保障を総合的に行なうよう要求する。

要　求　事　項

I、新宿野宿労働者の就労対策として

1、新宿区は、7月15日、東京都・労働経済局要請を受け、新宿区内に在住する（野宿者も含む）日雇労働者すべてに就労を保障せよ。

- ①新宿区は、区内に在住する日雇労働者の雇用促進政策を制度的に確立し、本年度中に実施せよ。
- ②新宿区は、区の公共事業発注の際、受注業者に日雇労働者の雇用を義務づける「要項」「条例」をただちに作成しろ。
- ③区内に在住する日雇労働者なら、誰でも、無条件に就労できるような求人方法を、職業安定所と協議し、確立せよ。
- ④50才以上の高齢者が優先的に就労できるような特別対策を早急に計れ。

2、新宿区は、新宿区区内で野宿を強いられている労働者に対して、新宿野宿者就労対策をただちに行なえ。

- ①区道、公共施設、公園の清掃、もしくはリサイクル活動など、誰にでも出来る軽労働を、新宿野宿者就労対策事業として予算計上し、ただちに実施せよ。
- ②新宿で野宿を強いられているすべての労働者に平等な就労機会を与え、最低限の生活を保障するよう新宿野宿者就労対策を条例化せよ。
- ③求人方法は、誰にでも就労の機会があるよう、新宿職安、もしくは、労働センターを新宿駅近辺に設置し、そこで行なうこと。
- ④就労意思のある野宿労働者にはフロ券、着替え、作業着、地下足袋など、就労に必要な生活品を特別に支給せよ。

II 新宿野宿労働者の生活保障として

1、新宿区は、区内で野宿を強いられている労働者すべてに住居を保障しろ。

- ①新宿区は、区民住宅を緊急に増設し、また区民住宅の申込資格に特例を設け、新宿で野宿を強いられている者が優先的に入居できるよう条件を整備しろ。
- ②新宿区は、区内の簡易宿泊所もしくはアパートを積極的に借り上げ、野宿労働者に対する住宅援助を積極的に行なえ。

③新宿区は、社会福祉事業法に定める宿泊所を直営で開設し、野宿労働者に優先的に提供せよ。

④新宿区は、野宿労働者に居所を提供した上で、一定の収入が得られるまで、年齢を問わず生活保護を適用し、生活費を支給せよ。

2、新宿区は生活保護抑制政策をやめろ。

①上記、住宅政策が整うまで、新宿区福祉事務所は、生活保護の積極的な適用を行なえ。

②とりわけ、通院が必要な野宿労働者への医療扶助のみの適用を即座に中止し、区内、区外の簡易宿泊所、アパートでの居宅保護を前提とした保護を行なえ。

③新宿区内に「更生施設」「宿所提供的施設」など保護施設を直営で設置し、上野一時保護所を経ずに新宿で野宿をしている要保護者に優先的に割り当てる。

④民間第2種社会福祉事業・「宿泊所」（新光館など）を居所とした生活保護の適用をやめろ。

⑤医療保護が必要な野宿労働者を国公立病院で積極的に受けいれるよう関係機関と対策を計れ。

3、新宿区は緊急援護政策をただちに実施せよ。

①上記総合対策が整うまで、緊急援護対策を講じろ。

②福祉事務所は、現行の一日一回、カップウドン、カンパンの支給をやめ、一日3食の食券を新宿で野宿している者に無条件に支給せよ。

③フロ券、衣類、毛布、遠距離交通費を無条件に支給せよ。

④野宿労働者が利用できる風呂、シャワー、洗濯機、湯沸かし、娯楽室などを設けた施設を早急に設置すること。

III、新宿区の環境浄化対策について

1、新宿区は野宿労働者排除を目的とした環境浄化対策をただちに中止せよ。

①区長（対策会議・会長）は、新宿駅周辺環境浄化対策会議をすみやかに解散せよ。

②区・環境部は巡回パトロールをただちに中止せよ。

③福祉事務所は「街頭相談」（環境浄化対策現地出張相談）をやめろ。

- ④区・土木部公園課は、野宿者排除のための調査・勧告をやめろ。
- ⑤区・土木部公園課は、区立公園のクローズドシステム導入をやめろ。

IV、野宿労働者の人権擁護について

1、新宿区は、東京都（企画審議室・建設局等）による新宿野宿労働者叩きだしへの荷担をするな。

- ①2月17日、一斉叩き出しへの荷担を正式に謝罪せよ。
- ②都・建設局、第3建設事務所、新宿警察署による「路上廃材撤去作業」や日常的ないやがらせに対して、新宿区として正式に抗議をすること。

2、「路上生活者等に関する都区検討会」において、あらたな叩きだしの計画を行なわぬこと。

- ①秘密裏の会合をやめ、「検討会」を公開制とするよう申し入れること。
- ②当該野宿労働者団体との団体交渉を行なうよう申し入れ、一方的な施策の強行を行なわないこと。
- ③一時的な矛盾の「解決」にしかならない「施設収容」を柱とした生活保護法外の「越冬対策」を行なわないよう申し入れること。
- ④都・企画審議室調査部が進めている、叩き出しのための「実態調査」の中止を申し入れること。

3、新宿区は野宿労働者に対して偏見のないよう区民に対する啓発活動を行なうこと。

- ①新宿区は庁内に啓発事業促進本部を設け、新宿区広報に、区民に対する啓発記事を載せるなど、啓発事業を行なうこと。
- ②教育委員会は、教職員に対する研修活動等をまず行ない、人権問題として、教育現場に野宿労働者をめぐる問題を反映させること。

V、以上の要求に対し、行政関係機関の責任者が交渉に同席の上、

9月16日まで誠意ある回答を行なうこと。

以上。

ドキュメント9・16 大衆団交

A M 8 : 0 0 新宿闘う仲間の会を軸とした連絡会の仲間50人、区役所前に到着。横断幕、パネル、ダンボールを区役所前に敷きしめ、出勤の職員に対する情宣活動開始。



PM1:00 支援の仲間が続々と結集。区役所前で100人近くの仲間と団交突入集会開始。途中、サンケイ新聞記者の無断取材、暴言を追及。寿、山谷、いのけん等支援の連帯アピールが続く。

PM 2:00 区役所4階会議室で団体交渉開始。冒頭、庁舎内への公安警察導入を厳しく弾劾。交渉開始。冒頭、回答を一括しておこなうのではなく、項目ごとに回答し、項目ごとに交渉することを愛宕と確認。まず1項目目「新宿野宿労働者の就労対策」の回答を受ける。

田中清矢 杉木園計画課害虫研究室
愛武深金馬場沢沢山口宿

交渉記録

1の1要求項目「新宿区は、7月15日、東京都・労働経済局要請を受け、新宿区に在住する（野宿者も含む）日雇労働者に就労を保障せよ！」

＜回答＞愛宕

日雇い労働者の就労対策についてご協力ねがいたいとの趣旨の資料が配られました。これは、私どもも受け止めております。ただ、①の雇用促進政策、②の雇用を義務つける「要項」「条例」これは制度的に確立するのは、業者の側の問題もある。したがってこれを制度的に確立するというのは、今の状況の中では難しいと、このように考えています。

武山

③の区内に在住する日雇労働者ならだれでも、無条件に就労できるようにということについてですが、はっきり言って無条件にというのは、大変困難な状況だけれども、「都区検討会」の中で、これから労経局もメンバーに含めて、検討していくこうということで進んでおりますので、その中で、私どものほうは、職業安定所の中で仕事を開拓してくれとか、紹介を充実してもらうとかいう形で要望していきたいと、考えています。

愛宕

④の50才以上の高齢者の特別対策ですが、これも、早急にこれを確立していくのはむずかしいと、このように私ども、責任のある立場としては検討してこういう結論がでした。

<交渉> * 愛宕 50才以上はだめだって言うの？
 いや、これをやるには全部、制度的なものですよね、国、都が全体的に制度的なものとして決めるべきで、各区が今、制度的にはできない。

* なんで出来ないのか？都も要請したじゃないか。我々は今まで、土木部に4回要請を行っている。その時も管理課長の馬場さんから、検討しているという回答を受けている。その検討してきた中身を教えてくれ。

馬場 新宿区のほうは、すでに道路工事などで、東京都の「日雇労働者の吸収要綱」に準拠してやってきております。人手の足りない場合、職安を通じて日雇いを吸収して下さいという「要綱」なんですけども、今度ともこの都の「要綱」に準拠してですね、7・15の要請に私どもは対応していきたいと考えております。

* 馬場 これが、検討した内容ですか？もう少し具体的に説明してくれ。今まで、日雇を使ってたんだろ。ちょっと具体的な数を示してくれ。
 道路工事の場合ですね、工事が終わったあとに、「吸収証明」ってのが、

* 馬場 職業安定所の方から証明として出る訳です。そういう形でやってます。

やってるのは分かったから、数字・実績を出してくれ。

* 金沢 特段まとめたものはございませんから、特に用意はしていません。

まとめてもいいのか？

* 金沢 確かに、今までデーターとか正確にとってません。今まで工事の契約書のなかの「特記仕様書」に（日雇いを吸収するよう）書いてあります。ただ、それは、工事によって1人使う場合もあるし、0の場合もあります。が、これ（労経の要請と、皆さんの要求）を機会に土木道路工事だとか、公園工事だとか、建設工事も色々ありますんで、庁内でもう一回話をして、それで、「特記仕様書」に従来書いてあるようにやりましょうと。そういうのを積み重ねないと、何人とか何%とかは、ちょっとできません。今までやってきたのを、これからは、他の分野に広げていきたいと、そういう考えです。

* 金沢 それは、いつから始めるんですか。

金沢 なるべく早く。何月何日からとは言えません。

* 金沢 2か月もあれば、データーくらいとれるでしょうが、怠慢じゃないか。2か月も何をやってたんだ。ひどすぎるよ。

* 金沢 これから、庁内をまとめていきます。

* 愛宕 これからじゃ、遅いんだよ。どういうことだ。先週も検討で、今週も検討か？遅いんだよ。仕事がないからアオカンするんだよ。一日でも早く仕事がほしいんだよ。

* 馬場 部長の言っている趣旨で検討しますので、よろしくお願ひします。

* 馬場 納得できない。何も検討してなかっただけじゃないか。

* 馬場 だから、要望を聞きまして、今日の回答ということです…

* 金沢 回答になってないよ、こんなのは。そんな回答で自分らおかしいと思わないか？事の深刻さが分かってないのとちがうか？庁内でどれだけの金を、土木にしてるの？

* 金沢 具体的な数は覚えていません。

* 金沢 そんなんじゃ信用できないよ。資料もってこい。具体的にやれや、話しが進まないじゃないか。「吸収証明」があるなら、ちゃんと調べてこいよ。他の分野に広げていこうってのなら、どれだけ増やせるか、ちゃんと調べからやれよ。自分のやっていることも説明出来ないので、納得しろったって納得できないよ。交渉ってのは、もちあってやるもんだろ。手ぶらで来てもらっちゃこまるんだよ。

* 金沢 今、資料はございません。考え方を述べただけで…

* 金沢 今まで、なにもやってこなかったんじゃないか。実績が問題なんだよ。具体的に何やるか聞きにきたんだよ。お前らの考え方なんか聞いたってしようがない。そもそも東京都の「吸収要綱」なんて役にたたないじゃないかよ。役にたたないから俺らがアブレtenantじゃないか。馬場職安で何人求人が出てるんだ。ヤー公がしめてる青空求人ばっかじゃないか。どう思ってるんだ。

* 金沢 そういう実態は、区役所としては把握できないんですよ。労働政策的な雇用事情は、区役所の仕事とズレてんですよ。

* 馬場 職安に求人してるんだろが。何の資料の整理もしない。何の検討もしない。これは怠慢だよ。来週まで、今までやってきたというのなら、資料を出して下さい。事業計画があるだろ。具体的に広げるのなら、具体的にどこに、どれだけ、広げるのか出して下さい。この項目の回答は納得できない。

* 馬場 具体的には、何人使うかは業者の問題もありますので、数は出せません。広げていくって、それじゃ、どこにどれだけ広げるがまったくわからんじゃないか。深刻な事態をまったく分かっていないよ。

* 愛宕 全局的な中で、皆さんがたの要望、都の要望を受けてますから、それは、考えていくということです。今、ここで詰められてもですね、正直いって皆さんがたが納得するような回答・資料は出せません。

* 愛宕 次の交渉までには出せますか？

* 愛宕 交渉はこれをもって、やりません。

* 愛宕 何だ、今の回答は、交渉をするっていうだろうが。何で一回限りなんだ。それが、誠意ある姿勢か。

* 愛宕 この先、何回もやると約束はできません。

- * 勝手な事、言うな。それは、あらかじめ決めることじゃないだろ。今、交渉してるんだから。無責任な発言するな。
愛宕
- * 具体的なものがないから、次の交渉の話題になるんだよ。なんのための交渉だ。
金沢 7月15日以降、庁内で打ち合わせをしていませんから、7月15日以降、特に変わってないと思います。
- <紛糾>
- * 資料がないなら次の機会に出しなさいって言ってるんだよ。簡単なことじゃないか。
愛宕 それじゃ、データーを調べてみますよ。いつかは、約束できません。
* 2点だけだよ。今までやってたと言うんだから、その資料を出して下さい。これから広げるというんだから、どの分野にどれだけいつから増やすのか、この2点を聞きたいだけだよ。
金沢 これから、庁内でまとめて、広げていくということです。
* いつ、まとめるのか？
金沢 これから、庁内でやるんで答えられません。内部で日程が空いた時にやります。
* 冗談じゃないよ。開きなおりじゃないか。雁首ならべてるんだから、今決めろ。
愛宕 今、できません。
<紛糾>
- 金沢** 2か月、何もやってないのじゃなくて、庁内でいろいろ考えてた訳です。ただ、何月何日にやると、至ってないから、今いえないと。
* 何もやってません。何も決まってませんと、言ってるだけじゃないか。回答にならないというのはそういう事だよ。何やるにしても、メドと規模をきめなきゃ何も出来ないだろうが。それもないのかよ。具体的にきめなきゃ何も出来ないだろうが。公園の清掃も出すのかよ。
- 馬場** 公園の方も、「要綱」に準じてやる予定です。
* だから、さっきの2点、今までの実績、そして、これから広げていくのなら、どれだけ、どの分野で、いつから広げるのか。これを調べておいてよ。これじゃ、いくら話したって同じだよ。言っておくけど、話しが長引くのはそっちのせいだからね。あんたたちが、怠慢で、まともな回答しようとしないから、一個の項目でこんなに時間がかかるわけ。責任はすべてそっちにあるんだからね。いっときますよ。
愛宕

Iの2要求項目「新宿区は、新宿区内で野宿を強いられている労働者に対して、新宿野宿者就労対策をただちにおこなえ」

- <回答>
馬場 ①についてですが、区の施設の清掃などの作業は、請負契約をやって実施している。今年度も契約がすんでいる。必要な作業は措置がされている。追加して予算に計上していく予定というはありません。それから、雇用対策は、国とか都が中心になって、策定して、実施していくもので、区が独自に対策を実施していくということは予定していません。
愛宕 ②につきましても、特に条例化は考えていません。
③は、もし建てるとしたら、都が建てなくちゃいけないんですね。今、ここで建てる建てないは、都の分野ですので、申しあげられません。
武山 ④フロ券、下着につきましては、従前から就職ですか、入院の時には支給しております。その他のものについては、古着等とか手に入った時は提供してますが、今後も従前の考え方通り支給をしていくと、考えてます。地下足袋までは支給できません。
- <交渉>
- * ①について、今年度は予定ないということだけれども、来年度は予定あるんですか？
馬場 特に来年度についても予定していません。
* 仕事もよこさんわ、何もよこさんわ、何なのこれは？これじゃ、全然話にならないじゃないか？やるつもりがないというのは、どういうこと？どうやったら仕事探せっていうのか？

- 馬場 今、必要な仕事は、業者に発注をしてやってもらっている形です。それに上乗せする形で、特別就労対策事業として予算計上する予定がないということです。また、今、契約している業者の事情もある。今働いている人に辞めてもらって、新宿の人をつかせるということは、出来ない。
- * 別に辞めてもらってなんて要求してない。手の足りない所に我々を使えということだ。馬場の千代田平安閣の前の公園はなんなんだ。掃除もしてないじゃないか？
- 杉田屋 馬場公園は、2日に1回の清掃をしています。
- * 自転車一杯じゃないか、掃除があれで出来るかよ。道路まで自転車がはみでてるじゃないか。ちゃんと見てんのかよ。机の上で考えてんじゃないよ。
- 馬場 今、発注している仕事にプラスして、仕事を発注するということは予定しないということです。
- * 我々にどうしろというの？馬場職安からしか区の仕事出せないのなら、我々に白手帳作れるように手配しろよ。住民票がなきゃ作れないだから。そのくらいのことしなさいよ。
- 愛宕 手帳は区が云々ということじゃないです。
- * 住所こここの住所で認めてくれるのか？
- 愛宕 ここは住まいじゃありません。
- * 住所がなければ職安は手帳を作ってくれないんだよ。
- 愛宕 みなさん、そういうこと言ったら話しにならないですよ。
- <紛糾>
- 金沢 ただいま、馬場課長の言った通りです。
- * 野たれ死にしろというのか？
- <紛糾>
- 愛宕 みなさん、もう4時すぎてますしね……あなたがたがすべて納得するような返事は出来ないです。
- * 仕事は出さない、手帳作らない、保護も出さない、それじゃ、俺たちはどうすりゃいいのかよ。
- <紛糾>
- 深沢 みなさまの熱心な熱意のある要望があった訳ですけど、私どもも、要求書を全庁で各部で真剣に検討し、受け止めて、この場にのぞんだ訳です。ただ、一つだけ、みなさんにお伝えしたいのは、行政というのは、国は国、都は都というようにそれぞれの分担で仕事をしている訳です。そういう中で、区の受け持つ分野というのは限られた分野な訳です。みなさまの問題も区が限られた範囲で出来ることは何かと色々検討してる訳ですが、区としては出来ることと、出来ないことがあるんです。例えば、仕事の紹介は東京都ですし、区で出来ることは限られているんです。そこで考えていくと、時間も必要ですし、難しいことがあるんです。そういうことで、みなさんもいろいろするでしょうが、私たちも何とかしたいと思って、区内でも連絡会議を開いてやっているんです。福祉も最前線で、職員も一生懸命やっています。福祉も国の通達などでやっていますが、その中で出来るだけの対応もしています。そこを分かって下さい。
- * 都に行けということか？
- 深沢 じゃなくて、分担があるということを…
- * 要求書は区で出来ることをまとめたんだ。区で出来ない項目があれば言ってくれ。
- 武山 ③がそうですね。役割分担上。
- * ①②は区で出来ることじゃないか。やろうとすれば、明日から出来るんだよ。法的にも条例的にも出せないなんてことはないだろ。
- <紛糾>
- : 愛宕退席「6時で交渉打ち切りのこと」のメモをもって戻ってくる：
- * 出来ないことは言うな。出来ることを言えよ。
- 武山 出来ることはすべてやっている。
- * なにをやってくれた！やってることを言ってみろよ。追い出しあけじゃないか。カンパン出しただけじゃないか。うどんとカンパンで何カロリーか言ってみろ。
- 武山 うどんで400カロリーで、カンパンは540かな。
- * 50才の人のカロリー、何カロリーと計算してるの？

- 武山 1600カロリーくらいじゃないですか。
- * 重度の糖尿病患者で1300カロリーいるんや。1000カロリーたらずで、どこで栄養とるんだ。
- <紛糾>
- 愛宕 すいません、みなさんね、もう5時すぎてましてね。回答させて下さいよ。ひと通り。
- * そんなの関係ないわ。ミエミエなんだ。猿芝居やめろ。ひとつ、ひとつ、答えればいいじゃないか。
- 愛宕 5時すぎてるじゃないですか。
- * 私は答えました。あとはあなた方と会いませんということじゃないか。最初の約束で、ひとつ、ひとつ、答えるって言ったじゃないか。
- 愛宕 時間が……
- * 何が解決できるんだ。あんたら答えたことで。はじめに考えろ。
- <紛糾>
- * 仕事を出せないなら、生活保護を出せ。収入がなくて、生活が困窮している国民に対して、住居がなければ住居を保障する義務があるだろ。
- 武山 保護要件を満していればね…
- * 満しているじゃないか。何が満していないんだ。
- 武山 少なくとも稼働能力をもっているということの条件の中で、今、かけられない人が相当いるということだ。
- * 稼働能力をもってるが、仕事が出来てない事実があるだろ。それは労働能力一般じゃ分からぬだろ。
- 武山 能力の活用の中でと、具体的に国からそういう指導がでている。
- * 能力の活用は、その人のケース、ケースによってだろうが。厚生省の通達だってそんなヤボに出来てないんだよ。仕事に圧倒的にアブれている人間がどうやって能力の活用が出来るんだ。
- 愛宕 ちょっと、会議こういう状態ですとね、私ども、もうお答え出来ませんから、少なくとも、回答させて下さいよ。
- * ダメ。
- 愛宕 私ども、6時でこの会議は出来ません。
- * 福祉課長がこんないい加減なこと言っててあんた責任感じない？厚生省の通達でさえ言ってないようなことを、俺たちに向かって平気で言うんだぞ。それで、すむと思ってるのか？
- 愛宕
- * あなた、職安法って知ってる？職安で日雇労働者に仕事が紹介できない時、その労働者が現に生活に困窮している場合、福祉事務所に連絡しなければならないんだよ。労働能力のある人なんだよ。そんな事も知らないのかよ。根本的に違うんじゃないの、あんたら言つてること。今時、新宿区ぐらいいなものだよ。そんな回答するのは。暴言だよ。
- 深沢 区の仕事を日雇労働者に出すことは、出来るでしょ。なんの制約もないでしょ。
- 深沢 さっき言ったのは、今までの仕事の流れ、仕組みで動いてますから。そこに別の流れを組むということは、今までの人をどうするかとか、そういうことは、ある程度期間が必要だし、手続きも必要だし、検討の時間も必要だと。
- * 年間契約だろ。公園とかは委託業者に対しては。何の問題もないじゃないか。やる気があれば出来るんだよ。
- 深沢 一つの新しいシステムを始めるにあつたって、予算の問題とか、職員の問題とか色々あるんです。だから、すぐにという訳には。
- * だから、今まで何をやっていたんだって言うんだよ。
- 愛宕 あのー、みなさん、6時をひとつ、そのー。
- * それなら、正確な回答を出せ。解決の明りを見せないで、会議やりました。意見を聞きましたじゃ話しにならない。アリバイ作りじゃないか。仕事が出せなきゃ生活保護出せと言ってるんだよ。知恵をしほれよ。
- <紛糾>
- * 「都区検討会」で何が検討されてるの？
- 深沢 報告がでまして、これから、具体的につめていくと。
- * あとのこととを保障もしないで、2週間くらい、施設にいれられたってどう

深沢 しょうもないんだよ。お前ら、どうして、そんな下らない事に、2億も3億もかけるんだよ。

* 「都区検討会」の中で、冬季の事業ということで、複数、施設を作つて、そこに泊まつていただくと…

* 俺たちが一番困っているのは、寝る所がないのと、仕事がないことなんだよ。それを解決するのが役所の仕事なんだよ。

深沢 出来るだけのことはやっていきたいと、東京都の方と…

* 2週間収容して、放りだして、どうやって自立できるというんだよ。

深沢 その他に、宿泊所を更生施設に改造するなど…いずれにしても労働、住宅の分野の対策をやって行かなければと、これから、東京都と…やはり、この問題は、今までの行政ではあまりやれてなかつた分野なんです。浮かびあがらなかつた。問題にならなかつた分野なんですね。だから、それに対応する仕組みが我々の中にはないんですよね。そのところが…

* 今までやってこなかつただけじゃないか！お前たちが切り捨ててきただけじゃないか。

<紛糾>

深沢 だから、我々も皆さん方の問題につきましては、対策に苦慮している面もある訳です。そういうこともご理解して下さい、区としても真剣に考えておるので…

* だから、区として出来ることはあるんだよ。日雇労働者に住所を設定するとかよ。命の問題なんだよ。ひとつしかない命の問題だよ。

武山 生活保護の問題はね。適用できるものは、既に、適用している。

* 労働能力の判定をしますと、さっき言ったのを撤回しろ。そんなことは厚生省は一度も言ってないぞ。

武山 労働能力についてはね。画一的にどうだというつもりはありませんけど。判断はします。

* ジャ、労働者に「あなたはどれだけ仕事に行けてませんかとか、どうやって仕事を探してますか」と聞くんだな。

武山 相談の中で、必要なものは聞きます。

* やるんだな。やった上で…

愛宕 あのー、発言中ですが、先ほどからお願いしての通り6時になりましたんで、これで終りに…

: 愛宕が真っ先に席を立ち、職員に守られながら隣室に逃げ込む：

<紛糾> : 庁舎の外に大型バス、マイクロバス各1台配備
60人の制服、機動隊が待機していることが判明：

PM 6:10 会議室に取り残された武山などを取り囲み、交渉を継続せよと詰め寄る。
一方、逃亡した愛宕を追いかけ、隣室になだれ込む、それを阻止しようとする職員ともみあい。

PM 6:30 挑発行為を撥ねのけ、全員撤収。

PM 7:00 西口地下で総括集会。

「メチャクチャだ」「誠意もなにもない」「歴史的暴挙だ」など、団交を打ち切った新宿区への怒りが次々とかたられる。
連絡会の仲間が、18日の緊急労働者集会と、19-22日の連日闘争を提起。全員一致で確認される。



1994年10月7日

新宿区区長 小野田 隆 殿

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉社会館気付

☎03(3876)7073

参加団体

新宿闘う仲間の会

山谷労働者福祉社会館・人民パトロール班

渋谷・原宿 生命と権利をかちとる会

抗議ならびに要求書

貴区は、去る9月16日私たち、新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議（新宿連絡会）が区長あてに提出した「総合要求書」をめぐる団体交渉を、交渉の途中にもかかわらず、一方的に打ち切るという暴挙を行なった。私たちは、これに抗議し、打ち切られた交渉の再開を強く求める。

この交渉打ち切りの暴挙を働いた団体交渉時の区側の集約者であった総務課課長愛宕は、何故、交渉を途中で打ち切ったのか？の問い合わせに、以下のように弁明している。

「再三にわたり、交渉の時間には制約があることを、みなさんにお願いしていた。こちらも当初は4時までの予定を6時まで延長した。それを守らなかったのはあんただ」要は非はすべて、こちら側にあるかのごとき描き出している。

が、愛宕課長が時間制約の話しを持ち出したのは、交渉の当日になってからであり、しかも、本人が言うように「お願い」として切り出したものである。当然、私たちは、そのような「お願い」に対しては、「交渉の進捗次第である」と答え、応じてなどいない。双方の確認事項にもなっていなかった問題を持ち出し、それを守らなかった方が悪いとする結論は暴論としか言えない。

確認しよう。9月9日、私たちが要求書を提出した時の双方の確認事項はこうだ。
「要求事項について、各部署の責任ある立場のものが交渉に出席して一つ一つの事柄について回答する。同時に、回答をするだけでなく、交渉も行なう」

そして、「日時・時間については、希望通り9月16日の午後になる予定だが、最終連絡は後日電話でする」これが、確認事項だ。ここにおいて、交渉の時間的制約については一言も愛宕課長は言っていない。

更に、後日の電話連絡においても、愛宕課長は「9月16日、午後2時から、4階の会議室」と私たちに伝えるだけで、ここにおいても、交渉の時間的制約問題については、一言もなかった。

当然、一方に交渉の時間的制約がある場合、事前に確認するのが常識である。何故なら、交渉の仕方などは事前に打ち合わせて望むからであり、時間が少なければ、意見、要望などを、出来る限り簡略化する作業、打ち合わせが必要だからである。

私たちは、事前の折衝で時間的制約が貴区から一言もなかったことで、全ての事項の回答と交渉が終わるまで、と当然認識しながら、交渉を準備し望んだ。

それを、交渉の当日、交渉が始まってから、いきなり四時までに終わらせるようにと通告するなど、フイ打ちをくらわすのと同様であり、双方の信頼関係を崩す行為に他ならない。そのような、信頼関係を崩す行為を一方的に打ちおろすなら、交渉が紛糾し、時間が長引くのは当然である。

私たちは、何も故意に時間を引き伸ばした訳ではない。そんなことをしても、意味のないことであるからである。事実進行役をたて、総合要求書の1の2まで、交渉を進めてきた。時間が伸びたのは、上記のような、貴区のルール違反にみられるような誠意のない対応に、全ての原因がある。

交渉のルールさえ知らずに、「交渉をしてやってんだ」という姿勢で対応し、自らの非をも認めず、責任を一方にかぶせる愛宕課長には、交渉を担当する資格がないと、私たちは断ぜざるを得ない。

しかも、愛宕課長は「あんなのでは（交渉のことを指す）話しにもならない」なる暴言すら吐いている。これは愛宕課長の主観的な判断にしかすぎず、個人の主観的な判断をもとに交渉の再開を拒否するなど言語道断である。事実、交渉に出席した深沢福祉部長でさえ、「熱心で、熱意ある要望」（交渉時の発言）であると、私たちの姿勢を評価しているのだ。それを愛宕課長は「あんなの」と、ひたすら私たちに非があるかのような発言を繰り返している。私たちは、愛宕課長の個人の資質まで疑わざるを得ない。

私たちは、貴区は東京都と違って、少なくとも野宿を強いられている労働者の要望と声を真摯に聞く姿勢はもっていると評価していた。かつての福祉部との交渉、土木部との交渉などでも、武山課長や金沢部長はその最低限の水準を保っていた。で、あるからこそ、私たちは今回も交渉という席につき、私たちの声を貴区に届けようとした。

が、この評価も、今回の交渉の顛末を経る中、大きく変わらざるを得なくなった。私

たちの一番身近にいる行政すら、私たちの声を聞こうともしないで、東京都や新宿署と結託しながら、私たちをゴミ扱いにして新たな叩き出しを推進しようとしている。私たちは、こう判断せざるを得ない。野宿労働者によかれと思ってやっていることがあるならば、何故、当事者の意見を聞こうともしないのか？当事者の協力を得ようとしないのか？貴区のこの間の姿勢は、野宿労働者蔑視に他ならないし、結局は、貴区の人権感覚の底の浅さを暴露したにすぎない。

しかし、私たちは関係回復を望む。今回の事態が、愛宕課長一人の暴走であるのなら、まだ、貴区と話し会える関係が存在すると考えるからである。いうなれば、これが私たちの交渉問題についての貴区への最後通告である。以下の要求に対し、貴区が従前のような誠意ある回答をよこすよう、期待する。

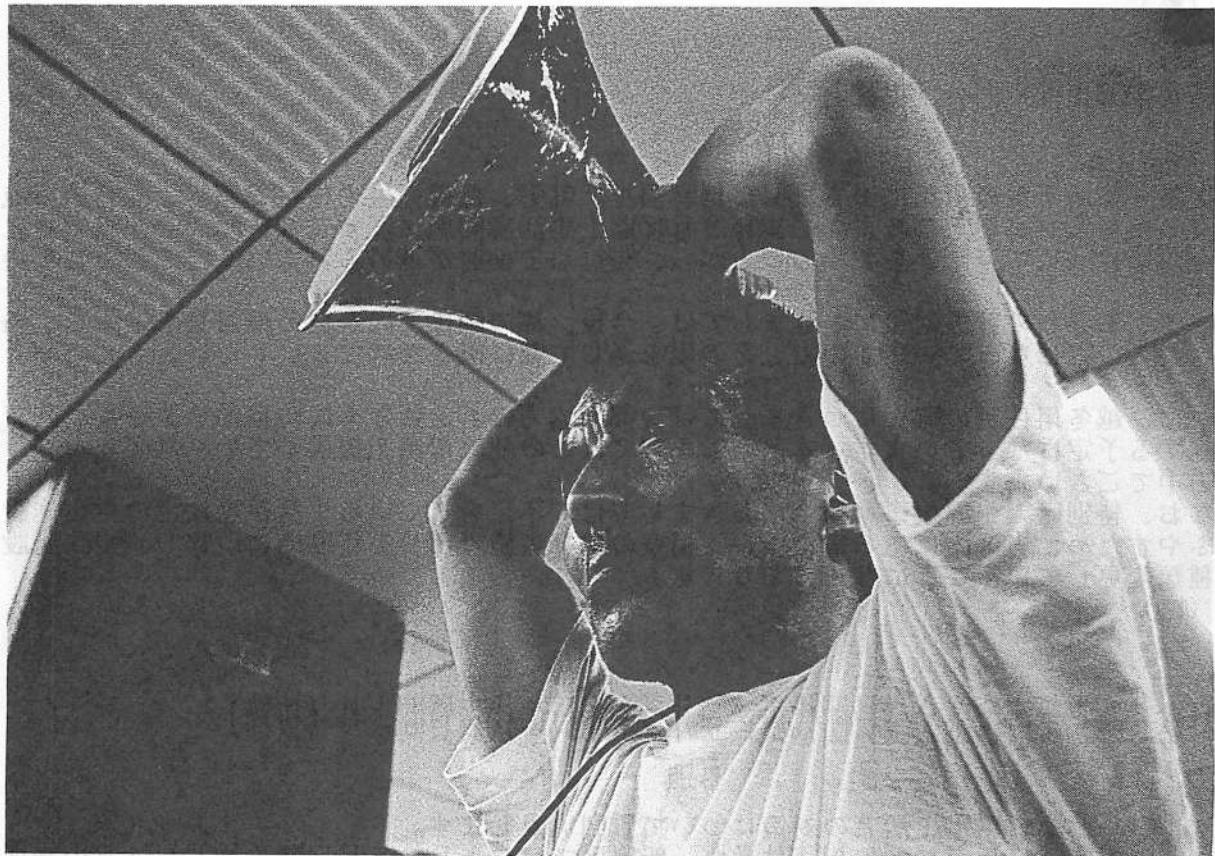
要求事項

- 1、9・16団交の再開をすみやかに行なうことを決定すること、もしくは再開に向けた折衝をすみやかに行なうこと。
- 2、愛宕課長が独断した上記要求書記載の紛糾事項について、責任の所在を明らかにし、正式に謝罪すること。
- 3、その上で、愛宕課長を交渉担当から外すこと。
- 4、上記3点の要求がのめない場合は、正当な理由を明らかにすること。
- 5、上記の要求事項につき、文書にて、10月22日まで回答すること。

以上。

この要求事項は、総務部部長井上によって区長を通すことなく、即日拒否回答がなされた。

III. 新宿区議会と陳情書



新宿区議会定例会議での議論

94年第3回定例会会議議事録（第1日目）第9号より

94年9月19日（月曜日）出席議員40名

★自由民主党新宿区議会議員団代表、野口史章氏の代表質問より（抜粋）

（略）

続いて、野宿労働者及び住所不定者対策についてお伺いいたします。

本庁舎2階にある生活福祉課には、連日大勢の野宿労働者及び住所不定者が来庁し、職員がその対応に追われております。新聞報道によりますと、新宿区が独自に支給しております即席ラーメンや乾パンが非常に好評で、区の適切な対応が評価されているとのことであります。野宿労働者及び住所不定者の問題は区政の課題の一つでありまして、それ以来、夜間パトロールや出張相談を実施してまいりましたが、思うような成果が上がらないのが現実であります。今回の野宿労働者及び住所不定者の急増は、不況による建設事業の減少も原因の一つと言われておりますが、連日大勢の野宿労働者及び住所不定者が区役所に来庁してくる現状は、正常な状態とは言えず、何らかの抜本策が必要であろうと考えます。

解決策としましては、就職と住居、すなわち職と住の確保が前提であります。野宿労働者及び住所不定者対策に区が熱心に取り組んでおられますことはそれなりに評価をいたしておりますが、いずれも区単独で対応できる問題ではありません。そこで、職の確保につきましては、都に緊急失業対策を講ずるよう強力に働きかけるべきであると考えます。

また、これから寒い時期に向かって越冬用住宅の確保も必要であると思思いますので、都及び特別区人事厚生事務組合に対して緊急対策を講じるよう積極的に働きかけるほか、区としましても仮設住宅用地の確保等がなされたと聞き及んでおりますので、その具体的な内容についてもお伺いしたいと思います。

（略）

＜区長小野田隆の回答（抜粋）＞

（略）

○区長 住所不定者対策につきましては、福祉、就労、保健衛生や住宅対策等、総合的視点に立った対策が必要となります。本年2月に路上生活者問題に関する都区検討会が設置され、福祉対策については緊急を要することから、先行して検討が進められているところでございます。

まず、お尋ねの就労対策につきましては、今後、都の関係部局を含め検討会を拡大し、検討されることになっていますので、その場を通じて都に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、越冬用住宅の確保につきましては、都区協力のもとに冬季臨時宿泊事業を複数区で実施する予定になっています。本区としましてはこの建設用地を提供していく考えで現在、努力中でございます。

なお、特別区人事厚生事務組合におきましては、不足をしている生活保護法上の更生施設をふやすため、当区内にある宿泊所、淀橋寮の単身者施設部分を年度内に改修し、更生施設に種類変更していくことになっております。

（略）

★日本共産党新宿区議会議員団代表、笠井つや子氏の代表質問より（抜粋）

（略）

次に、いわゆる路上生活者の対策について質問いたします。

いわゆる路上生活者などの相談件数が、新宿区ではことしの5月以降急増し、4月の来所件数 618件が5月は1296件に倍加し、7月には1955件、8月には3452件で、一日平均 150件

に増加しています。1992年度の2199人、93年度の3708人に対しても、今年度は既に8月末で8838人に上っています。この増加については、長引く不況のもとで就労の場を奪われ、失業者がふえていることが原因と考えられます。

新宿区では、生活福祉課の窓口で食品の提供など行っていますが、これらの提供品も、4月の759個であったものが現在11793個になり、既に今年度当初の予算をオーバーしているとのことです。

いずれにしても、この問題は就労、医療、住宅面など総合的な対応が求められており、福祉の分野だけでは根本的解決はできない問題です。新宿区として国・都の積極的な対策を強く要求するとともに、区独自の対応も求められます。既に9月5日、東京都と23区が、この冬を越せる宿泊施設の新設など、当面の対策などを「路上生活者問題に関する都区検討会検討結果」として発表しました。これを受け、新宿区としても具体化が進められていると思いますが、その点についてお伺いします。

第1に、区長はこの現状をどのように認識しておられますか。

第2に、就労問題を解決するためには国や都と区が協力し、特別就労事業の拡充や、都、区の発注する公共事業への日雇い労働者の雇い入れなどにより特別に雇用の拡大を図ること。

第3に、既に新宿区に予定されている越冬施設建設については、早急に地元の理解と納得を得て進めること。

第4に、福祉部門だけでなく総合的対策の体制をつくるために、東京都に対して山谷地域の東京都城北福祉センターのように、新宿対策室の設置を要求すること。

以上4点について御答弁をお願いいたします。

(略)

〈区長小野田隆の回答（抜粋）〉

(略)

○区長 次に、路上生活者の現状についてのお尋ねでございますが、新宿駅周辺を中心に増加している路上生活者の多くは、長引く景気低迷により日雇い仕事につけなくなったりた人たちであると思われます。特に本年4月以降は国の暫定予算による公共事業の出おくれの影響が大きく、比較的若い路上生活者が増加しているのが特徴となっております。

これらの路上生活者問題は、福祉施策だけでは解決できない問題であると同時に一自治体では解決すべき限界を越えており、大都市の問題として就労、福祉、住宅、保健衛生等、総合的視野での対策が必要であると認識をいたしております。

(傍聴席にて発言する者多し)

○議長 静かに願います。

○区長 就労対策につきましては、路上生活者問題に関する都区検討会におきまして今後、早急に検討を進めていくことになっておりますので、その機会に都に働きかけていきたいと考えております。

(傍聴席にて発言する者多し)

○議長 静かに願います、区長の答弁中ですから。

○区長 越冬施設の建設につきましては、御指摘のとおり、何よりも地元の理解を得ることが重要ですので、誠意を尽くして御理解いただけるよう努力をしていく所存でございます。

新宿区にも山谷地域の城北福祉センターのような対策室を設置すべきとの御意見でございますが、本区としての地域特性もあり、慎重な対応が必要であると考えております。

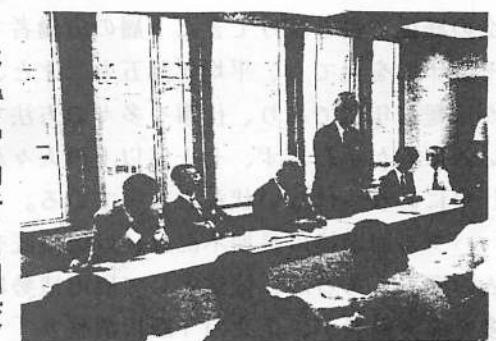
(略)

都政新報 94/9/20

野宿労働者の生活実態
新宿宿泊労働者の現状
新宿区の政策

新宿区

野宿労働者と団交
ば声飛び交い異様な風景



野宿労働者（右側）との大衆団交

新宿駅周辺で野宿を強いられている労働者の対策推進に関する陳情

一、要旨

- (一) 不況の中で仕事にありつけず新宿駅周辺で野宿を強いられている労働者に対して、新宿区は、関係各庁と連携しながら就労対策を積極的に行なってもらいたい。
- (二) 病をかかえ、あるいは、高齢の野宿労働者に対して、新宿区は、関係各庁と連携しながら福祉対策、保護政策を今まで以上に積極的に行なうと同時に、暫定的な応急援護の拡大を行なってもらいたい。
- (三) 新宿区は、野宿労働者の問題を社会問題の一部との認識に立ち、排除の姿勢を改め、この問題に利害関係を有した各関係団体などとの話し合いと調整を積極的に行なってもらいたい。
- (四) 新宿区は、一般区民に対して野宿労働者の問題を人権問題として積極的な啓発活動を行なうようお願いしたい。

二、理由

(一)

新宿駅周辺で野宿を強いられている労働者の数は、野宿労働者支援団体の調査でも、平均五百名以上を数え、また、新宿区生活福祉課の相談件数も今年になって軒並み増加している。参考資料として添付した野宿労働者支援団体が行なった野宿労働者に対するアンケート調査結果にもあるよう、現在野宿を強いられている労働者の半数以上が今年になってから、主要に仕事がなくなるなど、就労問題を原因にして、野宿に追い込まれた人々である。そして、その多くは、建設産業に従事していた日雇労働者、ないしは、中小零細企業など社会の底辺で働き続けてきた下層の労働者である。その年齢を見ても、平均年齢五十二才と、再就職が困難な年齢であり、仕事を多々の方法で探しているにもかかわらず、七十%以上の人々が現在、仕事にありつけない状況となっている。

バブル崩壊後の長期不況は、景気の底を打ったとの発表もあるが、依然として雇用情勢は厳しく、多くの労働者が、企業の「雇用調整」「リストラ」

などの影響を受け、所得水準の低下など、生活不安の増大が、この不況の中、引き起こされている。

野宿を強いられている労働者は、この不況の波の影響を一早く、そして一番深く被った労働者の姿である。社会保障制度が未だ浸透していないなく、暴力団の経営が未だまかり通っているような建設産業の末端業者や、中小零細企業などで働き続けてきた日雇・下層の労働者が、不況の影響で仕事がなくなり解雇され、年を取っているからと雇用契約を破棄される等して、失業状態に追い込まれた結果、飯場住まい、寮住まいの労働者は、同時に居所すら奪われ、借り家住まいの労働者は収入が途絶えて家賃も払えず、手持ちの貯蓄の少ない労働者、頼るべく家族がない単身者の労働者は、率先して野宿生活へと追い込まれることになったのである。

そして、居所を失った高齢の労働者を雇いいれる企業は数少ない。日雇仕事を供給すべき高田馬場の労働出張所では一日三十件ほどしか仕事を紹介しない結果、暴力団が仕切る闇手配（青空手配）をツテに低賃金の現金仕事（一日契約の仕事）に

従事する者が多いが、その仕事すら少なく、高齢の者は排除される。また、順調に仕事にありつけても、居所を構える蓄えを築くほどの収入はない。

東京都・労働経済局は本年七月十五日、特別区長会に対して、区の発注する公共事業に日雇労働者を積極的に雇用するよう要請を行なった。この要請を受け、新宿区としても、東京都の「公共事業の日雇労働者吸収要綱」に準拠しながら、微々たるものであるが、発注業者から高田馬場労働出張所を通じて、一日仕事を日雇労働者に供給していると聞く。が、高田馬場労働出張所に登録をした労働者でなければ仕事を斡旋されない、登録をするには住民票の提出が必要、労働省が日雇労働者の新規登録者の抑制を指導しているなど、職安側の高いハードルのもと、現実に高田馬場労働出張所に登録をしている労働者は四百人たらずで、住所のない新宿駅周辺で野宿を強いられている労働者はほとんど登録をしていない（出来ない）のが現状である。

日雇仕事でさえ、このように厳しい状況の中、一般的職安に出向いたとしても就職出来る可能性は一段と限られてくる。高齢である、住所がないことを理由にほとんどの企業は窓口を閉ざしている。

日雇労働者、中小零細企業で働く労働者の諸権利を守るなど、無権利状態の労働者をむやみに路頭に迷わせないための指導、条件整備、また、野宿においてこまれた労働者に対する、雇用の創出、就労機会の提供などの再就職に向けた社会的な条件整備を整えない限り、職を失った労働者が野宿を強いられるという構造は打破できないであろう。

東京都と特別区は「路上生活者問題都区拡大検討会」を新たに設置し、就労問題を含めた総合的な対策を行なうために検討を開始していると聞く。就労問題がこの問題の根幹である以上、多くの野宿労働者を抱える新宿区も、野宿労働者の要望と実態を聞くなどの姿勢をもち、また野宿労働者の切実な現実を関係各庁に伝え、協力しながら、早急に野宿労働者の就労対策を確立する努力をしていただくようお願いしたい。

(二)

野宿を強いられている労働者の問題の根幹は、前述した通り就労をめぐる問題であるが、野宿労働者問題を固定化、拡大させているもう一方の要素は、この現状に対して、福祉行政が対応できないことにもある。いうまでもなく、憲法において「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、国民の生存権と、国の保障義務をうたっている。自力においても、他法援護においても、野宿を脱する機会をもたない野宿労働者は、当然、生活保護法において救済されるべき存在であるにもかかわらず、現状は、稼働能力があるという理由で、多くの野宿労働者は生活保護法の適用からは排除されている。たとえ、医学的には稼働能力があろうとも、社会的には再就職する道は条件整備されていないのであるから、住居がなく、所持金もない「困窮」という現実に即応して、法適用を積極的に行なうという福祉行政にとって当然の対応が、実際に出来ていない所に、この問題を固定し、拡大させている要因がある。

実際、行政の福祉対策が立ち遅れている現状下、長期化する不健康な野宿生活を強いられている現実から引き起こされる弊害はいたる所に立ち現われている。栄養不足や不規則な生活から生ずる消化器や循環器の疾患、関節の障害など筋骨格系の疾患、あるいは、睡眠障害や、倦怠感・疲労感などを訴える労働者の数は増えている。昨年度、新宿消防署が緊急搬送した野宿労働者は九百三十人と、ここ三年で倍増している事実も、このことを裏付けている。長期の野宿状態は、確実に健康を蝕み、労働意欲すら奪われていくことになる。

しかし、新宿福祉事務所の対応は、病をもった相談者に対してすら、医療扶助のみで済まし、生活扶助、住宅扶助を適用しないケースが多い。長期加療が必要な労働者が、野宿をしながら病院に通うという、悪矛盾的な対応しか出来ていないのが現状である。そのような中、相談に訪れた労働者が、福祉事務所の中で死亡するという事態すら生じている。対応する職員も、相談者数の増加などで多忙になり、きめ細かなサービスが出来なく

なり、サービスの低下によるトラブルも絶えない。

また、稼働能力があったとしても、実際に就労機会がほとんどない六十五才以上の高齢者についても、要保護状態であれば無条件に保護をするのではなく、「出来るだけ保護をする」という姿勢でしかない。その結果、高齢の労働者は更に健康を害し、路上で倒れて緊急搬送され、やっと保護を取れるという信じられない事態になっている。

野宿労働者の根本問題は、福祉行政だけの問題ではないが、少なくとも、行政がこの問題に対応しきれずにいた間、多くの野宿労働者が、保護を受けられずに路上で野たれ死んでいった事実は隠しようがない。（新聞報道によれば、昨年から今年の五月までの路上死者数は五十五人という）最低限度の生活を送るべく権利があるはずの労働者が社会的な救済措置の不備で、路上で死んでいくということは誠に悲しい出来事である。再びこのような悲しい出来事を繰り返さないよう新宿福祉は最大限の努力をしてもらいたい。

「都区検討会」の中で打ち出された「緊急越冬対策」等や、中、長期的な福祉対策を新宿区は関係各庁と協力しながら推進する中で、とりわけ、病をもった労働者、高齢の労働者の保護適用を積極的に行なうと同時に、これら福祉対策もふくめた総合的な対策が整うままで、暫定措置として、野宿をしながらでも必要最低限の生活が送れるような応急援護の拡大をするようお願いしたい。

現状は、福祉行政の立ち遅れが事態を拡大している。行政の都合を利用者に押しつけることは間違いであり、また、あまりにも過酷である。生活保護のすぐさまの適用が、社会的な資源の不足など、諸条件の不備により困難であり、また、就労対策も含めた総合的対策が未だ検討中であるなら、その諸条件を整備していく努力をすると同時に、それまでの期間、野宿労働者が最低限健康で文化的な生活を送れるよう、応急援護による暫定措置を講じる必要があると考えるものである。

（三）

新宿区は、野宿労働者の問題について、環境淨

化の一環として位置付けるだけで、社会問題として、人権問題として、とらえる姿勢が稀薄であった。かつての不況時に発生した「新宿バス放火事件」という悲しい出来事に対して、野宿者＝浮浪者は「危険だから」新宿駅周辺から排除しようと「環境浄化対策」を推進し、十四年間にわたり環境浄化パトロールや、環境浄化街頭相談事業を行なって来た。野宿労働者をすべからく「犯罪者」あつかいにするという、人道上問題あるこの対策の姿勢は、今日、新宿で野宿を強いられている労働者の新宿区に対する行政不信にもつながっている。

が、この新宿区の野宿者排除政策を担ってきた「新宿駅周辺環境浄化対策会議」は、十月二十日の会議において、時代状況が変わった、野宿労働者問題は、社会問題であり、都市問題であるとの認識の上で、対策項目の「住所不定者」の項目を削除し、名称も「新宿駅周辺環境対策会議」と変更し、今後、環境浄化の名目で野宿労働者を排除する姿勢をとらないと決定したと聞く。これは、おおきな前進である。かつて「クリーン作戦」と称して、「街の環境・美観等を阻害している、浮浪者・客引き・違法看板・ゴミ等の一掃をめざす」（当時の『新宿区広報』）運動として、野宿労働者的人権を無視し一方的な退去を求めていた「環境浄化対策」を反省し、改め、野宿労働者を排除をするのではなく、行政が、社会問題の一つとして認識し、根本的・総合的な対策で野宿労働者問題を解決しようとする姿勢であると評価できる。

新宿区はこの姿勢を維持し、むやみに野宿労働者の排除を行なうのではなく、野宿を強いられている者の人権を尊重し、また、この問題に利害関係を持つ当該野宿労働者団体や支援団体、また商店街組合、住民組織などとの対話の機会を積極的に持ち、「対話と共生」の精神のもと、各自の言い分を真摯に聞きながら、利害関係の調整を積極的に行なうようお願いしたい。

（四）

また、前述したかつての新宿区の「環境浄化対策」の一環として、野宿労働者問題を取り扱う姿

勢は、地域から野宿労働者排除の風潮を生み出す根拠となっている。野宿労働者に対する社会的救済措置が社会的資源の不足等の原因により未だ条件整備されていない段階で、行政が、排除の姿勢のみを振りまわすのは、危険この上ない行為であった。事実、排除を軸にして野宿労働者対策を行なった本年二月の東京都・建設局のやり方は、事のなんの解決にもならず、イタチごっここの状態が継続し、逆に野宿を強いられている労働者の行政不信が増長され、事態は泥沼化しただけである。それのみか、野宿労働者を基本的人権を有した人間として見ずに、「社会の落伍者」「浮浪者」とする差別的な風潮を増長させる結果となっている。野宿している者は、勤労の義務を負っていないから「怠け者」だ、権利ばかりを主張するのは誤りだとする暴論が一部には根強くある。が、勤労は国民の権利であり（憲法二十七条）、この権利から排除された人々が勤労の権利を求めていく行為は、憲法で保障された基本的人権の行使であり、なんら批判される点はない。何人も社会的身分で差別されないどころか、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しているとされている。この憲法で保障された基本的な諸権利を行政は忠実に守り、また、啓発する義務があると思う。野宿労働者が、野宿を余儀なくされているという理由で、通行人や住民などから差別をされではならないということを新宿区は排除ではない総合的な対策推進の姿勢で示していくと同時に、広く、人権問題として住民に啓発していくようお願いしたい。

一九九四年十一月十日

陳情団体 新宿野宿労働者の生活・就労
保障を求める連絡会議

新宿区議会議長殿

朝日新聞 94/11/12

新宿区の町会、パート、警察、消防など約五十団体がメンバーになって統けてきた「新宿駅周辺環境浄化対策会議」の名がこのほど変わった。名前から「浄化」を外しただけだが、駅周辺に集まる路上生活者や支援者は「大きな前进」と評価している。

「浄化」を外す

新宿駅周辺環境対策会議

火事作をきつかけで、週二回の環境浄化パトロールなどを実施してきた。西口周辺に集まる路上生活者や支援者は、「野宿者は危険だから、駅周辺から排除しよう」という姿勢を受け取り「野宿労働者を犯罪者扱いにする」として問題にしてきた。特に環境浄化パトロールに対しては野宿労働者の人権を無視し、一方的に退去を求める、として反対が強かった。

環境浄化対策会議はこれらの指摘もふまえ七月以降、環境浄化パトロールを中止した。さらに、路上生

「大きな前进」

路上生活者・支援者ら評価

活動者の問題を取り組む中で、「『浄化』といふ観はよくな」と、会の名前の「の」の二文字を削除することにし、先月二十日の総会で決めた。

一方、駅周辺の路上生活者などでくる新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡協議会は十二月、これらの対応を「野宿労働者を排除するのではなく、行政が、社会問題のひとつとして認識する姿勢」と評価しつつ、就労・福祉対策などの推進を求める陳情を新宿区議会に提出した。

新宿区議会・委員会での陳情書の審議録

§ 94年11月10日提出した陳情書は、要旨（2）が福祉衛生委員会、要旨（1）（3）（4）が環境建設委員会に付託され、11月議会で審議が行われた。

11月29日福祉衛生委員会、陳情29号についての審議（傍聴メモより）

委員長	川合（共）
副委員長	川村（社）とよしま（公）
委員	山添（公） 笹本（社） 権並（自）
	小沢（自） 桑原（自） 雨宮（共）
欠席	麻生（無） 堀内（自）

委員長 六陳情二十九の一について、要旨を朗読して下さい

質問のある方はどうぞ

笹本委員 私は基本的にこの陳情を支持したいと思っています。私も新宿の駅を歩くたびに、野宿労働者の方々をみかけ、高齢の方が多いのには、心が痛んでおりました。人によっては病気を抱えていらっしゃる方もいると聞いております。かつて代々木にテント村が出来たときに、私の夫も10人位で一週間ほど一緒に生活をしたことがあります。区としても、病弱な人を収容するとか施策を始めたと聞いておりますが、このところの人数の増加に対して、区だけではなく、都や区に陳情していく必要があるだろうと思いますが。

武山課長 すでに去る2月17日に、都区検討会を設置し、検討会を8回、作業部会を11回開き、都と23区での対策について検討してきました。

その下で、今越冬対策事業として、新宿区内と大田区内に二つの寮を設置し、緊急越冬対策事業を行なう予定であります。さらに、更生施設の増設について検討を進め、現在淀橋寮を単身者用の更生施設にするための準備が進んでいます。

しかしながら、この問題は単なる福祉対策だけでは解決のつかない問題であるという考え方から、先日、拡大検討会を設置し、総合的な対策に向けての検討を始めたところでございます。

笹本議員 進められている事業は素晴らしいと思います。

先日、朝日新聞でしたか、アメリカのホームレス事情という記事が載っていたのですが、パソコン通信を使って要望書を作ったということでした。その要望は、朝シャワーが浴びたい、衣類を洗いたい、荷物を預かってもらいたい、そんなことが出ていたと記憶しております。日本でも、朝シャワーを浴びたいというのは、人間として当然の願いであると思います。シャワーが使えるような施設は必要だろうと思います。また、野宿されている方々が風呂屋に行くと、色々とトラブルがおきたりすると聞いております。淀橋寮には風呂の設備がないと聞いていますが、どうなのでしょうか。

武山課長 小沢委員 法で定められた更生施設の基準がありますので、風呂・食堂がございます。この陳情書には、「応急援護の拡大」というのがあるけれども、具体的にはどういう事をやっているのか聞かせてほしい。

それから、都区拡大検討会を始めたと言わたが、どういう事を検討するのか聞かせてほしい。

現在はカップウドンと乾パンの提供をおこなっております。乾パンにつきましては、昨年の12月以来、野宿する方が大変増え、コンビニエンスストアなどの賞味期限切れの食料が手に入りにくくなつたという事情を聞き、カップウドンに合わせて一個提供してきましたが、本年の7月、おにぎりを配っていたボランティアグループが本国に帰るという状況になったのと、暑さで食料の保管がきかなくなつたという事で、一人に三個づつ提供するようになります。現在に至っております。

拡大検討会の事につきましては、福祉部長の方から回答があると思います。去る2月18日に都区検討会を設置し、路上生活者の問題を、大都市問題としてとらえ、都と23区一体となって取り組まねばならないと、検討を進めていけるところでございます。

路上生活者等に関する都区検討会は、区側から厚生部長会の代表と、特別区人事厚生事務組合で構成され、その下に、課長級で設置される作業部会というものがございます。作業部会は、23区から12人、人厚組合から一人、都側から二人の15人で構成されております。全体会は2月18日の第一回会議から延べ8回、作業部会は10回位だったか（後ろを向いて武山と確認をとる）、ああ失礼しました、11回の会議をもっておりました。

すでに検討結果については、9月6日に内容がまとめられ、就労・福祉、衛生、住宅等の大都市問題として考えていく必要があるという事でございまして、中でも福祉対策については、緊急性を要するとのことから、大田寮と新宿区内の宿泊施設の設置を決めたわけでございます。

また、居宅保護促進対策について進めていくと共に、中長期的な対策について検討を進めていくという事で、検討会を拡大し、11月9日に拡大検討会を設置したわけでございます。拡大検討会は、都側から、企画審議室調整部長、福祉局保護部長、衛生局総務部長、労働経済局総務部長、住宅局政策部長、建設局総務部長、消防庁救急部長でございまして、区側からは、企画部長会、厚生部長、保健衛生部長、土木部長、人事厚生事務組合、特別区協議会の構成となっており、これから検討を進め、国に要請する事については、国にも要請していく所存でございます。

小沢委員 区ではこれだけの事をやっているんだという答えであります、出来る限りの事はやっているという事なのだろうか。

武山課長 現在までの生活福祉課への相談件数についてですが、昨年12月から急激に集中しまして、昨年一年間の相談件数が3708件であったのに比べ、本年は10月末までにすでに、1万6896件となり、精一杯の対応をしているところでございます。

本年の特徴としては、3月4月までは落ち着いていたのですが、4月の相談件数618件に対して、5月は1269件と2倍以上に増えました。これは公共事業の出遅れが大きな要因になっていると思われます。普段は仕事に戻れる40代の人が目についておりました。相談件数はその後も増え続け、6月に1244件、7月に1955件、8月からは3000件代に入り、10月には4200件を越えました。これは、食事の提供が知れわたる事により、より多くの人が利用するに至ったからであると考えております。

今、事細かに説明があったのだけども、要するに、区の対応として、一生懸命やれるだけの事はやっているのだ、と理解してもいいのかという事なんですよ。そこんとこどうですか。

必ずしも、区に在住している人が路上生活となるわけでは有りませんで、全国各地から新宿に集まっているものと考えられます。これに対し、区としては精一杯の対応をしているところでございます。

都区検討会での、これから見通しというか、目安というか、いつ頃にはまとまるのだろうか

小沢委員 来年度予算に関するものについては、95年の7月までにはまとめ、それ以外のものについては、96年の3月までにまとめる予定でございます。

武山課長 陳情書の中にですね、労働の問題が出てきているのだけれども、東京都の労働経済局とはどういう関係をもってきたのだろうか。ここには答えられる人はいないのかな。（一誰も答えず）

権並委員 それじゃ、福祉の面から就労を助言するというか、指導するとしたら、どういうふうにやるのだろうか。

武山課長 生活福祉課では就労の斡旋は出来ません。仕事がしたいという方については、職業安定所に行かせるなどの指導を行なっております。しかしながら、建設関係の業務につきましては、職安を通すものが少なく、手配師と称する者を通して職につく方法が多いという実態がございます。

権並委員 そういう中、これは私たちの思いでしかないのですが、求人誌を置いて自分で仕事を見つけられるようにし、外線電話をかけられるようにしております。今までたったの4～5件ですが、仕事を見つけて交通費を支給した事もあります。

武山課長 陳情書の中には、住民登録がないと高田馬場で手帳が交付されないと書かれているけれど、例えば住所が無いからどうにかしてくれとかいう相談が来たら、区民部の方に斡旋しているのだろうか。

権並委員 生活保護の受給要件に、住民登録が原則とはなっていません。住所が無いという相談については、対応出来ておりません。

- 権並委員 住所というか、居所というかね、それを定めるというのは、人間として基本だと思うんですよ。後ろで傍聴されている方々の中にも、野宿労働者の方々がいらっしゃると思うのですが、何とか住所を定めるという訳にはいかないものなのかな。今日は、区民部の人はいないのかな？（笑い、答える者いない）
- 武山課長 居所が必要であるという事は当然であると思います。そのためには、更生施設の充実が必要ですが、現在は常に一杯の状態です。また簡易宿泊所いわゆるドヤを居所として利用しておりますが、平成2年頃から少なくなり、今は空きが無いので苦労をしております。居所が無いと住所を定められないのが現状です。
- 権並委員 野宿されている方々は、飯場とか日雇労務者の経験はあると思うのですが、OA関係のコンピューターの技術を学んでもらって、その技術を生かして生計を立てるという訳にはいかないのだろうか。
- 武山課長 土木とか建設の産業でも機械化と共に人減らしが進んでおります。職業訓練的な施策を進める必要はあると思います。
- 川村顧賬 緊急越冬対策事業というのはいつから始めるのでしょうか？
- 武山課長 新宿寮につきましては、早ければ本年12月22日頃開設出来ると思います。また、大田寮につきましては、山谷対策室と最終的な確認ができていないのですが1月12日頃から入所できると考えております。淀橋寮については、本年中に改築工事を終了し、更生施設でありますので、基準に従った職員の増員をせねばならないので、来年度の始めには開設ができると考えております。この野宿労働者の問題が社会問題化したのは、2月のダンボールハウスの撤去が行なわれた時だと思っています。この時も緊急越冬対策事業としてやらされたと聞いていますが、この12月の越冬対策をやる時も同じような事が繰り返されるのでしょうか。
- 武山課長 撤去作業と緊急越冬対策事業と一緒にやるという事はありません。都が撤去をやるかどうかは分かりません。（ちょっと怒った口調で）わたしたちは緊急越冬事業をやるだけです。
- 川村委員 宿泊施設はどれくらい収容できるのですか？
- 武山課長 新宿の宿泊施設には88人、最大で96人が宿泊できます。また大田寮については、300人の収容を予定しております。よって、最大で396人の収容が可能となります。
- 川村委員 今、新宿には600人近くの野宿労働者がいると言われているが、それでは全ての人が入所できるわけではないですね。
- 武山課長 高齢者と病気の人は保護要件がなくなるまで、それ以外の人については、二週間程度の宿泊をと考えています。前回の越冬対策の時にも、一週間ちゃんと食べて寝れば、おおかた体力は回復したということがあります。
- 川村委員 また、昨年度は就労の問題については、全く手をつけられなかったのですが、今回は、入寮中に就労問題についても着手していきたいと考えております。それでは、入所者については、入る寮を居所として生活保護の対象になるのですか？
- 武山課長 積働能力等を考えて、生活保護を適用できない者もあると思います。
- 川村委員 寮で支給されるのは、仕出しの弁当だ聞いているのですが、寮に入れなかつた人が、弁当だけをもらいにいくという事はできるのですか？
- 武山課長 処遇は入所者だけに限られます。
- 川村委員 寮に入れた人はいいと思うのですが、入れなかつた人は大変だなあと思います。
- 武山課長 今回の越冬事業は二ヵ月間にわたるものですので、最初に全ての希望者が入所できなかつたとしても、希望する人は入れるようになるとは考えております。実際の動きを見ながら対応をしていきたいと考えております。
- 川村委員 相談業務が増えて、職員の中からは、この体制ではやっていけないと声も出ていると聞いていますが、そのところはどうなのでしょうか。
- 武山課長 昨年度の越冬対策の時にも、生活福祉課総力でやってきました。
- 川村委員 新宿寮が新設され、昨年のような移送の手間が省けるので、何とかやっていけると考えております。
- 武山課長 憲法25条に準じて、やっていただきたいと思います。
- 川村委員 陳情については、採択してほしいと思います。
- 笹本委員 野宿されている方の中には、女性の方もいらっしゃると思いますが、寮には女性の入所もできるのでしょうか？

- 郷原参事 女性の相談者に対しては、婦人相談員をおいて対応をしています。私たちも接触をしていますが、今のところ希望を訴える方はいないということです。女性の相談者には、緊急一時施設等で対応をしています。
- 雨宮委員 先程、都区検討会で中長期的な対策を検討を進めているということでしたが、どのような討議が進んでいるのでしょうか。
- 武山課長 更生施設の増設について、これは人事厚生事務組合の所管する宿泊所を更生施設に転換することをまず検討し、新築も含めて増設することを検討しています。また、グループホームという形で、就労には結びつかなかったが、居住は可能という人を対象に、4～5人の集団生活をしてもらい、日常生活の相談を受けられる指導員を置き、対応できるような方法も考えています。
- 雨宮委員 中長期の対策を積極的に取り組んでもらいたいと思います。
- 武山課長 区としての全体的な取り組みはどうなっているのでしょうか。
- 雨宮委員 越冬施設のような事業となると、他課との連携が必要になってきます。このため、区としては、ホームレス対策連絡会を設置いたしました。
- 武山課長 陳情書の中に、福祉事務所の中で死亡する事態が発生したと書かれているのですが、こここの事実を詳しく教えてもらいたい。
- 武山課長 この事態は本年1月7日に、入院する病院を決め、救急車を呼んだところ、救急車が到着する頃に死亡するという事がありました。この件につきましては、私どもにも思いがありますので、少し時間を取りて話させてもらいたいと思います。
- 武山課長 この男性は、平成5年6月、渋谷駅前で倒れているところを保護され入院し、その後、中谷津のリハビリセンターへ移りました。しかしそこで外出して帰らないという事態になり、施設からは捜索願いが出されました。その後、伊豆の修善寺駅前で倒れていたところを発見されたのですが、リハビリセンターへの再入所を拒否いたしまして、埼玉の病院に入院したのですが、一ヶ月後に自己退院をしてしまいました。その後、世田谷福祉で3回、新宿でも2回保護し、入院をしたのですが、いずれも自己退院で、自分から病院を出てしまう状態を繰り返していました。
- 武山課長 本年の1月6日、新宿駅で倒れていたところを警察が保護し、2回にわたり救急車で病院に運ばれたのですが、いずれも入院の必要はないと診断され、帰されてしまいました。翌日、警察から連絡をもらい、車椅子のケースでありましたので、こちらから迎えにいき、福祉事務所まで来てもらったわけであります。階段から落ちたのか、顔に傷があり、腫れていきましたので、入院の意思を確認し、病院を探し、救急を要請したのですが、救急が届く前に死亡してしまったものであります。
- 雨宮委員 福祉の対応が悪いという例として出されるのは不本意でありますが、亡くなった労働者には、冥福を祈りたいと思います。
- 雨宮委員 都区が対策を進めていくべきものであると考えます。
- 雨宮委員 陳情書は採択していくべきものであると思います。
- 委員長 理事会で陳情書の扱いについて別室で審議したいと思いますので、暫時休憩いたします。
- 委員長 (15分程の理事会審議の後、委員会再会)
この陳情書については、意見が分かれ、一致しませんでした。
- 小沢委員(眞) 各会派の方から、意見を述べてもらいたいと思います。
- 山添委員(公) 都区検討会が設置され、都区一体で進めるという事であった。この問題については、検討会の推移を見守りながら、継続して審議していきたい。陳情書の中で訴えられているのは、深刻な問題であり、小手先の問題では済まされないと思う。委員会でも中長期的な対策について検討していく必要があるので、継続審議としたい。
- 雨宮委員(雄) 区としても総合的な対策を進めていく必要があると思う。陳情は採択するべきだと考えます。
- 笹本委員(社) まず区として採択をし、その上で国や都に要請していく必要があると思う。採択するべきです。
- 委員長 意見が分かれましたので、決を取りたいと思います。今出された意見では、継続審議が5、採択が3となりますので、継続審議と決定したいと思います。
- 委員長 異議はございませんでしょうか。（異議なし）

委員会終了

11月29日環境建設委員会、陳情29号についての審議（傍聴メモより）

委員長	川口（自民）
副委員長	内田（共産） 小畠（公明）
委員	野口（自民） はそべ（自民） 下村（自民） 木本（自民） 池上（社会） 加藤（公明） 長谷川（共産）

*長谷川委員より資料請求

①「東京都日雇吸收要綱」

資料配布

②「都区拡大検討会」検討結果

<結果がでてないとの馬場の説明>

③「環境浄化対策会議要綱」

資料配布

加藤委員 まず、この陳情書をどういう風に受け止めているのか？見解があれば出してほしい

金沢土木課長 同様の団体から、夏頃から土木部に対して、仕事を出して欲しいという要請行動が数度に渡ってあった。9月9日付で「総合要求書」というものが出来され、16日に交渉をもった。土木部に関しては、大きく分けて2項目ありました。（以下、詳細に説明）、そのなかで私どもとしては、都の要綱については、できる限り協力する、その際、雇用対策的なものは、国、都の分野なので区にはなじまない。制度的なものは出来ない。とお答えした経緯がありました。そして、今回の陳情書を受けたという段階です。陳情書に書かれている問題は、私どもとしてもまだ判断つかない問題もある。これが、新宿区だけの問題なのか。国の経済政策の問題、雇用政策の問題なのか。いずれにしても、私どもとしては、都の要請に最大限協力しようという立場ですが、それ以上の就労対策はどうか。公共事業は区民のための建物等を建設をするという目的があり、雇用を創出するということが目的にはならない。少なくとも、区民のための建設という目的の中で、最大限協力していくことしか出来ない。これは、国、都レベルでの総合的な施策がでなければ、解決できない問題ではないかと認識している。

清水課長 55年、「バス放火事件」があった。当時、警察のよびかけで、「環境浄化対策会議」が発足した。当初のパトロールは、路上生活者に対応しようということで、ここに書かれているような認識はなかったのです。あくまで対応しようと、だから、中には急病の者を発見して救急車で運ばれたこともあった。以来、パトロールを続けてきましたが、社会情勢の変化とかを考え、ここに書いてある通り、10月20日の会議で、名称を変更し、住所不定者の項目を削除したという経過です。

*加藤委員より、「総合要求書」の資料請求 配布

池上委員 区の努力は評価するが、就労相談のようなことを区は実施しているのか？また、私も以前パトロールに参加した時に気付いたことだが、体の弱っている人が多かった。そのような人への対応はどうしているのか？

馬場土木課長 2階の福祉の方で若干ですが、就労相談のようなものはやっている。また、「越冬対策」の中でも就労相談をやると聞いております。病気の相談は福祉が行なっているということです。

池上委員 私、これを読ませていただいて、皆さんがたの生活のサイクルをどう作って、自立していくのか、そういうことを陳情者の方は訴えられていると思うんです、そのためにも仕事の問題が重要だと思うのですが、失効事業というのはどうなっているのか？

金沢課長 失業対策事業は、昭和23年に、敗戦後の失業者の対策として、緊急失業対策法として出発した。が、今は、その役目も終り、新宿区においても平成4年9月で終了している。東京都においても、全区で終っている。が、地方においては、まだ継続している所もある。

池上委員 陳情書の中でも、関係各庁と連携してと書いてある。区での就労対策は難しいとのことだが、このような特別就労対策を都や国と話しあう用意はある

- 馬場課長 るのか？
- 一つの区で就労対策をするというのは、大変困難な状況である。この陳情書にあるよう、新宿駅周辺で500人以上の方がいる。また、その方たちの多くは、この一年の間に新宿におみえになっている。これは、全般的な状況であると認識している。新宿で全ての対策をするというのは困難であり、また、「総合要求書」にあるよう、全ての方に就職を斡旋せよという要求ですので、なかなかそれは、困難だ。その条件につきましては、東京都の労働経済局だと思うのですが、「拡大検討会」では労働経済局も参加して労働の対策も項目に入っている。したがって、東京都、国のリーダーシップのもとで、区として要請があれば、23区一体になって対応してまいりたいと。
- 池上委員 まだまだ景気は底をうつても、厳しい状況です。東京都を通じて、あるいは23区一体になって、国なりに言っていただくようお願いします。
- 加藤委員 今、失対事業の話になつたけど、あの当時も、この手の陳情書が出て、だいたい願意にそつてと意見をそえて採択してきた。したがって、これも採択してやればいいと思うんだが、皆様の発言はどうもそういう感じじゃない。それなら、ここに書かれてある事実がまったく違うのか、そんなことはおかしいというのか（笑い）、どういうふうにとっているのか？
- 金沢課長 当時の陳情書は、夏期一時金や暮れのモチ代の額を増やしてほしいとか、失業対策に従事していた者の陳情で、今回のように新たな就労対策をしてくれというものではなかった。実態につきましては、私どものほうで調べているわけではないのでなんとも言えない。
- 加藤委員 ここで、考え方をお聞きしたいのですが、野宿を強いられている労働者があるが、誰が野宿を強いているのか？そういうことの解釈についていろいろある。地方自治体が強いているのか、東京都が強いているのか、国が強いているのか。それで、あなた方は、しょうがないから駄目だと言っているのか、今後努力しますと言っているのか、どうも答弁が曖昧なんですよ。はっきり言ってくれないと、今後我々がもっと研究しなければならないのか分からぬ。それと、もう一点、人権の問題。あなた方はどういう風にこの人権の問題をとらえているのか？私は一般的にこれは人権の問題として通用すると思っているけど。
- 馬場課長 強いてる状況ですが、新宿区が強いている訳ではない。強いてる状況は1年、2年の激しい不況から基本的にはきている。だから、中央政策の問題である。それと、東京都が行なう大都市政策も、これに該当していると考えている。国の政策、都の政策が、こういう労働者の方々に厳しい状況を強いていると。その結果が、新宿区の方におしかかっている。新宿区として対応措置があるのかどうかといいますと、はっきりいってもない。国や都の政策をやってもらうほかはない。
- 金沢部長 人権の問題ですが、憲法の解釈もいろいろありますし、確たる解釈が出ていない。人権の問題もいろいろありますので、例えば法務省の人権擁護委員会なりの見解とかがなくては、対応が出来ない。
- 加藤委員 こういう人の問題では、川崎市なんかでは色々対応していると聞いている。東京都では対応しないのか？
- 馬場課長 主として福祉部門の対応である。川崎もパン券などの対応である。新宿区としても応急的な対応として福祉が行なっている。
- 内田議員 支援団体のアンケート調査が添付されているが、特にここで、特徴的なことはあるのか？
 （アンケート結果を羅列的に読み上げるだけ）
- 馬場課長 仕事の問題がウエートをしめるようですが、新宿にこのような方が来られているというのは、どういうことが原因だと認識しているか？
- 内田委員 交通の便が非常に悪いということ、あちこちから集まりやすい、また、あちこちに行きやすい。それから、都市の構造的なことから、駅の周辺には、地下の構造が相当あるなどの問題。また、歌舞伎町から西口にかけての商店街、繁華街を抱えていることから、食料、ダンボールが手に入りやすい。こういったことから、お見えになるのではないかと考えています。
- 馬場課長 特に就労問題は、新宿だけでは出来ないということですが、「拡大検討会」は、何回か会議は開かれているのか？

馬場課長 11月にはいって一回開かれたと聞いております。
内田委員 その中で、検討されていくと思いますが、就労問題については論議されているのか?
馬場課長 就労問題については、大事な所であろうということで、これから検討されると。労働経済局の方も入っています。
内田委員 特に労働行政については、東京都が所管をしているのは分かっていますが、区との関係もあるので、このような陳情も是非反映させてもらいたい。

＜各会派理事会で取り扱いの協議＞

川口委員長 「6陳情29号の2」の取り扱いについては、ただいま理事会で協議しましたが、「1および4」と「1、3、4を採択すべき」との意見と、「都区検討会の推移等を見ながら、今後も引き続き慎重に審査をしては」との意見がありました。委員長としては、推移を見ながら慎重に審査したいと思いますので、特段のご理解をお願いしたいと思います。異議はありませんか？

<異議なし>

委员会終了

ニュースティタイムス 94/11/11

年間22億9千万円に上る



記者会見在西小野田区舉

住所不定者の医療扶助が急増

新宿区

IV. 冬を乗り越えて

の企画開発室で関西直営店舗主催
する「冬の果物セール」

必ず要るが本拠地。式典点検合算、若葉枝宇宙、主催開催予定地、お詫問告白主催
行を開始する時刻は午後六時から。さむらこくを要する運営は午後七時から始める。
午後九時まで。午後十時までは午後九時までの果物セールの回数。



行政資料

平成6年9月9日
東京特別区

路上生活者問題に関する都区検討会の 検討結果について

路上生活者問題は、就労や保健衛生、住宅対策等、総合的視点にたった対応が必要であるが、福祉対策については緊急を要することから、これについて先行して都区で検討を行ってきました。

今回、この検討結果がまとめたのでお知らせします。

1 検討結果の概要

第1 対応策

対応策については、緊急に実施するものと主に来年度以降実施する居宅保護促進対策及び中・長期的対策に分け、以下の事項について都区で協議しながら具体化を図っていくこととする。

I 緊急対策

- 1 各特別区が、地域の実情を踏まえて街頭相談や宿泊所等のベッド借り上げ、その他の緊急援護を行った場合、これに要する費用の一部を都は助成する必要がある。
- 2 都区共同で、路上生活者のうち、要保護者等保護を必要とする者に対し、複数箇所において冬期臨時宿泊事業を実施する必要がある。
- 3 都区協力し、更生施設から養護老人ホーム等への入所が円滑に行われるよう調整を図る必要がある。
- 4 区及び特別区人事・厚生事務組合は、単身者用宿泊所のうち、可能なものについては、更生施設への転換を図ることとし、都はこの費用を助成する必要がある。
- 5 都区は、新たに、宿泊所に対する増改築費等の公的助成策を講ずる必要がある。

II 居宅保護促進対策

- 1 居宅保護を促進するため、アパートを借りる際、保証制度を設ける必要がある。
- 2 きめ細かな援護を行うため、利用者の適性等に配慮した生活寮（グループホーム）事業を実施する必要がある。
- 3 福祉事務所における適切な援護の実施のため、研修及び実施体制の一層の充実を図る必要がある。
- 4 簡易宿泊所（旅館）等居住者に対する生活保護費の都費負担期間を延長する必要がある。

III 中・長期的対策

- 1 路上生活者の急速な高齢化及び大都市の特性を勘案し、養護老人ホーム等を建設する必要がある。
- 2 更生施設及び宿所提供施設について、需要等を勘案し、宿泊所の転換を含め増設を図る。また、宿泊所について、生活保護受給者の利用拡大や緊急の宿泊としての利用など、積極的な活用を図る必要がある。
- 3 常設の短期宿泊施設（ショートステイサービス・ティーサービス）の設置について、検討する必要がある。
- 4 路上生活者等に対する専門的かつ総合的な相談・援護体制の確立について、検討する必要がある。

第2 関連施策の検討

福祉の課題と併せて、福祉以外の施策のうち主要な検討課題について検討する必要がある。

就労相談、紹介、特別就労対策事業の拡充、緊急入院等への対応の具体的措置を含め、路上生活者の長期的、抜本的対策については、十分な調査・研究と就労や保健衛生、住宅対策、啓発等、総合的視点にたった対応が必要である。そのため、関係者の参加を得てこれらのことと検討する体制を整備する必要がある。

2 今後の対応

今回の検討結果に基づき、緊急対策については、年度内の実施に向けて具体化を図るために、都区で早急に協議する。

また、居宅保護促進対策及び中・長期的対策について引き続き検討を進めるとともに、あわせて福祉対策以外の対策について総合的視点にたった検討を行うこととし、そのための検討体制の整備を行う。

(問い合わせ先)

(東京都) 都庁代表 (03)5321-1111

(都側、座長局) 企画審議室調整部調整担当 菊地 内線21-170
百瀬 直通5388-2126
福祉局生活福祉部保護課 森 内線32-410
日下 直通5320-4061

(特別区)

(区側、座長区) 新宿区生活福祉課 武山 (03)3209-1111内線 3620

(更生施設等について)

特別区人事・厚生事務組合厚生部業務課 月山 山田(03)5210- 9853



刻々と近づく冬に向けて対策
が迫られるホームレス問題

都と十三区は六日、合同代表者会議を開き、路上生活者ホームレスの今冬の福祉対策として臨時宿泊施設の設置や各区の緊急援護事業の補助などの実施を決定した。各区がばらばらに対応してまたホームレス対策に都と区が一体となって取り組むのは今回が初めて。都と区側は今年二月「路上生活者に関する都区検討会」を発足させ、宿泊施設を増やすことなどを検討。先月九日に出された原案に沿い、今回の具体的な対応策がまとめられた。

は、①冬季臨時宿泊施設を新設する。②特別区人事・厚生事務組合が所管する単身男子用宿泊所を更生施設へ転換。③各区が行う民間宿泊所のベッドの借り上げなどを緊急援護事業費の半分を都が負担する。——の三点。

冬季臨時宿泊施設の説明
は新宿区内藤町一丁目と大田区東海三丁目の二カ所が予定されており、定員は八十人と三百人。新宿の施設は十二月下旬、大田の施

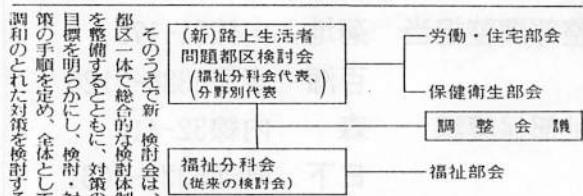
都23区初の合同作戦

越冬対策 ホームレス宿泊所設置など決定

設は一月中旬から来年三月中旬まで開設される。対象者は、「路上生活者のうち保護を必要とする者」としている。設置運営費は都区内で分担することになり、二億六千万円が見込まれて

各区の路上生活者援護事業への都の補助は、各区がそれぞれの状況に即した判断から行われる援護を都がバックアップするのがねらい。都からの補助は千五百円が算出されている。

東京新聞 94/10/7



新検討会では今月中に福祉緊急対策運営基準を策定。福祉対策の中・長期的対策と関連施策のうち八年度予算に反映すべき当面の対策案を来年八月までにまとめていく。また実態把握や施策目標の設定を含め総合対策は来年度中に固める予定となっている。

（同上）は福祉分科会も開催され、緊急越冬対策を協議。各区の入所基準の統一、冬季臨時宿泊施設などに福祉事務所との連携・連絡・緊急越冬対策終了後の保護施設の確保などについて話し合われた。今後は各福祉事務所の施策の現状、二二の把握などを事務的作業を先行して行っていく考えだ。

都政新報 94/11/18

要 求 書

1994年10月18日

都・区「緊急越冬対策」事業担当各位

報道等によれば、都と23区は今年度の緊急越冬対策として「路上生活者」（以下、「野宿労働者」とする）向けの越冬用臨時宿泊施設を新宿区と大田区内にそれぞれ、88人と300人収容規模で設置するといいます。期間は新宿が今年12月下旬から来年3月中旬まで、大田が来年1月中旬から3月中旬までとされ、建築・運営など総費用は2億6千万円とされています。

都と23区によるこれらの決定は、昨冬に都・区が実施した「緊急越冬対策」事業の継続性のうえに、「都区検討会」なる協議機関でこのかん「路上生活者対策」として検討されてきた結果です。しかし、そもそも昨冬の「緊急越冬対策」は2月中旬から3月中旬までわずか1か月間に限定して野宿労働者の一部を大田区内の臨時宿泊施設に収容するとしたもので、その前後において新宿区内だけでも20人を越える野宿労働者が路上死（野たれ死に）を強いられるなど、生命保護すらなしえないシロモノだったのです。また、1か月の収容においても、当局側の恣意的な判断により「65才以上の者」を一方的に「保護すべき高齢者」として選別・収容、それ以外を排除したのをはじめ、収容中は、いわゆる「衣食住」の提供を施したに過ぎず、退所後の就労や住居、医療などの保障等自活支援策をいっさい講じなかつたため、結局のところほとんどの野宿労働者が再び地下道や公園などで野宿を続けざるを得なかつたのです。そして、昨冬の「緊急越冬対策」は、都企画審議室のもとに建設、環境、あるいは警視庁などで準備された「環境浄化対策」事業と一体のものとして取り組まれたため、野宿労働者は“たった1か月の限定収容”と引きかえに、段ボールや毛布、所持品などを奪われ、地下道や公園からの叩き出しに戦々恐々とした日々を送らなければならなくなつたのです。

私たちは、野宿労働者をめぐる問題はひろく社会問題であると同時に、なりより国や地方自治体による労働や厚生など行政全般にわたる政治問題であると考えます。野宿労働者の多くが企業や資本による労働力使い捨ての犠牲者であり、あるいは大都市社会の抱える構造的矛盾によって生みだされた存在である事実を直視しなければなりません。憲法には「健康で文化的な最低限度の生活」は保障されると明記されており、精神的・物理的に就労や居住の場を奪われ野宿を強いられる者たちに対する支援策を講じることは行政の責任なのです。私たちは、行政の責任において、すべての野宿労働者に対して就労と生活の保障を行なうべきと訴えます。

こうした見地に立てば、今回新たに打ち出された「緊急越冬対策」は、収容人数と収容期間において若干の拡大は図られたものの、あくまで「一時的」としたことや、都下2千人もいわれる野宿労働者にまったく対応し得ない規模であること、さらに相変わらず「高齢者」

や「病弱者」を恣意的な判断で限定収容し、また退所後の就労・生活保障など長期的展望を欠いた点において、昨冬の同事業と質的にはなんら変わることのない施策と言わざるを得ません。巨額の税金を投入してなお、これまでのレベルをいささかも越えられないとするならば、野宿労働者ばかりでなく市民のあいだから厳しい批判の声が上がることは目に見えています。ただちに本事業の抜本的な見直しを行ない、野宿労働者のおかれている現状に即応した、かつ長期的展望に基づく施策を組み直されるよう要求します。

にもかかわらず、もはや精神的・物理的にも冬期の野宿に耐えられない人たちに対する緊急避難も含めて、すべての野宿労働者の生命の保障を前提とした万全の策を同時に求めます。そして、あくまで「緊急越冬対策」として、新宿ならびに大田区内の宿泊施設を建設し活用を図るなであるならば、その施策の充実の意味からも、以下の条件と要求を満たされるよう強く要求します。

- 一、事実上「野宿労働者の叩きだし」を意図した「環境浄化対策」等施策を伴わないこと。
- 一、新たに設置する宿泊施設の使用期限を限定せずに、通年使用を認めること。
- 一、宿泊者による自主管理を認めると同時に、民間支援団体・市民による共同運営方式を導入すること。
- 一、宿泊期間中にすべての被宿泊者にたいして就労や住居斡旋、完全医療の保障、生活相談など自活支援策を講じること。この際、生活保護法の積極的な適用を図ること。
- 一、冬期のあいだ野宿を強いられる労働者に対して、生命保護の責任を負うとともに、住居の保障、食料や毛布の支給、医療などの支援策を講じること。
- 一、宿泊施設の建設にあたっては清掃や片付けなどの簡易な仕事も含め、事業主（都・区）の責任において、野宿労働者の優先的な雇用を行なうこと。
- 一、都ならびに区は、当該野宿労働者の実情に応えるため、交渉の場に応じること。
- 一、すべての野宿労働者は「要保護者」であるとの認識に立ち、生活保護法の適用によって住居を保障すること。

以上

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉社会館気付

☎03(3876)7073

第1回新宿越年闘争

94-95 山谷・新宿越年闘争報告集より

94年大晦日、新宿西口地下、東京都インフォメーションセンター前の越年拠点では、年越しの祝い酒が配られた。コップ半分も行き渡らない酒で顔をまっ赤にした古い仲間に声をかけると、彼は今にも泣きそうな顔で「去年の大晦日は寂しかったよ。除夜の鐘がどこからかおぼろげに聞こえてきてさ、ダンボールの中で寝付けなかった。でも、今年は本当にいい。楽しいよ。仲間がこれだけいて…」と呟いて最後に小さく笑った。

昨年の同じ時期に山谷からパトロールに来た自分が、新宿の仲間の意識と現状にどれだけ学び、どれだけ肉薄できていたのか？かつて、冬の寒さの中、新宿の路上で一人づつ殺されて来た仲間の事を思いめぐらせ、新宿の94年は暮れて行った。

1回目の新宿越年・越冬の取り組みは、今まで見捨てて来た側（活動者）と、見捨てられてきた側との最初の交差点である。そこには当然に運動の総括がいる。寄せ場に閉じこもり、寄せ場から分散して行った日雇労働者の動態に迫り得なかつた寄せ場の運動体の質。寄せ場から、ないしは地域からの広域パトロールと位置付けながら駅、公園で呻吟する仲間の団結形成を促進しえなかつた人民パトロールの質。もっと言えば、総資本の雇用政策と対決し得ず、棄民化された日雇・下層労働者の労働権、生存権の獲得に着目しえず、それを無視、軽視（切り捨て）した上で、職場生産点のたたかい、反合闘争、政治闘争を主張する労働運動のいびつな傾向。

総括抜きにかかわれないという訳ではない。が、真摯にかかわる中で総括は自ずと求められる。「何故新宿に来たのか？」「いつ山谷に帰るのか（再び見捨てるのか）？」という仲間の声と共に。

95年元旦。午後から団結餅つき大会が始まる。山谷からの部隊を、200名位だろうか、新宿の仲

間がインフォメーション前でじっと待つ。杵と臼を乗せた車が到着するやいなや仲間はざわめき活気がすぐさまみなぎる。段取りは仲間の手で一瞬の内に整われる。少し離れた場所でビラの原稿を書いていると、懐かしい声が聞こえて来る。「仲間の会」が出来たときの中心メンバーのAさんが、マイクを使って何か仲間に呼び掛けている。仲間同士の感情のこじれがもとで起きたささいな「事件」がもとで運動からは離れていた彼の声も、浮き上がることなく、全体の雰囲気にマッチする。「過去のことはこだわってもしようがない。同じ隊列にいる者が仲間なんだ」こんな新宿の仲間の関係性を改めて感じとる。過酷な生活を強いられている分だけ、今となりにいる者との関係だけが頼りなのだ。そして、その分、野宿をしながら運動を担うことは難しい。野宿者の運動と立てた時、その対象は幾重にも重なる出身階層の違う仲間同士の関係として問われる。小さなグループも、全体を問題化せざるを得ない。小さなグループは信頼、期待、猜疑心、不信感そのすべてをしょいこまざるを得ない。そこで、いくら「いい事」を言っても通用しないし、無理に闘争を立てても通用はしない。反対派的に自己確認してればよいという訳でもなく、全ての野宿の仲間に責任をもつという野宿労働者自身による「組織」の試みは、思考錯誤の繰り返しである。とりかえしのつかない犠牲を払いながら、これからも試行錯誤は続くのであろう。

だけれども、越年期間中、仕事が決まって働いている「仲間の会」の昔のメンバーが多く顔を出してくれたことが、この思考錯誤の悩み事を少しば夷させてくれる。Aさんの懐かしい声もその一つだ。1年足らずの運動でも確実に歴史と関係が培われていた。

寄せ場の日雇労働者の文脈だけで新宿野宿者の問題が語れるか？確かにそれは大きな一要因では

あるが、それだけでは語れないものがある。新宿の試みは野宿を強いられているという生存条件・生活形態を共通の基盤としながら出発している。特定の階層（日雇）を意識はしてはいるものの、それには全面的には依拠してこなかった。依拠できないという直感はある意味では正しかったのかも知れない。毎日朝まで頑張ってくれたIさん。彼は最近まで関西で小料理屋を経営していた。マスコミに引っ張りだこのKさん。彼は元メーカーの臨時社員。小さな体でどこにでもついて来るMさん。彼は元たこやき屋さん。工場で働いていた律義なTさん。飯の調達のうまいOさんも忘れてしまったが、確かに違った職種だった。「仲間の会」のめぐりにも、いろんな出身階層の仲間が集まっている。

確かに新宿の野宿者のおよそ60%が建設産業に従事していた事実は、日本の下層社会（アンダークラス）の特徴を如実に示している。これほど特定の産業から野宿者を排出しているのは、国際比較してもまさに「異常」な事であろう。建設独占資本が日雇労働市場を通じ都市や農村から流失した相対的過剰人口を「安価な労働力」とし吸収、淘汰し、また総資本がこの構造を「民間失業対策」的に雇用政策として推進してきた結果がそこにある。かつて、流出した失業者の群れは概ね日雇労働者に組織されてきた。IさんもKさんもMさんもTさんもOさんも、従前の不況時なら、下層社会に足を踏み込んだ瞬間、日雇労働者への道が待ち受けていたのだろう。しかし、そうはならない現実が今、新宿にある。何故か？

バブルの崩壊。そして、ゼネコン疑惑、日米建設交渉摩擦、建設市場の国際化などを要因とする建設独占資本の「リストラ」の中、建設日雇労働市場は決定的に縮小した。そして、総資本が「民間失業対策」に変わり得る雇用政策が打ち出せない中、下層社会に激変が訪れ、またたく間に建設日雇労働者の失業者、反失業者を大量に発生させた。この隊列の上に、建設産業以外の産業からの失業者の一部（あくまで一部である）が覆いかぶさる。〈停滞した失業者・反失業者の群れ〉。寄せ場以外の場所ーしかも路上での下層社会はこうして誕生した。

この新たな社会を通底する統一した新たな運動視点が必要なのだ。生活者組合的な要素を孕みながら、そこからの突破！

産経新聞の記者は「偏向」している。だいぶ前だが取材を受けた時「あなた方は新宿でも政治闘争をやるのですか？」なる愚問をしつこく聞いてきた。その時の私の回答（勿論、記事にはならなかつたが）。「野宿を強いられている仲間が社会に絶望するんじゃなく、厳しいながらも生きる希望をもてるような運動を進めていくつもりです」

新宿は「希望のスラム」となるか「絶望のスラム」となるか？

確かに、一般的にも長期の失業状態と貧困は肉体的、精神的な異変を形づくる。生活形態が路上でならおって知るべしである。社会性を奪われ、体もボロボロな仲間と新宿越年でも多く出会った。彼等と接する度に「棄民化」という言葉がストレートに浮かんでくる。そして言葉が相手に通じていないことが分かっていながらも、話しをしている自分に自己嫌悪する。そして、暖かいお茶を差し出すとペコリと頭をさげて遠ざかる。なにもかも引受けなければならないのが見棄ててきたものの責務であると思いながら、それでも、そんな仲間を見つけるとおもわず声をかける。

『野宿者は（疎外された）労働を拒否している存在だ』なる論（？）をかつて何人かから聞いたことがある。が、それは、社会との関係が断たれた時、労働が断たれた時、人格がどうなるのか？肉体がどうなるのか？を考えない暴論であろう。

社会がどうなるのかと同時に、その社会を構成する人間がどうなるのかを考えなくてはならないのだ。野宿者が置かれている現実は美化せず、意味付与せず向き合わなければならない。自らの理論にあった都合の良いところだけを取り出したとしても、それは自己満足でしかない。学ぶということはそういうことだろう。人から学び、現実から学ぶ。新宿連絡会の良い所は、運動に参加していない仲間の事を排除せず、気遣い、そこへと向

かっていく視点を持ち合わせている所だろう。運動が人を排除してしまってはならない。直接運動体の利益にならない事も、ボランティアといわれようと何といわれようと私たちは、より多くの仲間を抱摶しながらやっていく。「仲間の命は仲間の力で守る」これは棄民化された仲間が自らの手で奪われた社会性を取り戻すたたかいでもある。
＜一人でも多くの仲間の手に「希望」を！＞これが、運動が仲間の利害に根差しているかいないかのバロメーターかも知れない。

してこの合流の日まで私たちは社会に警鐘を鳴らし続ける。

* * * * *

最後に「仲間の会」の歌人Fさんの短歌を一首。
「炊き出しの飯につながる仲間らの

共に闘ふ年逝かむとす」
(ホームレス歌集より)

(新宿連絡会・事務局 筒井 和明)

* * * * *

アジアの民衆をふみつけにした上での「繁栄」、国内の日雇・下層労働者をふみつけにした上での「繁栄」。戦後50年の「民主主義」とはかくたるものでしかない。

「そこに歩いているサラリーマンどもが、こっちの世界に合流したら秩序もへったくれもなくなって、えらいことになるゾ。奴等、本心こっちの世界に来たくってしょうがないんだ。一緒になつてオモロイことやりとうてウズウズしてるんや」—これは、独特の「ホームレス論」をもつ「仲間の会」のTさんの談。彼は「ホームレス社会」と「市民社会」そして「国家」この3つの秩序の攻めぎあいだと「ホームレス戦争」について語る。かなり乱暴な点はあるが、彼の話には三文学者の本より参考になる。彼は今60代。そして、新宿の野宿者の平均年齢が52才。多くの仲間が戦後の「民主主義」の屋台骨を支えてきた労働者である。高度経済成長政策に従属し、低賃金労働力の創出を目的とした雇用保障ぬきの雇用政策の洗礼を受けながらも、中小零細企業や、建設産業などで必死に働いて来た労働者である。そして、失職し、住居を失い、野宿者になるや、野たれ死にの運命を背おわされ、行政の追い出しや、地域からの排撃的になる。戦後50年の「民主主義」とは、その「民主主義」の土台を作ってきた労働者の労働権、生存権すら保障し得ない「民主主義」でしかない。

この嘘っぱちな「民主主義」と「繁栄」の欺瞞に多くの労働者が気付いた時、Tさんの言う「2つの社会の合流」が果たせるのかも知れない。そ

路上生活者たちを 厳冬から救おう

新宿駅の
西口周辺

トロールして回るといふ。毛布などの支給も自指している。

都と二十三区は、都内の路上生活者の越冬対策として、大田区と新宿区に合わせて三百八十八人が泊まれる臨時の宿泊施設の開設を計画している。新宿の宿泊施設は十一月下旬に、大田区は年明けにそれぞれ開設の予定だ。来年三月まで、路上生活者が一時的に利用できる。

しかし、新宿駅周辺の路上生活者だけでも約六百人

いるといわれ、高齢者や体の弱い人たち以外の利用は難しいそうだ。多くの路上生活者は段ボールの家で厳しい冬を迎えることになる。

実行委の準備会は十五日、都に対し「冬季臨時宿泊施設の開設期間を通常年比の二倍とする」宿泊者による自主管理の実験を行った。越年、越冬に関する要求書を提出した。

向けての寒衣委は二十九日午後七時から、新宿駅西口地下街で結成会議を開く。

—94-95 新宿越年闘争の記録—

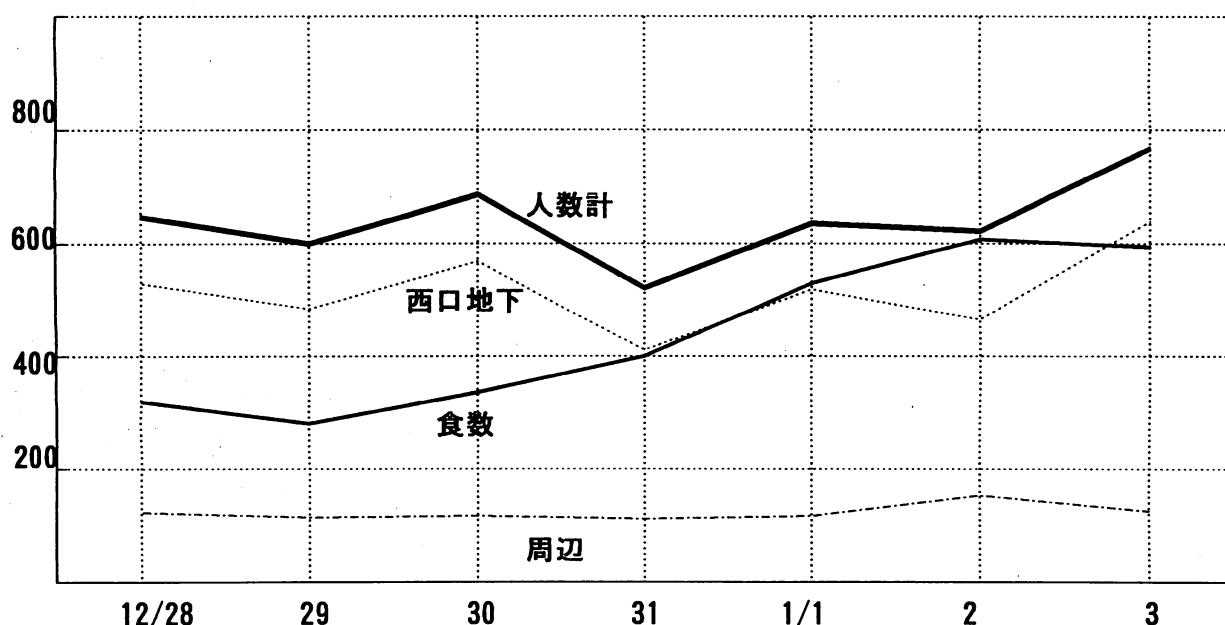
1、配食数

12/28 (木)	12/29 (金)	12/30 (土)	12/31 (日)	1/1 (月)	1/2 (火)	1/3 (水)
320	280	336	400 (不足)	531	609	594

2、新宿人パトによる人数記録 (深夜0:00台のパトロール調査をもとに作成)

	12/29 (木)	12/30 (金)	12/31 (土)	1/1 (日)	1/2 (月)	1/3 (火)	1/4 (水) 雨
電話点場	56	72	70	72	70	41	90
南北通路	65	64	82	71	87	62	135
南北通路	35	34	52	34	37	45	39
スバルル	174	153	157	139	159	163	169
丸之内以下	94	90	86	74	81	96	86
丸之内以下	106	72	123	20	85	60	120
西口地下計	530	485	570	410	519	467	640
南東口	—	38	22	59	38	42	35
西口地上	50	18	28	12	25	35	35
西口地上	71	59	67	41	55	77	56
周辺計	121	115	117	112	118	154	126
全計	646	600	687	522	637	621	766

3、食数と人数の推移表



4、広域パトロール記録

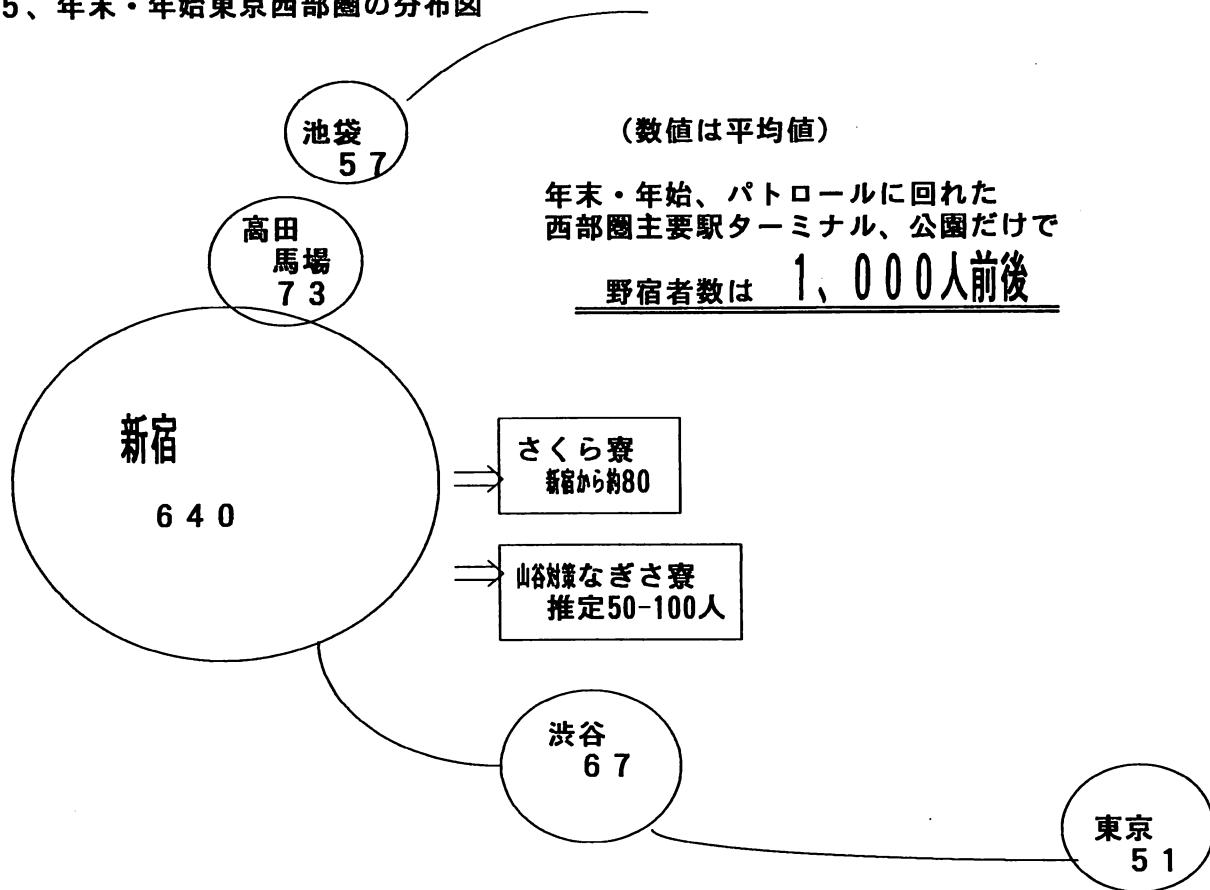
池袋		
	12/28	1/1
地下・駅周辺	17	29
地上	29	38
計	46	67

高田馬場		
	12/29	1/2
渋川公園	10	5
西戸山公園	8	7
戸山公園	45	50
駅前公園	1	1
その他	11	8
計	75	71

渋谷		
	12/30	1/3
地下	15	16
駅周辺	12	15
駅下公園と周辺	23	21
区役所	5	10
その他	7	9
計	62	71

東京	
	12/31
駅構内	33
周辺	18
計	51

5、年末・年始東京西部圏の分布図



6、労働相談記録

日時	相談内容	業者名	現場	職種	手配	デズラ
12.29	賃金未払い	東日本建設(株)	東京	溶接工	契約社員	?
12.29	"	泰聖建設	千葉	土工	新聞手配	7500(ぬき)
12.30	"	バンダイ工業	福島	バラシ	馬場手配	10000(ぬき)
1.2	"	山兼興業	群馬	土工	上野手配	7000(ぬき)

7. 医療班記録

A、把握している救急出動記録

日 時	場 所	状 態	通 報 者	救 急 隊	添 乘	搬 送 病 院	治 療 と そ の 後
12/28 23:05	池袋JR構内	怪我	駅員	不明	×	長沢	翌日退院
12/29 00:08	新宿スバルビル	衰弱	労働者	西新宿第2	×	不明	不明
" 04:30	新宿モール入り口	怪我	医療	西新宿第1	○	春山	縫合手術(会社員)
" 12:30	エルタワー	ケイレン	労働者	不明	×	春山	不明
12/30 1:10	医療相談	微頭痛	医療	西新宿第1	×	都立大塚	レントゲン異常なし返される
" 21:30	医療相談	胃痛	医療	西新宿第1	×	玉井→都立民生	民生入院
12/31 23:00	医療相談	胸痛	医療	西新宿第1	×	国際医療センター	異常なし返される
1/1 18:50	医療相談	胃痛	医療	西新宿第1	×	都立民生	入院
1/2 01:28	会場	結核	医療	西新宿第2	○	中野共立→世田谷有隣	有隣入院
" 7:30	B21	筋膜	本人	西新宿第2	*	都立大塚	拒否
" 昼頃	不明	怪我	本人	不明	×	都立大塚	縫合手術

B、1・4 福祉行動結果 計13人

年齢	病 状	結 果
58	右半身のしびれ(脳腫瘍手術3年前)	さくら寮より都立大久保通院
49	胸痛、じん帯硬化症	救急で長沢検査入院
61	右股関節のいたみ、	さくら寮より春山外科通院
55	歩行困難、筋力低下	救急で都立民生搬送も異常なし
64	網膜はくりのおそれ	社会保険中央病院で診察
57	左そけいヘルニア	新光館から馬場病院通院
49 姉	全身湿疹	女性相談センター入寮
40	便秘、腹痛	救急で長沢入院
52	たん、がら声づく	都立大久保で診察
63	高血圧	新宿診療所で診察
47	左足首痛	春山外科で診察
64	全身だるい。風邪の症状	新光館→翌日長沢入院(肺炎)
58	顔部打撲、全身打撲	さくら寮から春山外科に通院

C、相談件数

日 時	12/28-29	29-30	30-31	31-1/1	1/1-2	1/2-3	1/3-4
			医療回診				医療回診
件 数	7 件	10 件	25 件	12 件	15 件	27 件	10 件
平均年齢	60.6歳	52.0歳	54.7歳	54.3歳	52.5歳	52.5歳	51.0歳
<病状>							
風邪	2	5	3	4	8	11	5
外傷	0	0	1	1	0	2	0
内臓疾患	3	1	7	4	3	3	2
外科系疾患	1	3	13	2	2	9	3
その他	1	1	1	1	2	2	0

延べ相談件数 106 件 平均年齢 53.9 歳

病状	風 邪	38	(35.8%)
	外 傷	4	(3.8%)
	内 臓 疾 患	23	(21.7%)
	外 科 系 疾 患	33	(31.1%)
	そ の 他	8	(7.5%)

8. 生活相談記録

毛布・布団配布	800枚以上
衣類配布	多数
なぎさ寮入寮希望者相談	10数人
就職相談	1件

1995年1月13日

「路上生活者等に対する緊急事業」担当者各位 殿

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議（新宿連絡会）

東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉社会館気付

☎ 03 (3876) 7073

要 求 書

「路上生活者問題に関する都区検討会」が打ち出した「路上生活者等に対する緊急事業」の内「冬期臨時宿泊事業」が、1月12日から本格的に開始された。が、これは、私たちが一貫して要求している野宿労働者問題の根本的解決に向けた提案（94年9.9 新宿区への総合要求書、94年10・18の越冬対策事業担当者への要求書）から程遠い「事業」としか言いようがない。当事者の声を無視し、一方的に打ち下ろす行政の「事業」に、ロクな「事業」がない事は行政史上歴史的事実として刻印されているにも関わらず、今回も同じ過ちを「都区検討会」は繰り返そうとしている。民主主義のイロハも分からなくなってしまった官僚達には、いずれ社会的な抗議の声がその反動として襲いかかるであろう。

が、すでに開始されている「事業」に対して反対の声をあげるのはいささか大人げない。よって、私たちは、すでに開始されている「事業」の内容について、改善しうる点については改善するよう今回申し入れたい。

今回申し入れするのは「実施要領」中、「要保護者等」とされている「等」の問題に限定してである。

生活保護法外での「2週間を限度とする緊急宿泊」対象者は、「稼働能力がある」ものとされている。この「稼働能力」があるがために生活保護を適用できないというのが、福祉事務所の「公式な」見解であろう。しかし「稼働能力」があるからと言って、就労できるとは限らない。このことは、急増する野宿労働者の存在が如実に証明している（新宿においては、野宿者人口は年末 700人を優に越えている）。今回、「稼働能力」があるのに就労できない者を一時的にせよ福祉事務所を通して施設に収容させる訳であるが、この事業の目的「野宿状態からの救済」から言うなれば、2週間だけ宿泊させてその後、野宿状態に戻すというのは、いささか目的より外れていると考えられる。「野宿状態からの救済」を目的とするなら、短期の宿泊期間中、就労紹介なり、就労出来る条件を整えるのが、最低限、事業主が行なわなくてはならない事であろう。2週間の宿泊を「食って、寝ただけ」とさせないためにも、就労問題については、今からでも出来ることを積極的にやってもらいたい。

「冬期臨時宿泊事業」事業主は、「さくら寮」「なぎさ寮」への法外入寮者に対して、下記要求にそった就労対策を早急に実現されたし。

記

- 一、『さくら寮』『なぎさ寮』とも、法外宿泊者が泊まる各部屋に、スポーツ新聞（日刊スポーツ・スポニチ・サンケイ・報知新聞）を各5部づつ、求人誌（アルバイトニュース、フロムエー）を各5部づつ置くこと。
- 一、求職するさいの電話を、無料、無条件で使わせること。
- 一、履歴書、筆記用具を設置すること。
- 一、求職する際の住所、連絡先を寮にすることを認めること。
- 一、面接に行く場合、もしくは職安や、山谷、高田馬場へ仕事を探しに行く際の往復の交通費など、求職に必要な経費2000円を寮に入る前、希望者に貸し付けすること。
- 一、建設・土木の日雇（契約）仕事を希望する者には作業着、地下足袋を支給または、貸し出しすること。
- 一、寮から仕事を探しに行く際、寮の門限時間、自由時間に幅をもたせる事。

以上

本要求書は、新宿福祉の武山課長を通した数度にわたる交渉で、

★<越冬施設内からの求職活動の保障は>

- ①越冬施設内に日刊スポーツ、スポニチ、アルバイトニュースを各一部づつ置く。
- ②就職活動のための電話無料使用を認める。
- ③履歴書を事務所に置き、希望者に無料配布する。
- ④求職の際、寮を住所、連絡先とすることが出来る。
- ⑤職安（大森と新宿）には185人、入寮中2回までの求職活動を保障する。
- ⑥面接など交通費が必要な場合は支給する。

☆<職安で通勤仕事の就職が決まった場合>

- ①就職から10日間の生活費（約2万）、ドヤ代を福祉が貸し付ける
- ②10日を過ぎた生活費等は、就職先の会社から前払いをするよう、職安が要請する。

以上を確認し、実施を実現させた。

V. 東京都との攻防



抗議声明

都庁抗議行動における警察力導入と 四名の不当逮捕に対し強く弾劾する

一、三月十五日、我々「山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会（準備会）」と「新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議」の二団体は、都庁（福祉局・山対室）に対する抗議の行動を起こした。

抗議行動の最後に、福祉局総務課課長の態度表明を求め総務課課長から、（1）今日の混乱した事態について遺憾である（2）今後、協議の窓口を通じて交渉につく用意がある、旨表明された。

我々二団体はこの福祉局の見解表明を確認して、ただちに速やかに退室した。ところが、外の廊下に待機していた新宿署警察官が、「もう少し待っていろ」と立ちはだかるではないか。我々は制止を振り切り、下に降りるためにエレベーターを待っているところ、丁度下から昇ってきたエレベーターから警察官が降り、その場で三名の仲間が不当にも逮捕された。警察官の乱暴に抗議し、混乱の間に割って入った日本キリスト教団の牧師もまた、不当逮捕された三名の仲間の中に含まれている。さらに、第一庁舎から出て昼食の準備をしているところに、またもや警察官が乱入し、そこでも一名の仲間が不当にも逮捕された。我々が帰ろうとした際に警察力が導入された事実に明らかのように、警察力導入は不要、不急であり、運動つぶしが目的である。

二、そもそも、この日の混乱を生み出した一切の責任は都にある。我々は、以前からこの三月十五日の都庁抗議行動を準備し、福祉局・山対室が我々の声を聞くよう交渉の場につくよう訴えかけてきた。これまでと同様に、福祉局・山対室は、我々の声をきくどころか、ドアを閉め切り門前払いを決め込んだのだ。都は「山対室副室長宅にスプレーで落書きをした」なる難くせをついているが、全く関知しない事である。そして、この日の都の敗北を取り繕うための言い訳である。

二月六日、新宿福祉から医療保護で東京都の収容施設「なぎさ寮」に入寮した倉島己義さん（62才）が肺結核のため喀血し、病院に搬送後七時間で死亡した。倉島さんは入寮中、一度も診察を受ける事なく、しかも「なぎさ寮」の不適切な対応のために病院への搬送も遅れた。

二月十九日には山谷の城北福祉センターから三日間の臨時宿泊で「なぎさ寮」に入寮した斎藤あきおさん（44才）が、肝硬変による静脈瘤破裂によって死亡しているところを発見された。斎藤さんは入寮後一度も食事を取ることなく、ベッドで寝たきりの状態になっていた。心配した仲間が「なぎさ寮」を管理、運営する社会福祉法人・有隣協会の職員に訴えたが、そのまま見殺しにされた。

死亡した倉島さんにしろ、斎藤さんにしろ、相談窓口である新宿福祉および城北福祉センターには、相談歴・病歴の記録が残っており、二人とも病気が完治していないこと、相談時にその病気の状態について聞き取らなかったこと、「なぎさ寮」に申し送りしな

かったことが共通している。

我々は、倉島さんと斎藤さんの「なぎさ寮」での二人の死を、都の収容政策によって殺されたものとして、強いいきどおりをもって受けとめる。このような重症の仲間を医者に見せるのではなく、医療体制もない一時宿泊所に収容すること自体が大きな誤りである。

三、バブル崩壊後の四年來の不況は、主要に建設土木産業で働く日雇い労働者から仕事を奪い、生きるかたを奪って、都内各所で野宿を強いられた労働者が増え続けている。大手ゼネコンはこの失業状況の足元を見て、労働者に対しては、賃金・労働条件などをさらに悪化させ、他方で政治家や役人共との間で天下り・談合・ワイロのパイプを太くしている。この日本の経済成長の土台を支えてきたのは、我々労働者であり、また現在、阪神大震災の復興工事に汗を流しているのも我々である。

資本と政治家共のやりたいやり放題がまかり通り、いつも下積みの労働者が犠牲にされ、失業・野宿と野垂れ死にを強いられていく今の社会に疑問を感じざるを得ない。

「なぎさ寮」での二名の仲間の死は、下積みの日雇い労働者が犬、猫同然の扱いを受けたことの証左である。我々はこの二名の仲間の死を無題にはしない。

四、我々は、山谷においては、三月六日からハンガーストライキに突入し、城北福祉センターの責任追及に入った。新宿では十二日からハンガーストライキに突入し、新宿区福祉の責任追及、「なぎさ寮」を管理・運営する社会福祉法人・有隣協会の責任追及を行ないながらこの三月十五日の都庁抗議行動を起こした。

都と23区は昨年2・17新宿西口からの野宿労働者叩き出しにあきたらず、来年三月「国際都市博覧会」を射程に、新宿を始め全都の野宿労働者を駅頭・街頭から一掃しようと企てている。この都市を創造した我々日雇い労働者を野垂れ死にへと追いやって何が「国際都市博覧会」であろうか。

我々はこの「国際都市博覧会」なるものが、ゼネコンや政治家共の大儲けの企みであることを暴露し、決死の覚悟を持って野宿労働者の叩き出し攻撃に対し、真っ向から闘いを挑む。

都は三月十五日都庁抗議行動の際の警察力導入を謝罪し、ただちに我々との交渉に応じよ！

新宿署は不当に逮捕し去った四名の仲間をただちに釈放せよ！

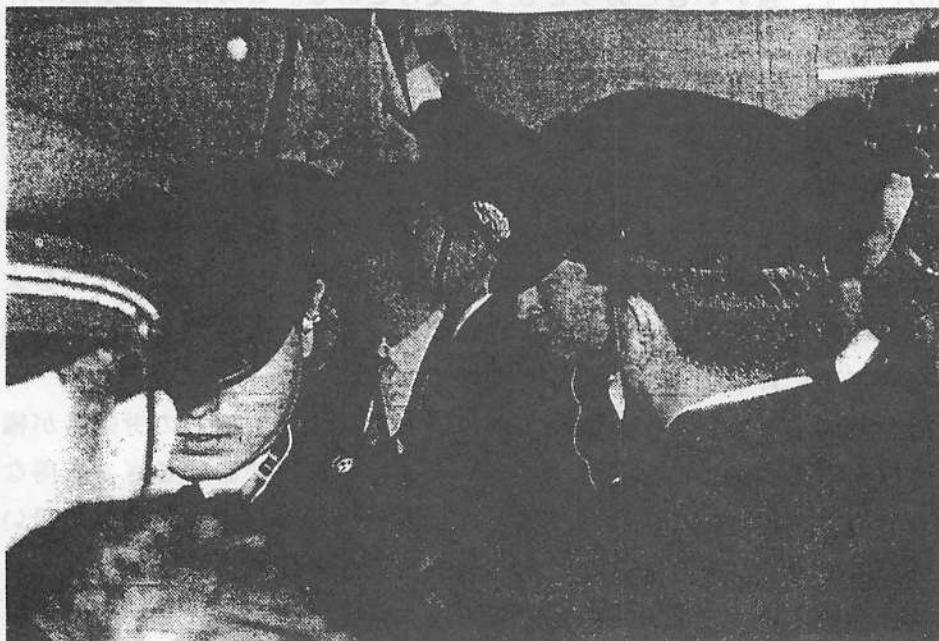
我々は、闘争の最後の勝利まで闘い抜く。

一九九五年三月十五日

山谷と新宿をつらぬく反失業闘争実行委員会（準備会）

新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議

新聞記事



ホームレスと機動隊員らでもみ合いとなつた
都庁第1庁舎21階の廊下=15日午前11時20分

十五日前十時半ごろ、東京都新宿区西新宿一、都庁第一庁舎二十一階の福祉局山谷対策室で、都に生活保障などを求めて抗議していた路上生活者ら数十人が、廊下側から対策室前のガラス戸を破り、室内に侵入。都の要請で出動した新宿署員ら数十人と激しいもみ合いとなり、路上生活者ら四人が公務執行妨害などの現行犯で逮捕され、同法人アは一時騒然となつた。

「東京都は野宿労働者に生活・就労保障を行え」と書かれたピラをまき、「都のすさんな越冬対策で二人の労働者が死亡した」などとして都に抗議。都側がガラス戸を閉めていたため、都の備品でたたいて破り、侵入したという。

警視庁の調べによると、押し掛けたのは、路上生活者など約百人。午前十一時二十分ごろ、抗議を終えて同対策室から廊下に出てきた。

ホームレス乱入

都庁に「生活保障」を求め

十五日前十時半ごろ、東京都新宿区西新宿一、都

除しようとして取り組み、「邪魔するな」「エレベーターに乗せろ」など怒声が飛び中、激しいもみ合いが十数分も続いた。

勤務中の同フロアの女性職員らは、部屋の隅に避難し、不安そうに見ていた。

毎日新聞 95/3/15

越冬対策で仲間死亡

都庁に押し掛け騒ぐ

十五日前十時ごろ、東京都西新宿の都庁第一本庁舎二十一階の福祉局に、新宿で路上生活をしている労働者ら約七千人が押し掛けた。

この日の抗議行動は日雇い労働者の支援団体・山谷争議団などのグループが行なったもので、「死亡させた一枚をバールで壊す騒ぎ」があった。警視庁の機動隊などが出動し、四人を公務執行妨害などで逮捕した。

職員らにはなかつた。都福社局にまると、都是路上生活者のために「越冬対策」として大田区に収容施設「なまこ寮」を設けていたが、労働者二人が二月六日と同十九日に病気などで死亡した。

東京新聞 95/3/15

東京都・福祉局との事務折衝記録

◆第一回目、95年4月7日（金）

出席者

福祉局・山谷対策室副室長 倉島
福祉局・生活福祉部生活保護課課長 森

反失実
" 新宿連絡会
" 日本キリスト教教団社会委員会

中村
荒木
笠井
稻葉
大谷

- 倉島課長 要望の申し入れを行なう前に6件ほどお願ひしたい。一つは電話で打ち合わせたが一定のルールを守ってもらいたい。すでに人数、名前、場所、議題は守っていました。時間は1時間以内。3番目、交渉ということではなく、要望などの申し入れととらえています。あと、拡声器、旗ざお、喫煙なしでお願いいたしたい。5番目、録音、ビデオ、カメラなしでお願いいたしたい。執務中なので、静かに整然とお願ひしたい。以上のルール違反などが認められたら、ただしに中止せざるを得ませんので、宜しくお願ひいたします。あと、今後とも大勢の要請などは応じられないと考えています。
- 中村 要望の申し入れの前に、言っておきたいのは、私たちの要請としては企画審議室にも出でもらいたいということでしたが、出てこられていない。それは出来ないということか？
- 森課長 電話で要請のあった話は、そのまま企画審議には伝えております。企画審議としては、今回は2名の亡くなつたことに関することで、施設運営に関わることなので生活福祉課が出ればいいだろうということ。もう一つは、企画審議としても、皆さんのお話しを承らないということではありません。それはお電話頂ければ、会うことは出来るということで、今回は参加できないというふうに、聞いております。
- 笠井 路上問題では福祉と企画が窓口ですよね。
- 森課長 都区検討会が福祉を先行していこうということで、福祉分野では方針がでまして、それ以後は、労働なり衛生なり住宅なりという総合的な対応が必要であると、従来の福祉だけでやっていたのを拡大して、それで幾つかの部会をもっています。福祉部会の問題でいえば私もそのメンバーですが、都区検討会全体ですと、それは企画審議と福祉という訳ではないと。
- 笠井 こういった問題を話し合う場合、どこが責任をもっているのか？福祉に関しては森さんが責任もって対応できるのか？
- 森課長 いえ、他の人も加わってとなるでしょうね。
- 笠井 じゃ、部分的でしかない訳ですか？
- 森課長 部分的というか、要するに路上問題については東京都と23区が一体となって協力して当たろうとなっていますので…
- 笠井 それじゃ、あなたの立場は？
- 森課長 私の立場は、都区検討会の福祉部会のメンバーの一人です。
- 中村 だから、路上生活者の総合対策も含んで、代表される方というのは企画審議室になるのですね。
- 森課長 そうですね。図式でいうと都側は企画審議室。区側は企画部長会の代表ということになります。ですから、路上のことでの話し合いをするといった場合、企画審議室と話しをするということに…
- 笠井 倉島さん、今日は、山谷の問題だけに限るということか？
- 倉島課長 電話での申し入れの時、路上もということで、伝えたのですが、企画はあえない。用事であえないということではなく、広がりすぎると…山谷対策室は山谷労働者の問題を…
- 笠井 今後も同席してあう事はないと。
- 森課長 今日は路上の問題は一切やらないのかという質問であれば、先ほど申し上げた通り、私は路上の問題の福祉部会のメンバーの一人ですので、福祉の問題については、部会を代表してませんので、ここでお約束をするとかは出来ませんが、実際に関わっている問題ならば、お話しは十分承れるでしょうし、知ってる限りのことはお話し出来るだろうと思います。

- 荒木 こちらは、事前に企画審議室が同席されるよう要請しています。今日の結論は端的に聞くと、山谷対策室と同席しないという、そちら側の考え方なのか。
そういうつもりで話しあつたんですが…
ですから路上のことでお話しを承らないということは、決して言ってません。
そうじゃなくて、もう一方、ここに企画審議室の代表の方を加えた話しあいの場はもてないのか？
- 倉島課長 内部的に検討したと思いますね、企画審議が。私たちは福祉局ですから、福祉分野のことしか背負ってませんから、そこが検討になって、ちょっと無理だったんじゃないかな。
- 荒木 理由があつて出席しないと。
倉島課長 だろうと思います。たまたま都合が悪いという訳ではない。
森課長 その理由は？
倉島課長 私は聞いてません。
倉島課長 路上は非常に範囲が広い、菊池さん（担当課長）の立場からすれば、衛生とか労働とか知らないことがある。当然そうなると、路上の問題をやるとき、菊池さん一人が会うのがいいかというと、そちらの要請文にもよるとは思いますが、やはり、路上は路上でやつた方がいいのじゃないかと。
森課長 それは、森さんの意見ね。事務折衝じゃなくて、本交渉が決定されれば、ある程度、各部門の責任者が出席するとかなるわね。いずれにしても、山谷対策室では、判断つかない訳ね、企画審議が同席するかどうか。
倉島課長 推測は出来ますけど…
中村 そういうのは、どこを通じて話したらいいの？知事までいかなきゃいけないの？
経緯としては、3月15日折沢さん（福祉局総務課長）と、お話しをして、話し合うということですので、私たちとしましては是非3人、代表の方と話しをしたいと要望を出した訳ですね。話し合いをする窓口として倉島さんという風に私たちは理解していた。企画審議室を含んだ話しが、倉島さんを通じて出来ないのであれば、窓口はどうしたらいいのか？それぞれ、個別に当たる必要があるのか？
森課長 そだだと思います。
中村 企画審議室は調査課長の菊池さんでいい訳ですね。
倉島課長 はい。
- 中村 今日は、4点、そちらの見解を聞きたいと思ってます。まず、私たちは当事者である山谷、新宿の野宿労働者と、直接、都を代表する者との話し合い、我々の言葉でいえば大衆団交を是非とも要望したい。2点目として、2月、「なぎさ寮」での2名の労働者の死について、都としての見解と責任を明らかにしてもらいたい。3点目は、3月15日、4名の不当逮捕で3名が釈放、1名が起訴と、いう事態になってますが、我々としては驅し討ちであると考えている。我々としては謝罪を求めたい。4点目に、山谷、および新宿に関わる抜本対策を早急に打ち立てもらいたい。我々の基本の要求のポイントは、法外援護を中心とした収容政策ではなくしに、居宅保護、入院を推進してもらいたい、また、高齢者であつても仕事につけるように、いわゆる高齢者求人を早急にやってもらいたい、というのが基本的な要望のポイントです。
一点目の問題に入りますが、我々は常に闇雲に大衆団交に応じろと言っている訳ではない。今回、少なくとも山谷と新宿それぞれ一名づつ「なぎさ寮」で死んでいる。この事態をめぐって大衆団交を要求するということです。現に5年前に「なぎさ寮」で労働者が亡くなつた、その時点でその時は有楽町の時ですが、山谷対策室は我々との大衆団交を行なつてゐる。これは正式に、責任の所在をある程度明らかにして謝罪をし、改善をするという具体性も含んだ返事を示し得た。我々としては、今回の大衆団交要求は、労働者自身が「なぎさ寮」を利用せざるを得ない状況、とりわけ、新宿では法内援護を利用して「なぎさ寮」を使つてゐるという事態の中で6日後に死亡していると。これは信じがたい事態です。法外で宿泊する仲間についても、法内で利用する仲間についても非常に不安と憤りを覚えている。ということで是非とも労働者の前で、労働者の要望を受けてもらいたいということです。
- 倉島課長 私だけの判断じゃありませんが、大勢の要請は応じられないという考えです。
荒木 それは、いつからですか？
倉島課長 それは、少なくとも私がここに赴任してからはそういう風に決まつています。
倉島課長 それは、こちらの内部の話です。

- 荒木 そちらの都合をここで言われても困る。
 倉島課長 それは見解の違いかも知れませんが…
 笠井 山谷対策の内部なのか？庁舎全体の内部なのか？
 倉島課長 庁舎全体の内部だと思います。
 中村 この建物の中で出来ないという意味か？建物の外なら出来る訳ですか？
 倉島課長 それも考えません。山谷対策室として。
 荒木 庁舎管理上の観点から
 倉島課長 それも一つあります。
 荒木 それは、庁舎が変わった時そうなったのか？
 倉島課長 もともとそういうことじゃなかったんだと思いますけど、慣例で、今まで第三
 笠井 庁舎で大衆団交的なものはやってたかも知れません。新しくこっちに来てから
 やらないという前提になっていると思います。明確に私、断言できないのですが、ただ、我々としては仕事上そういうことに決まってます。
 倉島課長 山谷対策室として明確に決めてあるのか？
 笠井 決めています。
 大勢というのは何人なのか？何人までの要請は受けられて、何人以上の要請は
 受けられないのか？例えば大会議室がありますよね、それに入り切らないとい
 う意味か？
 倉島課長 表現の仕方なんですがね、色々、集会結社の自由はもちろん、承知しますけ
 笠井 示威行為やなんかは遠慮してもらっています。
 倉島課長 整然とした大勢だったら応じられると？
 中村 それは、ちょっとまだ……
 倉島課長 庁舎内には大会議室も含めてある訳でしょ。整然と、そこで大衆団交に応じれば何の問題もないじゃないか。
 笠井 ……
 倉島課長 例えば、去年新宿区の方でも会議室をかりて、大衆団交をやりましたけど、そ
 中村 ういう形では出来る余地はありますよね。
 倉島課長 ……
 荒木 現に川崎でもやってる訳でしょ。市として、これは本当に整然とやりましたよ。
 中村 そこから、抜本対策というふうに繋がってないけど、少なくとも川崎市として始めて越冬対策を行なった。
 倉島課長 現場窓口、城北福祉センターに行くと、それは、山谷対策室に抗議して下さい
 笠井 と言われる。だけど、山谷対策室に来ると、当事者の声をハイそうですか聞きますというふうにはいかない。
 倉島課長 只、少なくとも、今回は正式にありましたが、いままでは…
 荒木 だけど、山谷の問題、労働経済局の問題も含めて、山谷対策室は窓口としての役割を果たして来てないじゃないか。今までの経緯がそうなっている。山谷対策室のツケをなんで山谷労働者がおわなければならぬの。窓口では山谷対策室に行ってくれと、それなのに何故窓口を閉ざすのか？
 中村 山谷対策本部の窓口だったらしいんですよ。

<庁舎内の大衆展開の件で一時中断>

- 荒木 交渉の話、今まで大衆団交があったのに、何故、大衆団交がなくなったのかと
 中村 いうことを説明してよ。経緯があるんでしょ。
 少なくとも5年前、2名の労働者が亡くなった時は、申し入れて、大衆団交を
 やってるじゃないですか？私もいましたよ。今回も社会的に都として、2名の
 労働者が亡くなった「この原因はこうだ、こういう風に今後改善していく」と
 表明があれば別ですよ。なんら当事者に対して説明がない。広報もない、事実
 も分からぬ。由々しき問題ですよ。何故、それについて、説明も表明もない
 のか。だから大衆団交に応じてほしいというのが、我々の今回の要求ですよ。
 何から何まで大衆団交に応じろとは言ってません。城北福祉センターでも代表
 者交渉の時もあるし、大衆団交の場合もある。それは、その時の内容によって
 違う。送り出した機関でも有隣協会でも今回の件は、何も言ってないんだから、
 責任があるでしょう。あなたがたが統括責任者なんだから。何故、正式な申し
 入れに対して、大衆団交が出来ないのかと聞けば庁舎管理の管理上の観点から
 出来ないっていう。それならそれでいい、大会議室があるんだろう。そこで、
 大衆団交のやり方含めて、協議して決められるでしょう。会議室の席がいくつ
 なら、それに合わせてやりましょう。少なくとも文書で見解を表明できなけれ

倉島課長
中村
倉島課長
荒木
中村

ば大衆団交に応じなさいということをいってはるんだ。本来なら文書で世間に明らかに出来るでよう。あんた達の政策によって、その政策が人を殺しているんだから。たまたま死んだ訳ではないでしょ。

我々が殺したっていうのは心外ですよね。
大衆団交の話だよ。

それは、繰り返しになります。
法外援護の施設を法内で使ってた訳でしょ。何の責任もないのか？
大衆団交の場所は、どこでもいいんだよ我々は。新宿西口でも、山谷のセンター前でもいいんです。実際体験している労働者が自分の口で言いたいと言っているんだ。

倉島課長
少なくとも、私どもの仕事は人を守る仕事で、福祉を高めようという意味ではやってますよ。この方（亡くなった斎藤さんのこと）は、本人の宿泊という希望です。本人の意に反しては私どもは出来ないこともあります。センターの相談もそれに準じると思うんですね。

中村
我々はあなた方に責任があると思ってるから大衆団交を要求してるんで、しかも、2人の労働者が2日後、6日後に死んだということは見逃し得ないと。労働者自身がそう思っている。あいまいに出来ない。命と仕事と福祉をめぐってその人、当事者を左右するような問題でしか、我々は大衆団交を要求していない。白手帳の住民票義務化の問題、5年前の2名の死の問題、そして、今回の問題です。そんな何度も大衆団交を要求してないですよ、あなた方に。
現場を聞く機会ってほとんどない訳でしょ、こういう時に聞きなさいよ。

倉島課長
我々も色々な機会含めて聞いて、認識します。仕事の件、今の状態は。心痛めたり、色々政策やります。

荒木
当事者とのパイプつないでくれなきゃ、はっきり言って困るよ。
倉島課長
組織は、ちゃんと伝わってきます。

<庁舎内大衆展開の件はルール違反と倉島課長が事務折衝の中止を伝え、一方的に席を立ち、折衝会議は終了>

◆第二回目、95年4月25日（火）

出席者		反失実 " " "	中村 安江 笠井 稲葉
福祉局・山谷対策室副室長 倉島	新宿連絡会		
福祉局・生活福祉部生活保護課長 森	"		

中村 前回尻切れとんぼになってしましましたが、今回の話しについては、前回の大衆団交の話を繰り返すつもりはないので、拒否ということなら、簡略に結論と理由をお聞かせ願いたい。その次に「なぎさ寮」での問題について、調査した内容と問題点を明らかにしてもらいたい。そして、私たちの基本要求2点、高齢者求人を出せということと、居宅保護を軸とした生活保護の適用の問題について、具体的には、山谷対策本部で高齢者問題の件で話しがあるということですが、それがどういう内容でやられているかも含めてお聞きしたい。

倉島課長 始まる前に、くどいようですが、前回のルールを守ってもらいたい。更に今回お電話しましたが、敷地内の大勢の方の行動は遠慮してもらいたい、これは守ってもらいましたが、途中で入られたりすると打ち切りということもあります。宜しくお願ひします。第一点目の大衆団交の問題ですが、私どもは大勢の方の話し合いは応じられないということになっています。理由は、皆さんに代表の方々が話しを伝えてもらえれば十分伝わると、私は思っていますし、それは民主主義のルールでも間違いないと思います。そういう方針です。

中村 大衆団交は出来ないという理由を明確に明らかにしてもらいたい。
倉島課長 ですから、整然として話し合いをして、明確に分かっていくのは、その方法が私たちはいいと考えている。騒然とした中では、なかなか出来ない。

中村 大衆団交は整然とした話し合いが出来ないということなのか、その意味が分からぬ。私たちは整然と話し合いは出来る。現に川崎であれ、横浜であれ行政が話し合いをしているし、そのことによって、具体的な政策も打ち出している。

もっと端的に、庁舎の管理規則を破るから困るんだとかいうことなら、それなら、破らないような形で出来るでしょうと、言ってるんです。何故、大衆団交のなかってのは、何度も言いますけど、あなた方都庁の職員は、現場の人間と違う訳です。あなた方が労働者の実情について知っているとは思わないのです。私たちは。だから、具体的な労働者の声を直接聞いてほしい。野宿労働者が、自分たちの命と医療と労働の事を、どこに、だれに、どのような方法で発言することが与えられているのか?そういう場を作つてほしい、ということですよ。要望はよく分かりますが、我々は代表で話し合つて、それを伝えてもらいたいと考えています。それと、私どもは現地にしおり行つてますし、あと、労働者の声については、城北福祉センターの限りにおいては面接で話は聞いてます。

中村
倉島課長
中村
倉島課長
中村
倉島課長
中村

倉島課長
中村
倉島課長
安江
倉島課長
安江

倉島課長
安江
倉島課長
中村

倉島課長
安江
倉島課長
中村
倉島課長
中村

倉島課長
安江
倉島課長
中村
倉島課長
中村

稻葉
倉島課長
中村
倉島課長
安江

倉島課長
中村

中村

倉島課長
中村

中村

それで、2人の死の問題ですが、私たちは有隣協会の寮長、あるいは、城北福祉センターの福祉課長、新宿福祉の福祉課長にそれぞれあって話し合いをした

倉島課長

のですが、基本的には、現場レベルでは答えられませんという回答であった。だが、それぞれ現場の説明は細かい所では相当矛盾している。是非、統括としてある部署から、調査して明確になった事を明らかにしてもらいたい。

まず、斎藤あきおさんの件から、この方は2月17日にセンターで相談を受けている。本人の訴えが風邪ぎみということで、特別な訴えはそれ以外なかった。外見も異常を見られなかつたということで、本人の宿泊希望ということを尊重し、なぎさ寮を紹介した。17日の金曜日の午後6時頃なぎさ寮に到着した。どうしてこんな遅くなつたのかと聞いた所、道に迷つたという話しでした。で、夕食は食べずにジュースだけ飲んだ。翌朝、朝食は少し手をつけ、イヨカンを全部食べられた。だが、夕食はとらなかつたということなので、副寮長が部屋に様子を見に行って、本人に体の様子を聞いた所「入所の前日に酒を飲み過ぎただけだから大丈夫だ」と本人の返事があった。夜の8時と10時に副寮長が面会にまわり、本人と回りの者に異常があつたら事務所に連絡をするようにと伝えた。そして2月19日午前7時、同室の宿泊者が様子が変だということで事務所に連絡があった。副寮長が行き、本人に声をかけたり、脈をとったりしたが、応答はなかった。7時10分に副寮長が110番した。水上警察署が7時45分に死亡を確認し、7時50分に遺体を引き取つた。

18日の昼食と夕食はどうだったのか？

昼飯と夕食はとられなかつた。

ほとんど食べてなかつたんですね？

朝は、ちょっと食べて、イヨカンを食べたと。事実関係はそういうことです。

それで、

いずれにしましても、体調や健康状態に関しては十分注意を払つて、これまで以上にやってくようになつた。後、センターの相談も本人の申出を尊重しますが、病気がちな人が多いので、慎重に相談していくと、そういうことです。本人はたいがい宿泊希望で来ますので「大丈夫」という話しになると強制的に病院へ連れてくとかは、なかなか出来ないシステムですが…

有隣協会では5年前2人亡くなつた時以来、職員は講習などを受け、医療については配慮してきたということですが、昼も夜も食べないので、夜、見回りをしただけですか？

本人には直接声をかけています。

脈はとつたのか？

脈はとつません。

それで、対応について問題点はなかつたのか？

亡くなつた人にあれなんですが、なかなか病状を把握するのは難しい。少なくとも外見上、異常がみられなかつた。本人も宿泊を希望しているという状況で、入所になつたので、なかなかやむを得なかつた部分がどうしてもある。

やむを得なかつたとか、不可抗力であったとか、出来るだけのことはしたとか、はセンター課長もおっしゃつたが、入所中、具合が悪いとか施設の方に申し出るとかえつて白い目でみられると利用者は言つてますよ。見回りにきてても、具合の悪い人を探すというより「とにかくおとなしくしてろ」とそういう雰囲気だと。利用している人の気持ちと、あなた方の精一杯やつたという所はまったく食ひ違つてゐる。

5年前、亡くなつた方は救急車でたらい回しにされ病院が受け入れてくれなかつた。その時、問題になつたのは、なぎさ寮の中で医療についてどうするのかということでした。

ええ、あれは越年の時ですね。今回は越冬で。越冬は原則は一泊で、確かに実態は土日で長くなる時はあります、原則は一泊の仕組みになつてゐるのが大きいのですが……

それで、あの時は、責任があるということをはっきりさせ、改善しますと約束した。医療をめぐつては毎週金曜日、医療従事者を置くと。それから、管理する者も医療の講習を受けると。その上で、今回2名死んだ訳でしょ。

言い訳になるんですが、その時は越年事業として長期間、7日間ですが、その制度としていま言つられた医療の問題も対応すると。だが、越冬事業になりますと、一泊とか応急宿泊ですので、利用できる中身としては、センターの医療相談室で対応すると…

言ってる意味が分からぬ。5年前の対象は越年事業に限つたということか？ そうです。

それじゃ、越冬対策では医療の面は何にもやらないということか？

倉島課長 審の中では、指導員が医療機関につなげていくと…
稲葉 審の中では医療体制はないということか?
倉島課長 それは、越冬事業はそういう事業ですので。
稲葉 それじゃ改善する必要がないということか?
倉島課長 そこまで、まだ話していないのですが、路上の制度と違うんですよ。一泊の制度ですで…

中村 今日は違うでしょ。
倉島課長 金、土、日の人もいますけど。たまたま週末で。
中村 あなた方がこの間やってるのは、そうじゃないですか、週末は3泊4日だと。
いざれにせよ、やむを得ない不可抗力であると。改善する必要もないと、いう見解ですね。

倉島課長 そうは言ってない。より、病状を見て医療機関につなげていく…
稲葉 体制的には問題ない、変える必要がないということでしょ。
倉島課長 今の段階ではそうです。
中村 言っていることが矛盾している。センターの窓口では病気か病気じゃないか判断できないと言っているじゃないか。

倉島課長 いや、それは、本人の訴えを聞きながら判断しますよ。
中村 本人が言わなきゃ判断できないということだろ。事実そうだったんだから。彼は宿泊援護を求めた、本人の希望がそうだったから我々は落ち度がないと言てるんでしょ。窓口は医者じゃないから、その人の病状について判断できないと。寮の中でも一緒だ。

倉島課長 生活を観察して…
中村 あれだけ観察してて、4食続けてまともに食ってもないのに、なんで脈もとらないのか?

倉島課長 本人はいいんだと。
中村 2日後に死ぬような人を、本人が「酒を飲んだから」といって大丈夫だと判断するなんて常識では考えられない。

倉島課長 なかなか予測できなかったんですね。
中村 その上、センターの書類には、前の年に蒲田の日蒲病院で肝硬変による静脈瘤の手術をしたと書いてあるでしょ。センターの課長もそれは認めている。病院に入って自己退院したと。自己退院ということは病状が治っていないって事でしょ。それはセンターが知っていた。これはどういうことか?

倉島課長 そのことは聞いてますが、外見上なかなか判断できなかったと。
中村 静脈瘤というのはいつ破裂するか分からない。そんなことはセンターの職員も知っていることでしょ。そこから引き出される結論は、齊藤さんは医療的な保護が必要だったということだろ。

倉島課長 その時は、本人は、宿泊希望で、外見上そういう風に見えないということで…
中村 外見上、静脈瘤がいつ破裂するか分かる訳ないじゃないか。
倉島課長 本人の希望を尊重して、宿泊にしたと。
中村 だから、死んだってしょうがないということか?

倉島課長 そうは言ってませんよ。
中村 そういう人を法外の宿泊で預かることは間違ってるんじゃないですか?
倉島課長 少なくとも相談の段階でそのことを把握出来なかった問題があるだろう。
安江 非常に難しい問題です。過去の記録は既往歴ならだれにでもあります。みんな病気をもっています。予測出来なかった。

中村 あなた方の態度は寮の中で死ななければいい、路上でどんどん死ねと、そういう態度じゃないか。

倉島課長 そんなこと言ってない。
安江 そういうつもりでやってなくても、齊藤さんは現に死んでいる。責任は感じないのか?

倉島課長 いろんな手をつくしたと思ってます。
中村 機構的に問題はない。不可抗力であったと…あなた方は山谷の実情を知っていると言っているけど、宿泊に行く労働者は、たまたま仕事にアブれて宿泊に行くんですか?

倉島課長 今、非常に厳しい状況だと…
中村 何が厳しいの、誰が厳しいの?
倉島課長 労働市場が…
中村 労働者が厳しいんだろ。
倉島課長 労働市場が厳しいから労働者がアブれる機会が多いと…

- 中村 倉島課長 どの位多いの？たまたまアブレで宿泊に行ってるの？
相当数の相談者が多いというのは、長引く不況が反映してかなり仕事がないということがかなり構造化していると判断しています。その結果として生活困窮に陥っていて、給食援護とか宿泊援護が相当な数字で増えていると…
- 中村 そのことによって労働者がどうなるの？労働者の現状を聞いているんだ。センターの福祉課長は、医療相談にしろ、宿泊相談にしろ、センターに来る相談者のほとんどが要保護者であると言っているんだ。山谷対策室もそういう認識なのか？
- 倉島課長 それは、聞いてませんね。少なくとも日雇いで仕事に行ってる人とか、福祉が必要な人とか様々な人が…だけど、我々が出来る範囲は応急援護ですから、それを精一杯やっていると。
- 中村 倉島課長 労働者の実情に応じて政策を変えろよ。それがあなた方の仕事だろ。
倉島課長 日雇労働者の特性としては、仕事があれば、生活は出来るという方は一杯います。要保護状態の人はいますが、仕事があれば要保護状態じゃなくなる。
安江 当たり前の事でしょ。
- 中村 斎藤さんの死をめぐって、たまたま仕事にアブレた人が相談に来ているのか？
倉島課長 1年中野宿している人が来ているのか聞いているんだよ。
倉島課長 たまたまの人も勿論いますね。ただ、野宿というのは人権上の問題もあって、生活保護を強制的にかけるという訳にもいかないですね。本人の申請でかける訳です。だから本人の意思を尊重した仕事をしています。
- 中村 新宿の方はどうなのか？
森課長 倉島さんの件ですが、経過は、2月1日、新宿福祉で相談があって、その日、新宿区内にある病院で診断を受け、高血圧、糖尿病、気管支炎ということで、薬をもらって、2月8日にもう一度いらっしゃいということになり、それで、なぎさ寮に生活保護で入寮することになった。なぎさ寮については去年の反省もありまして嘱託医を週に1度入れて診察を行なうという体制をとっています。2月3日には診察の日がありましたが、通常は看護婦と寮長が施設の中を歩いて「医者が来てるから調子の悪い方は診察を受けるように」と言ってまわる訳ですけど、倉島さんは残念な事に、この日は診察を受けられなかった。それで2月6日の午後2時20分頃、浴室の所のトイレの所で血を吐いて、本人が「血を吐いたので診療してくれ」と事務所に来た。事務所で事情を聞くと、前に結核をやったことがあるということでしたので、福祉事務所に連絡して、我々の方と、新宿福祉の協力病院合わせて20ほど確保してましたが、その内の一つの北品川病院に3時半ころに入院しました。それで病院に入って、夕食を取られた後、急に容体が悪化して亡くなっと。
- 中村 時間がないが、この件について、どういう風に考えているのか？
森課長 都区検討会の方でこの件含めて越冬対策についての総括作業はまだ行なっていません。来月に会合を開いて行ないたいと思いますが、私個人の見解としては、私どもは最大限の努力をしたつもりですが、問題点は2つあるだろうと。1つは、生活保護で入所した訳ですが、本人の病状について、施設の管理責任者の方にそのことが伝わっていなかっただけの問題。2つ目は、嘱託医の診察を残念ながら受けられなかっただけの問題ですけど、この嘱託医の性格の問題については検討する必要があるだろうと。
- 中村 なぎさ寮は、臨時の法外施設でしかない。生活保護の観点から、こういう施設に生活保護適用して人を収容してよいかという問題もある…
森課長 いいか、悪いかは…
倉島課長 時間がもう1時間越えてますので、この件は次回まわしにしましょう。

以上。（事務折衝速記メモから）

VI. 資料編

る最高の力あるおとこは魔界の裡合の奸詐奸險間諜舌舌上能才よりおとこは魔界の
魔界の凶神。まるはち出頭決闘異のとくおとこす歎美被説教おとこす
を發揮する魔界の魔界のうこゑ來出でる裡合の奸詐奸險間諜舌舌上能才より



〔資料〕①

路上生活者問題に関する都区検討会設置の経緯

93年12月20日 福祉事務所長会に対し、関係区による路上生活者についての懇談会の設置について東京都より依頼がなされる。
内部議論として、路上生活者問題は福祉の分野の課題とはいえない、福祉として有効な対策が実施できないとの異論が提出されるも、新宿区の強い要望で、とりあえず福祉の分野で出来ることの検討を進めることになる。

94年1月31日 都・企画審議室、福祉局連名の文書「路上生活者問題に関する都区協議について」以下全文

路上生活者問題に関する都区協議について 平成6年1月31日 東京都企画審議室 福祉局

路上生活者の増加は、大都市東京のさまざまな社会的要因に根ざす問題であり、その解決には福祉対策のみならず、就労や住宅、保健衛生、道路等施設管理など、総合的な対策が必要とされ、都と23区全体が一体となって取り組むべき課題である。

都としては、関係局の連携を密にし、適切な対応をはかるため、庁内連絡会を設けるとともに、都区協議のあり方について、福祉事務所長会にも意見を求め、検討を行ってきた。

このたび、福祉事務所長会より、①路上生活者問題全般にかかる都区協議は、区側としては、全庁的な政策調整を担当するセクションが中心になって対応することが妥当であるとの意見と、②要保護者については、保護施設が不足しているため十分な対応ができない現状にあり、都区一体となって緊急に施設の確保をはかってほしいとの要望が出された。

保護を要する路上生活者にかかる保護施設の確保は緊急の課題であり、都としても可能な限り努力することとし、福祉事務所長会と協議、検討を行い、今冬の緊急対策の実施案をとりまとめた。しかし、緊急対策を実施する上でも、大田寮の閉鎖後、引き続き保護を要する者の処遇をどうするのか等、都区の緊密な連携により解決していくなければならない困難な課題が残っている。

福祉事務所長会の意見を十分、勘案しつつ、これらの現状に適切に対応していくため、都としては、路上生活者問題にかかる都区協議について、下記のように考える。

記

1、路上生活者問題全般については、都区で協議・検討すべき事項を整理していく必要があり、今後、協議体制の整備を図っていく。

しかし、緊急対策の実施に伴う諸問題を含め、要保護者への対応を中心とする福祉対策は緊急の課題であり、とりあえず、福祉対策にかかる都区の協議・検討組織を発足させ、都区の緊密な連携により施策の充実をはかっていく必要がある。

2、協議・検討事項は

- (1) 緊急対策実施後の対応策
- (2) 実情の把握、問題の整理
- (3) 路上生活者等に対する福祉対策の問題点と改善策
- (4) その他

3、組織の構成は

- (1) 政策判断をする協議を進めるため、部長級職員を主体とした組織構成とする。
- (2) 都側の委員は、企画審議室調整部長、福祉局福祉部長とし、必要に応じて、他の部局の職員も加えていく。
- (3) 協議組織の下に、課長級職員による作業部会を設置し、実務的検討を行う。

以上

同日付で、東京都福祉局、特別区福祉事務所長会連名の「要保護路上生活者等に対する緊急越冬対策事業の実施について」を発表、2月14日（予定）から3月15日まで山谷地域越冬対策施設のうち大田第1寮（大田区東海3丁目）を利用した越冬対策事業の実施案を明らかにする。

上記2文書を同日開催された厚生部長会に提案、了承を受ける。

94年2月10日 「路上生活者等緊急越冬対策事業」実施が正式に決定。同日付で特別区人事厚生事務組合の通知と実施要領が各福祉事務所に送付される。

94年2月17日 新宿駅地下道一掃事件

94年2月21日 路上生活者問題に関する都区検討会および作業部会が正式に設置①緊急対策②来年度以降に実施すべき対策③中・長期的対策の検討を進めることとなる。

<以降、検討会5回、作業部会8回開催し、検討>

94年8月26日 「路上生活者問題に関する都区検討会検討結果報告」の報告。

94年9月9日 報告の内容についてプレス発表。（全文は本パンフレット47-48ページ）

94年10月6日 東京都・特別区連名の「路上生活者等に対する緊急事業の実施について」を通知。以下全文

路上生活者等に対する緊急事業の実施について

平成6年10月6日
東京都
特別区

「路上生活者問題に関する都区検討会」の検討結果に基づき福祉対策として平成6年度の緊急事業を次のとおり都区共同で実施します。

1、冬期臨時宿泊事業

路上生活者等のうち、要保護者等保護を必要とする者を臨時に宿泊させる施設を都区共同で設置する。

(1) 施設の設置場所、定員、開設期間（予定）

ア、新宿区内藤町1

定員88人、期間平成6年12月下旬～平成7年3月下旬

イ、大田区東海3-4

定員300人、期間平成7年1月中旬～平成7年3月中旬

(2) 施設の設置、運営及び経費負担

都区共同で施設を設置する。経費については、生活保護費を当てるほか都区で分担する。

2、特別区人事・厚生事務組合所管の単身用宿泊所の更生施設への転換事業

要保護者のための更生施設を拡充するため、緊急に単身用宿泊所を改修し、更生施設に転換する。

(1) 設置場所、定員及び開設期間

新宿区北新宿4-1-14 淀橋寮、定員60名、開設時期、平成7年4月上旬

（淀橋寮の施設概要）

特別区人事厚生事務組合所管の一般家族、単身男子用の宿泊所

一般家族44世帯、男子単身60人定員

このうち、男子単身60人定員分について、更生施設に転換する。

(2) 施設の設置及び経費負担

特別区が、施設を改修（特別区人事・厚生事務組合が負担する。）し、経費の1/4を負担する。東京都は改修経費の3/4を補助する。

各区が行う緊急援護事業

各区がそれぞれの地域の実情を踏まえて、民間宿泊所のベッドの借り上げ、その他の緊急援護を行った場合、都は各区が行った事業費の1/2を補助する。

以上

94年11月9日 路上生活者問題に関する都区検討会に都側は、衛生、労働経済、住宅、建設、消防の5部局が加わり、区側は企画、衛生、土木を加え、組織を拡大。「新・検討会」が発足。

94年12月5日 都は路上生活者の受け入れ病院確保のため、「謝礼金」シャワー施設整備費として1億3千万を来年度予算に要求。

〔資料〕②

日雇吸收要綱と75年厚生省通達

I、東京都の「公共事業への日雇労働者吸收要綱」全文

公共事業への日雇労働者吸收要綱

第1（目的）

この要綱は、東京都が発注する公共事業に日雇労働者を吸收し、その雇用の促進と、生活の安定を図ることを目的とする。

第2（用語の定義）

- 1、この要綱において「日雇労働者」とは、東京都の区域に存する公共職業安定所に求職申込みをしている日雇労働者（登録日雇港湾労働者を除く。）をいう。
- 2、この要綱において「公共事業」とは、次の各号の一に該当するものをいう。
 - (1) 国の負担金の交付を受け、又は国庫補助により東京都が実施する事業。
 - (2) 東京都がその費用で行なう事業（委託契約を含む。）
- 3、この要綱において「請負者」とは、東京都が発注する請負契約又は委託契約を締結した相手方をいう。

第3（対象労働者）

公共事業に吸收する日雇労働者は、普通作業又は軽作業ができる者（以下「無技能者」という。）とする。

第4（適用事業の範囲）

日雇労働者を吸收する公共事業は、第3に規定する無技能者を使用する事業とする。ただし、緊急な事業又は無技能者を吸收することが困難な事業等については除外することができる。

第5（吸收数）

無技能者の吸收数は、当該事業に使用する無技能者数から、請負者の手持ち無技能者を差し引いた人員とする。

第6（手持労働者の範囲の決定）

手持労働者の範囲は、請負者の申し出に基づき、公共職業安定所長が請負者と協議のうえ定める。

第7（特記仕様書の記載）

契約に際し、当分の間、特記仕様書に「この作業に必要な無技能者は、公共職業安定所の紹介する日雇労働者を使用するものとする。ただし、手持労働者を差し引いた人員とする」と記載することとする。

第8（事務手続）

請負者は、次の書類を主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所長に提出するものとする。

- 1、公共事業施行通知書
- 2、公共事業遵守証明願（兼竣工届）

第9（細則への委任）

この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

（付則）

この要綱は、昭和51年9月1日以降契約する事業から適用する。

昭和61年3月28日改正

公共事業への日雇労働者吸收要綱細則

1、（要綱第4に関する事項）

要綱第4のただし書きによる事項は別に定める。

2、（要綱第6に関する事項）

要綱第6に定める手持労働者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 当該請負者に雇用されて雇用保険（日雇雇用保険を除く。）健康保険（日雇特例を除く。）及び厚生年金保険のいずれかの被保険者となっている者。

- (2) 日雇労働に従事することを常態とする者で、当該請負者に使用されたことのあるものであって、雇用保険（日雇雇用保険を除く。）健康保険（日雇特例を除く。）及び厚生年金保険のうち、いずれかの資格取得について現に手続中であることが確認される者。

(3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用をうけていない事業所に雇用される者については、賃金台帳等によって常用としての雇用関係が成立していることが確認される者。

(4) 前3項に定めるもののほか、請負者と公共職業安定所長が協議の結果、手持労働者と認められる者。

3、(要綱第8に関する事項)

- (1) 要綱第8に定める事務手続きは次のとおりとする。

ア、公共事業施行通知書（2部）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第17条の規定に準じ事業開始前に公共職業安定所長に提出することとする。

1、公共事業遵守証明願兼竣工届（3部）

請負者は、工事完了後すみやかに、求人申込みをした公共職業安定所長に提出し、証明を得ることとする。

- (2) 吸収数の設定、求人申込み及び紹介は次により行なう。

ア 総務課の設置、京大市連の発足、
乙、公共職業安定所長は、公共職業

、
イ
公六職業安定所長は、公六事業施行監督と支委したことは、了持方認者を考慮のうえ、公共職業安定所の紹介により吸収すべき無技能者数を設定する。
ニ
譲
責
者
は、
公
共
職
業
安
定
所
に
対
し、
前
記
ア
に
よ
り
設
定
さ
れ
た
無
技
能
者
数
に
見
合
う
求

- 小、請負者は、云々職業安定所
人申込みを行うものとする。

内閣職業安定所長は、前記イによる求人に対し申込みを行つものとする。

- 、公六職業安定所長は、前記手による不入に可能者を紹介するよう努めなければならない。前記手による紹介は無技能者に對する

エ、前記アにより設定された無技能者数をもって場合付細合数をもって設定

かった場合は、紹介数をもって設定された無技能者吸收数とみなす。
昭和61年3月12日改正

昭和 61 年 3 月 12 日改正

II、94年7月15日都・労働経済局の特別区区長会に対する要請を報じた新聞記事

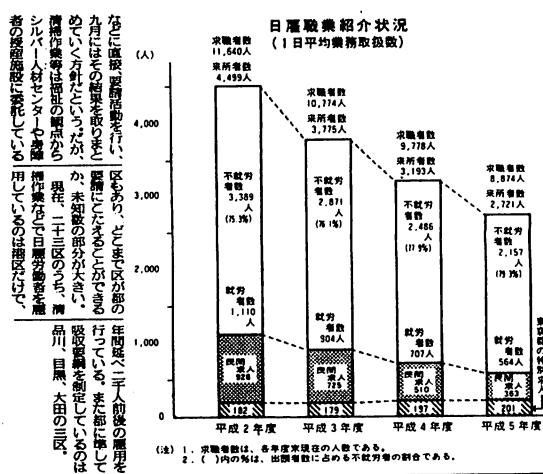
(94年7月22日付都政新報)

日雇労働者の就業機会

都、23区に特別求人要請

職安も個別依頼へ

都は計画前倒しす



III、75年厚生省および都民生局長通達全文

東京都知事殿

社保 第25号
昭和50年2月7日

厚生省社会局長

雇用情勢急迫下における生活保護法の実施等について

最近における雇用情勢の急迫と本年当初来の経済社会情勢の推移にかんがみ、山谷地区に係る貴関係部局における各種施策の拡充強化に関する各段の御配意と下記事項に留意した生活保護法の適正な実施についてのなお一層の御努力を煩わしたい。

記

- 1、施設において保護することが適当である者については、保護施設への入所態勢を充実すること。この場合、緊急な必要があるときは施設の運営に支障のない限り当方との協議のうえ定員を越えて収容しても差しつかえないこと。
- 2、居宅保護を必要とする者については、生活実態等の厳正な把握を前提とすることはいうまでもないが、特に高齢者、病弱者等について配慮しつつ、保護の実施に遺憾なきを期すること。

各区市長 殿

49民福保第1468号
昭和50年2月10日

東京都民生局長

住所不定者に対する生活保護法による保護の適用について

最近における経済不況の進行に伴う雇用情勢の悪化により、都内各地において、浮浪者等いわゆる住所不定者の増加がみられる。

一般に、生活に困窮する住所不定者について保護を実施する場合、これらの者の多くが急迫状況にある反面、生活状況の把握、居所の確認、指導、指示の効果等の諸点において困難が多々あり、通常の要保護者に比して格別の留意を要することが多い。

このことから、各保護の実施機関におけるかかる者に対する保護の取扱いにおいて、地域的特殊性も加わり、かなりの相違がみられる。

については、住所不定者から保護の申請があった場合、保護を要する者については、下記事項に留意のうえ、保護の適正な実施につき遺憾のないようにされたい。

また、保護の申請時において、直ちに保護の適用が困難な場合等に対処するため、法外援助措置の実施及び拡充方特段の御配意を願いたい。

記

- 1、生活に困窮する住所不定者については、原則として保護施設等への収容又は収容の委託により対処すること。
- 2、保護施設等への収容等が不可能な場合、又は保護施設等への収容等によらなくても保護の目的を達することができる者の場合は、宿所提供的施設の利用又は委託によるほか、とりあえず簡易宿泊所等に居を定めさせ、居宅保護を行なって差しつかえないこと。
- 3、簡易宿泊所等における保護の実施に際しては、なお、次に留意すること。
 - (1) 特定の簡易宿泊所と協定し、宿泊料につき住宅扶助費の委任払いをする等可能な範囲において、現金の直接支給を避けるように考慮すること。
 - (2) (1)によることが困難な場合の現金支給について、とくに保護開始当初は、分割して支給するよう考慮すること。

この場合の分割日数間隔については、対象者の計画的な生活能力、居住の安定期待性、就労等による自立の可能性のほか、地域的特殊性を考慮して判断すること。
なお、標準的と認められる保護費の支払方法等を例示すると次のとおりである。

実施機関	処理方法
A 区	<p>①保護申請当日…生活困窮状況を調査し、要保護と認められる者には、法外援助により1泊、2食分の費用を支給。</p> <p>②翌日…前日指示した宿泊証明書、就労あっせん回答書、検診書等の提出により再度生活困窮事実及び保護の要件等を再調査のうえ、なお要保護と認められる者については保護決定し、対象者に応じ2日分、5日分、10日分等に分割して保護費を緊急支給。</p> <p>③その後…対象者に応じ、分割支給の日数間隔を判断し、長期保護の場合は定例払い化する。</p>
B 区 (詳細略)	<p>①保護申請当日…保護決定し、1日分の保護費支給。</p> <p>②翌日…対象者に応じ3日分、10日分に分割して保護費を緊急支給。</p> <p>③その後…A区と同じ。</p>

(3) 通常の要保護者以上に調査、指導に慎重を期し、とくに就労能力を有する一時的失業者等については、能力に応じた就労の指導、指示を適切に行ない、的確な収入の認定及び自立の促進に留意すること。

4、最近、とくに台東区等特定地域に住所不定者の流入現象がみられ当該地域における法内外の保護又は援護に著しい困難をきたしているので、窓口での対応が困難なこと等を理由に、生活に困窮する住所不定者を他管内にたらい廻しすることは、万が一にも避けること。

IV 視点・文献から 松林和夫教授「労働権と雇用保障法」(91年日本評論社)より、抜粋

憲法第27条の労働権の保障は、その第2項で就業労働者の最低労働基準の法定を国に義務づけ、その第1項で求職者に対し就業の機会ないしそれに代わる生活保障を義務づけている(略)。前者の労働契約の成立を前提として労働条件基準について公法的に介入する労働保護法と、雇用そのものの成立・維持・援助を公法的に担保する雇用保障法とは、労働権保障の仕方において事なる法領域を形成する。

雇用保障法の領域における労働権保障は、職業紹介、職業訓練、解雇制限(個別的解雇制限でなく、労働市場の規制による解雇制限)、失業保険(あるいは手当)、就労事業で行なわれる。求職者はこれらの制限を利用して自分の好む適職を選択する権利がある。失業者ないし転職者が失業給付や職業訓練を受け終り、さらに民間企業・公共事業の日雇労働にも就労できない場合には、労働権保障のうちの最終的かつ最低限の保障として公的就労事業への就労権保障が要請される。この最終的(とはいっても恒久的であってはならない)かつ最低限の保障こそが、失業あるいは半失業の歯止めとなり、労働権保障の下限を形成する。

この場合、憲法第25条の生存権保障の一環としての公的扶助(生活保護)があれば就労権保障はなくてもよいかが問題となる。(略)

労働権は公的扶助や年金という所得保障では解消できない意義をもっている。すなわち、労働による社会参加である。重要なことは、社会の発展に貢献しているという意識である。それでは、生活保障が必ずしもともなわない生きがい対策であるシルバー人材センターのようなものでもよいのではないか、という疑問もある。しかし、重要なことは、賃金を得て自立した人間として社会に貢献することである。(略) 労働能力が著しく減少したときには生活保護を受給するとしても、労働能力があるかぎり自立した人間として社会に貢献したという誇りこそが、権利としての生活保護を要求せるものである。「労働権の闘いの延長にこそ、生存権内容の豊かさがある」のである。

以上の点から労働能力のある者には、金銭ないし現物給付たる公的扶助に先だち、まず労働能力の活用による自主的な生活保障を国は援助すべきであることから、労働権=就労権の保障が法的に要請される。ちなみに、生活保護法第4条は労働能力の活用を義務づけている。しかし、労働権の最終的かつ最低限の保障である公的就労事業が廃止されれば、労働能力を活用する機会どころがなくなってしまう。この点、失業事業廃止は、たとえ違憲でないとしても、能力活用義務を規定する生活保護法第4条との政策的整合性を欠くことになる。

[資料] ③

1 生活保護制度

(1) 生活保護制度とは

経済的に困窮する人に対して、生活保護法に基づき金銭給付などを行い、併せて自立を助長することを目的とする制度である。

(2) 生活保護は

自宅やアパート等で援助を受ける居宅保護と、更生施設等の施設に入所して援助を受ける施設保護がある。

(3) 路上生活者に対する生活保護は

入院が必要な人については病院へ入院、入院が必要でない人については、原則として更生施設等への入所によって行われている。

(4) 生活保護を受けるには

生活に困窮する人が、区市の福祉事務所に申請する。福祉事務所は申請者の働く能力や収入の状況等を把握したうえで、必要がある場合は、保護が開始される。

(5) 生活保護費の負担区分

① 基本的には、国が3/4、区市が1/4 負担する。

② 安定した住居がなく、簡易宿泊所（旅館）等に居住して生活保護を受けている場合は、国が3/4、暫定的に都が1/4 を3か月間負担し、その後は区市が1/4 を負担する。

2 保護施設等の種別と都内の設置状況（所数と定員は平成6年5月末現在の数）

(1) 生活保護法に基づく施設

種 別	説 明 (対象者は、いずれも生活保護を必要とする人である。)	都 内 の 設 置 状 況		
		設 置 主 体	所 数	定 員
救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるため、自分一人では日常生活が困難な人に対して、日常生活の援助を行う入所施設	社会福祉法人	10	901人
更生施設	身体上又は精神上の理由により、生活指導などを要するが、社会復帰のできる見込みのある人に対して、日常生活の援助を行う入所施設	特別区人事・厚生事務組合 (注1)	5 (うち 一か所 は女子 寮)	460人

種 別	説 明 (対象者は、いずれも生活保護を必要とする人である。)	都 内 の 設 置 状 況		
		設 置 主 体	所 数	定 員
宿所提供的施設(単身者用)	住宅のない人に対して提供する住宅としての施設	特別区人事・厚生事務組合	1	55人

(2) 社会福祉事業法に基づく施設

種 別	説 明	都 内 の 設 置 状 況		
		設 置 主 体	所 数	定 員
宿泊所 (単身者用)	生活困難等のため、住宅の確保ができない低所得の人に対して提供する低額な住宅としての施設	特別区人事・厚生事務組合	6	275人 (注2)
		社会福祉法人	4	173人 (注3)(注2)

注1：「特別区人事・厚生事務組合」とは

地方自治法第284条第1項に基づき、特別区(長)の事務の一部を共同処理するために設置された、一部事務組合であり、特別地方公共団体として法人格を有する。

特別区の人事に関する事務、職員の互助制度の助成に関する事務、更生施設等の設置及び管理に関する事務などを共同処理している。

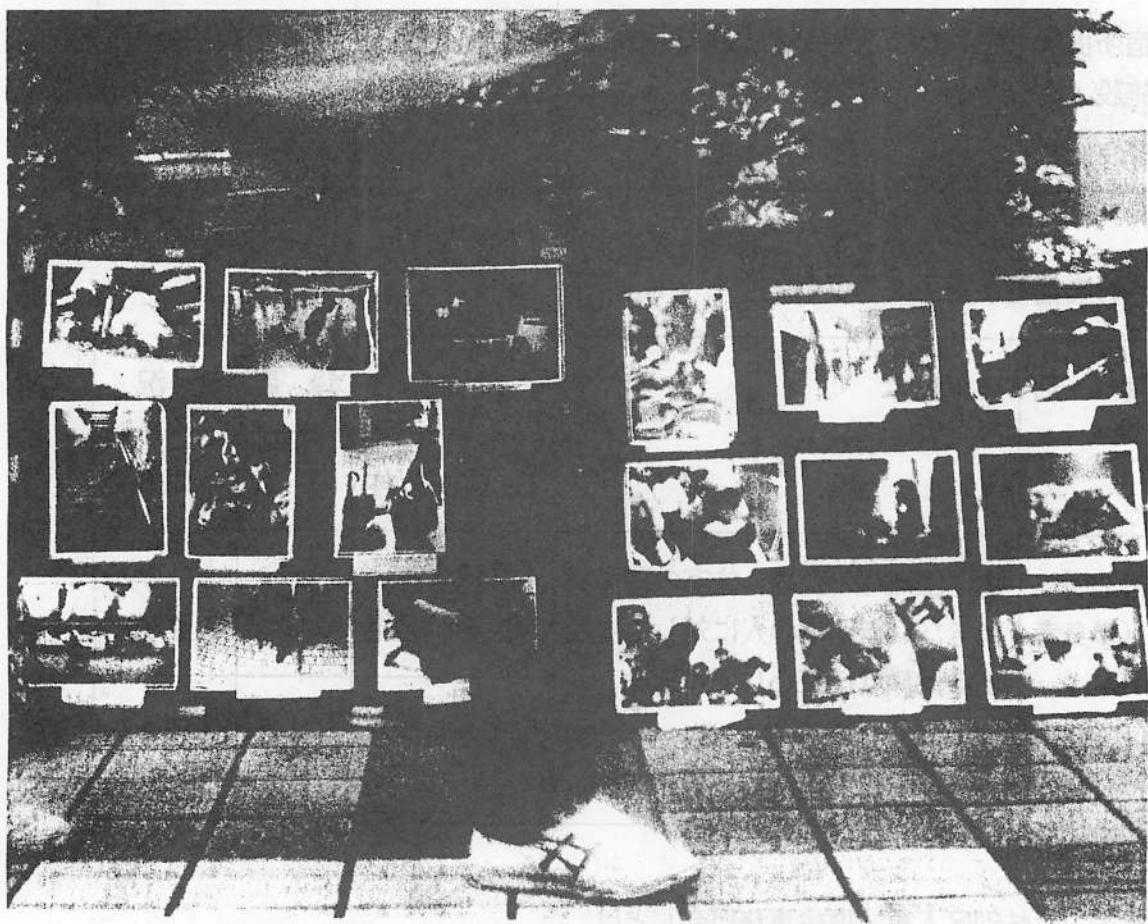
所在地は、千代田区九段北1-1-4 東京区政会館内である。

注2：実際に入所可能な定員数

注3：廃止予定と、家族向け等を除いた数

新宿の裏側

PHOTO 古村 功志 路上写真展=新宿で（スローシャッターで撮影。動きの速い部分は写らない）



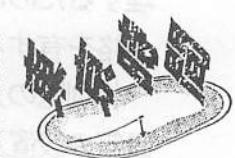
路上生活者 人権訴える 生きる姿の群像

年中無休で人が行き交い、待ち合わせのグループが輪をつくる新宿駅西口地下街。その人を自分で生き抜く路店が並ぶ。ネクタイ、腕時計、カバン、ベルト、シャツのリゴンセール。地べたに寝革キルを延ばして横になりビニールシートを広げ、週刊誌、婦人服などを売る人もいる。

微笑を演じるグループの周囲には人が散れ、前に酒かれた帽子や荷物のケイエスに小銭が投げ込まれる。チリンチリンと銘を鳴らして立つ黒衣の人に、おはさんが話しかける。チラシやティッシュを配る若者がいる。その間を人々は足早に流れていく。

そんな雑踏のひとすみに、時に、路上生活者たちが人間として生きる姿を切り取った写真が並ぶ。話しあい、歩き笑い、泣き、物思いにふける。ホームレス、臭い、汚いと嫌われる人々にも人権がある、と訴える運動の一つ。

写真の前を、人々は足早に通り過ぎて行く。人の姿を力メスはどちらも見れない。袖足の残像だけが残っている。新宿駅周辺で路上生活する人の正確な数は分からず、支援グループは、ざっと六百人と推定する。少なくとも増えるとも。



朝日新聞 94/9/23

女性の命を守るための行動方針：8点

あとがき

新宿福祉事務所のケースワーカーがある雑誌でこう書いている。「私たちは野宿の辛さをどれだけ理解しているのだろうか。一晩でも新宿駅周辺で野宿する勇気があるだろうか。あるいは食料を探すためゴミ箱をあさり、店の軒を歩き回ることができるだろうか。いや、同じことをして判る感性ではなく、彼等の困窮なり、精神的苦痛をどれだけ共有できるのかが政策立案者に求められているのではないだろうか。」

私たちの住む社会は壁に守られている。別の言い方をすれば社会的な諸権利に一定程度守られている。が、その壁が何等かの理由で崩れ落ちた時、まる裸の人間として社会の外に放り出される。一度社会の外に放り出されたら、独力で元の生活に戻るのはほぼ不可能となる。「魂の叫びを聞いてほしい、理解してほしい」と言った仲間がいた。野宿の世界に共通するのは、不安と孤独、そして人間不信である。物理的な困窮よりも、精神的な苦痛の方がより大きい。朝晩は、人込みの革靴の音の騒音が心をかきむしる。深夜は地下街にこだまする仲間の声にすら怯える。明日への希望がない中、それでも諦めきれぬ心は揺れ動き、やがて自己嫌悪へと導く。

どんなに運動をしても、どんなに口では立派なことを言っても、この仲間の現実から我々は逃れようがない。逃れ得ない現実を抱えながら、多くの野宿者が生き抜くためのよりよい方向を探るだけである。孤独な仲間と手を取り合い、生き抜くための手段を一緒に考えながら探って行く。運動が仲間に生きる希望を与えるのであれば、我々は仲間と共に野宿をしながら、新宿に何時までもこだわろうと思っている。

政策立案者にはこの野宿者の魂の叫びは届いていない。その感性すら奪われている。本パンフレット中の交渉の記録等を見ていただければ分かるだろう。彼等はいつまでたっても傍観者のままだ。自分等が立案した政策の中で人が死んでも何等心を動かすことすらしない。野宿者と向き合おうともせずに、事の成り行きを見守っているだけだ。絶望的な気分にすらなる。

異端を排除しながら、画一的な物差しで物事を図り、それに強引にでも当てはめないと気がすまない、そういう意味では日本の悪癖を行政マンは知らず知らずのうちに身に付けている。異端とレッテルを貼られる野宿者も、この社会の副産物である。それとの共生すら試みようともせず、排除や強引な「社会復帰」を図るのであるのなら、野宿者を生み出す根本原因すら解明出来ずに新たな野宿者をただ増やすのみである。

「俺たちはゴミじゃない、同じ人間なんだ」この1年叫び続けて来た新宿野宿者の魂の叫びは社会の片隅に届いているだろうか？我々は何も特別な事をやって来たつもりはない。しかし、大事壮語するなれば、戦後50年日本人が病んで来た異質なものに対する差別や偏見や排除の意識を、少しでもこの取り組みを通しながら変革できればと考えている。同じ人間の痛みを分かちあえるような社会を！

我々の取り組みを支援して下さる方もこの1年間増え続けています。若いメンバーが軸の運動体だけに、色々と御迷惑もかけておりますが、今後も支援して下さる方の気持ちを裏切らないよう、新宿の仲間と共に運動を前進させていきます。是非、新宿に立ち寄る事がありましたら、新宿の「先輩達」に声をかけて下さい。心がつながればすぐにでも顔見知りになれるでしょう。

このパンフレットを持って新宿の事を理解してもらおうと日本全国駆けずりまわりたかったであろう故・見津毅に本書を捧げます。見津よ、あの世の仲間にも新宿の事を伝えて歩いてくれ。心配するな、この世のことはワシらに任せとけ！
(か)

新宿HOMELESS 新宿野宿労働者の現状と運動の記録

発行：1995年5月26日
新宿野宿労働者の
生活・就労保障を求める連絡会議
額価：500円
連絡先：東京都台東区日本堤1-25-11
電話 03-3876-7073 FAX 03-3876-1869
郵便振替口座 00170-1-723682 「新宿連絡会」

オレたちが 生き抜くために

見津 穀

オレたちは、野宿労働者を「ムシケラ」のよう
に扱い、実際に数えきれない数の仲間たちに“野
たれ死”を強いてきた行政や世間に對して、闘い
を拂んで起ち上がったんだ。

お互にバラバラの半生を背負った者たちが、
ただ“生きる権利”と“人間の尊厳”をかちとる
ために手を取り合い、でっかくてあったかい人間
関係をつくるために頑張ってきたんだ。

だとすれば、オレたちはだれよりも人の命を
大事にしたい。

どんなにクサれきった生命でも、人間の命は
たった一つだけだ。

生きていれば、何度でもやり直すことができる！
仲間が声をかけ合い、助け合えれば、どんなダ
メな人間だって、胸を張って生き直していくこと
ができるんだ！

オレたちが求めている“団結”とは、仲間の生
命を守り、行政や世間に打ちかつ新しい人間関係
を仲間とともにつくりだすということ。

平等で差別のない人間関係！
それこそが新宿・野宿労働者の本当の力ではな
いか。

